

第五十七回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第二号

昭和四十二年十二月十四日(木曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 大坪 保雄君

理事 井原 岸高君

理事 高橋 英吉君

理事 加藤 勘十君

理事 岡澤 完治君

理事 田中伊三次君

理事 中谷 鉄也君

理事 沖本 泰幸君

理事 松本 善明君

出席國務大臣

法務大臣 赤間 文三君

出席政府委員

法務政務次官 進藤 一馬君

法務省刑事局長 川井 英良君

法務省入国管理局長事務代理 笛吹 亨三君

委員外の出席者

法務大臣官房人事課長 羽山 忠弘君

法務大臣官房司法法制調査部長 川島 一郎君

法務省刑事局刑事課長 石原 一彦君

最高裁判所事務総局人事局長 矢崎 憲正君

専門員 高橋 勝好君

十二月十四日

委員高田富之君及び山田太郎君辞任につき、その補欠として中谷鉄也君及び沖本泰幸君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員中谷鉄也君及び沖本泰幸君辞任につき、その

の補欠として高田富之君及び山田太郎君が議長の指名で委員に選任された。

十二月十二日

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

同日

小菅刑務所の青梅市移転計画撤回に関する請願(山花秀雄君紹介)(第一六六号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

法務行政及び検察行政に関する件

人権擁護に関する件

○大坪委員長 これより会議を開きます。

この際、赤間法務大臣及び進藤法務政務次官から発言を求められておりますので、これを許します。法務大臣赤間文三君。

○赤間國務大臣 ただいま御紹介賜りました赤間文三でございます。

私、このたびは、はからずも法務大臣の重責をになうことになりました。御承知のように、法務省の仕事につきましては、未経験でございます。法務委員の皆さまの今後格段の御協力と御指導、御鞭撻を衷心からお願いを申し上げる次第であります。

なお、この機会に、私の法務大臣としての心がまえの一端を申し上げ、何かと御支援を賜わりたいと存ずる次第でございます。

法務行政は、検察に関する事務あるいは民事行政に関する事務など、社会正義の実現と国民の権利の擁護にかかる非常に重要な事項を所管しておられると思っております。これは申し上げるまでもないことでございます。法秩序を維持して、平和な日本国民の生活を確保していくということには、非常に私は重要な問題である、私に課せられた一番大きなためであると考えておりまして、微力でございますが、皆さまの御協力を賜わり、全力を尽くして職務を完全にやっつけていきたいと念願しております。

次に、検察権の運用についてでございますが、私は、今日まで検察の伝統を尊重しまして、あくまで不偏不党、しかも厳正公平な明るい態度で事に当たりまして、さらに今日まで検察が国民から信頼を受けておりますが、この信頼をさらに一そう高めていくということに力を用いていきたいと考えております。

なお、この際に綱紀の肅正について一言申し上げますと、国政に携わる者の綱紀の弛緩というものは、国民の国政に対する信頼を失わせて民主主義の基盤を危うくするものと、私常々から考えております。国政に携わる者の綱紀の肅正を厳粛にいたしまして、国民の信頼を政治につなごうとするというところに、今後一そう皆さまの力をかりて努力をしていきたい、かように考えておる次第でございます。

最後に、法務省は刑法の一部を改正する法律案を国会に提出いたしました。皆さま方にいろいろと御審議をわづらわしておるうちに承知をいたしておりますが、この問題につきましても、よろしくひとつ実現しますようにお願いし、その他民法、商法、刑法等、所管の法律についても改正の用意を目下盛んに検討いたしておりますので、これらについても、整備のでき次第御審議をわづらわしたいと存じておる次第でございます。

何ぶんにも未熟な者でございますが、今後皆さま方の一そうの御支援、御鞭撻を特にお願ひ申し上げまして、簡単でございますが、一言就任のあいさつにかえさせていただきます。(拍手)

○大坪委員長 法務政務次官進藤一馬君。

○進藤政府委員 このたび、赤間法務大臣のもとに法務政務次官を拝命いたしました進藤一馬でございます。

ただいま法務大臣から所信を述べられましたので、その旨を体しまして、私も全力をあげて努力する決意であります。

私、まことに未熟で愚鈍であります。何とか誠心誠意職責を果たしたい念願であります。皆さまの御協力と御指導をお願いする次第でございます。どうかよろしくお願いいたします。(拍手)

○大坪委員長 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「二十三万円」を「二十五万円」に改める。

別表を次のように改める。

別表

区 分		報 酬 月 額
最 高 裁 判 所 長 官		五五〇、〇〇〇円
最 高 裁 判 所 判 事		四〇〇、〇〇〇円
東 京 高 等 裁 判 所 長 官		三三〇、〇〇〇円
東 京 高 等 裁 判 所 判 事		二七〇、〇〇〇円
そ の 他 の 高 等 裁 判 所 長 官		二四〇、〇〇〇円
そ の 他 の 高 等 裁 判 所 判 事		二二〇、〇〇〇円
一 号	一	一八〇、〇〇〇円
二 号	二	一六〇、〇〇〇円
三 号	三	一四〇、〇〇〇円
四 号	四	一三〇、〇〇〇円
五 号	五	一二〇、〇〇〇円
六 号	六	一一〇、〇〇〇円
七 号	七	一〇〇、〇〇〇円
八 号	八	九〇、〇〇〇円
九 号	九	八〇、〇〇〇円
十 号	十	七〇、〇〇〇円
十一 号	十一	六〇、〇〇〇円
十二 号	十二	五〇、〇〇〇円

簡易裁判所判事

二 号	一六〇、〇〇〇円
三 号	一四七、〇〇〇円
四 号	一三四、〇〇〇円
五 号	一〇九、一〇〇円
六 号	一〇三、一〇〇円
七 号	九一、三〇〇円
八 号	八二、七〇〇円
九 号	七五、五〇〇円
十 号	六八、五〇〇円
十一 号	六三、六〇〇円
十二 号	五八、五〇〇円
十三 号	五五、三〇〇円
十四 号	四九、〇〇〇円
十五 号	四六、一〇〇円
十六 号	四二、一〇〇円
十七 号	三九、八〇〇円

附 則

1. この法律は、公布の日から施行し、改正後の裁判官の報酬等に関する法律（以下「改正後の法律」という。）の規定は、昭和四十二年八月一日から適用する。

2. 最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官に対する改正後の法律第二条の規定の昭和四十三年四月一日以降における適用については、同法別表に掲げる報酬月額はいずれも、その額に、同日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては当該官職についての昭和四十二年七月三十一日における裁判官の報酬等に関する法律第九条の規定に基づく四級地（裁判官の暫定手当に間する規則（昭和三十二年最高裁判所規則第九号）に規定する支給地域の区分が四級地である地域をいう。）に係る暫定手当の月額（以下「四級地支給額」という。）に二十分の三を乗じて得た額に相当する額を、昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては四級地支給額に二十分の九を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日以降においては四級地支給額に二十分の十五を乗じて得た額に相当する額をそれぞれ加えた額に読み替えるものとする。

3. 判事、判事補及び簡易裁判所判事に対する改正後の法律第二条及び第十五条の規定の昭和四十三年四月一日以降における適用については、同法別表に掲げる報酬月額及び同条に定める報酬額は、いずれも、その額に、同日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては当該

報酬月額を受ける裁判官についての昭和四十二年七月三十一日における裁判官の報酬等に関する法律第九条の規定に基づく三級地（裁判官の暫定手当に関する規則に規定する支給地域の区分が三級地である地域をいう。）に係る暫定手当の月額（以下「三級地支給額」という。）に五分の一を乗じて得た額に相当する額を、昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までとの間においては三級地支給額に五分の三を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日以降においては三級地支給額に相当する額をそれぞれ加えた額に読み替えるものとする。

4 裁判官が昭和四十二年八月一日以降の分として支給を受けた報酬その他の給与は、改正後の法律の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

理由
一般の政府職員の給与改定に伴い裁判官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律
檢察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。
第四条中「扶養手当」の下に「調整手当」を加える。
別表を次のように改める。

別表

区 分	検 事 長							
	検 事 長	次 長	東京高等検察庁検事長	その他の他の検事長	一 号	二 号	三 号	四 号
俸 給 月 額	四〇〇、〇〇〇円	二六〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円	二六〇、〇〇〇円	二四〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円
八 号	一三〇、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円	一四七、〇〇〇円	一六〇、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二四〇、〇〇〇円

検 事 長														
副 検 事 長														
九 号	一〇三、一〇〇円	十 号	九一、三〇〇円	十一 号	八二、七〇〇円	十二 号	七五、五〇〇円	十三 号	六八、五〇〇円	十四 号	六三、六〇〇円	十五 号	五八、五〇〇円	十六 号
十七 号	四九、〇〇〇円	十八 号	四六、一〇〇円	十九 号	四二、一〇〇円	二十 号	三九、八〇〇円	一 号	一三四、〇〇〇円	二 号	一〇九、一〇〇円	三 号	一〇三、一〇〇円	四 号
五 号	八二、七〇〇円	六 号	七五、五〇〇円	七 号	六八、五〇〇円	八 号	六三、六〇〇円	九 号	五八、五〇〇円	十 号	五五、三〇〇円	十一 号	四九、〇〇〇円	十二 号
十三 号	四六、一〇〇円	十四 号	四二、一〇〇円	十五 号	三九、八〇〇円	十六 号	三六、一〇〇円	十七 号	三三、一〇〇円	十八 号	三〇、一〇〇円	十九 号	二七、一〇〇円	二十 号

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の検察官の俸給等に関する法律（以下「改正後の法律」という。）の規定は、昭和四十二年八月一日から適用する。

2 検事総長、次長検事及び検事長に対する改正後の法律第二条の規定の昭和四十三年四月一日以降における適用については、同法別表に掲げる俸給月額、いづれも、その額に、同日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては当該官職についての昭和四十二年七月三十一日における検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第五十七号。以下「法律第五十七号」という。）附則第三項の規定に基づく四級地（一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第五十四号。以下「法律第五十四号」という。）附則第十六項に規定する地域区分が四級地である地域をいう。）に係る暫定手当の月額（以下「四級地支給額」という。）に二十分の三を乗じて得た額に相当する額を、昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては四級地支給額に二十分の九を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日以降においては四級地支給額に二十分の十五を乗じて得た額に相当する額をそれぞれ加えた額に読み替えるものとする。

3 検事及び副検事に対する改正後の法律第二条の規定の昭和四十三年四月一日以降における適用については、同法別表に掲げる俸給月額は、いづれも、その額に、同日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては当該俸給月額を受ける検察官についての昭和四十二年七月三十一日における法律第五十七号附則第三項の規定に基づく三級地（法律第五十四号附則第十六項に規定する地域区分が三級地である地域をいう。）に係る暫定手当の月額（以下「三級地支給額」という。）に五分の一を乗じて得た額に相当する額を、昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては三級地支給額に五分の三を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日以降においては三級地支給額に相当する額をそれぞれ加えた額に読み替えるものとする。

4 検察官が昭和四十二年八月一日以降の分として支給を受けた俸給その他の給与は、改正後の法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

理由

一般の政府職員の給与改定に伴い検察官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○大坪委員長 まず政府より提案理由の説明を求めます。赤間法務大臣。

○赤間法務大臣 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を便宜一括して説明いたします。

政府は、人事院勧告の趣旨にかんがみまして、一般の政府職員の給与を改善する必要があると認め、今国会に一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を提出いたしました。これは、御承知のとおりであります。そこで、裁判官及び検察官につきましても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改善する措置を講ずるため、この両法律案を提出した次第であります。

以下簡単に改正の要旨を御説明申し上げます。

第一に、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬並びに検事総長、次長検事

及び検事長の俸給は、従来内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給に準じて定められておりましたので、今回もこれらの職員の俸給の増額に対応して、これを増額することといたしております。

第二に、その他の裁判官の報酬及び検察官の俸給につきましては、おおむね、その額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額と同一の比率により、これを増額することといたしております。

なお、以上の改正は、一般の政府職員の場合と同様、昭和四十二年八月一日にさかのぼって適用することとし、また、一般の政府職員の例に準じ、昭和四十三年四月一日以降、暫定手当のうち一定の額を報酬または俸給に繰り入れる措置を講ずることとし、これを両法律案の附則において定めております。

以上が、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○大坪委員長 以上をもちまして、両案に対する提案理由の説明は終わりました。

○大坪委員長 これより両案に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。大竹太郎君。

○大竹委員長 二、三の点について質問いたしたいと思いますが、まず最初に、何と申しますか、非常に素朴な質問でございますが、一般政府職員は給与と、こういってございまして、裁判官は報酬、それから検察官は俸給、こういっておるのであります。これはいろいろのいままでのいきさつと申しますか、沿革とでも申しますか、そういうことがあろうと思うのですが、どうしてこういう一何か一定したあれにしておいたほうがよろしいように思うのでありますが、この点について

まずお伺いいたします。

○川島説明員 ただいまのお尋ねの点でございますが、給与と申しますのは、一般に俸給とその他の手当などを含めた意味に用いております。したがって、一般の職員につきましても俸給と手当というものがございまして、それを含めた意味で給与というこばを使っておるわけでございいたします。検察官につきましても、やはり一般の職員と同じく俸給と手当とございまして、それを含めた場合には給与ということばを用いておりますが、検察官の俸給法では、主として俸給に関する規定が設けられておりますので、俸給等に関する法律、こういう名称を使っております。それから裁判官の場合には、俸給に相当するものを報酬と呼んでおりますが、これは憲法の規定に裁判官の「報酬」という用語を使っておりますので、それにならぬとして、特に裁判官だけは、俸給といわずに報酬ということばを使っているわけでございいたします。

○大竹委員長 ただ、ここで私感したことを申し上げますと、民間では役員の給与は報酬といっておりますし、一般の従業員は給与、こう通称いっておりますので、どうも裁判官の報酬というのは、何と申しますか、公務員の中でも一般地位的に高いという意味で報酬というのを使っているというふうな気がしてならないのでありますが、そういう点はないのであります。

○川島説明員 報酬ということばが特に裁判官についてだけ使われておりますので、御質問のような印象もないではないように思いますが、ことばの意味から申しますれば、兩者同じことであって、別にどちらを地位の高いものに対して用いるというふうな差別されたものではないと思っております。

○大竹委員長 次に、この法案について二、三お聞きしたいと思うのでありますが、たしか一般の政府職員の給与の引き上げ率は七％と聞いておるわけですが、裁判官、検察官の報酬、給与のアップ率は、一体どういうことになっておりますか。

○川島説明員 裁判官について申し上げますと、今回の裁判官の報酬の引き上げ率は、裁判官の官職あるいは号俸によってそれぞれ違っており、全裁判官を通じて今回の給与改定による引き上げ率を平均いたしますと、おおむね九・七％ということになっております。それから検察官のほうも、同じく全体を通じて申し上げますと九・一％、いずれも一般職の職員の俸給の改定率よりは幾分高くなっております。

○大竹委員 そうすると、裁判官は二・七％、検察官のほうは一・一％高いということになっておるのではありませんか、たしか前回の改正のときには、この引き上げ率は一般政府職員のアップ率とほとんど変わりなかったように思うのでありますが、今回は相当差異があるというのはどういうことですか。

○川島説明員 昭和四十一年、つまり前回の改定でございますが、その際は、一般職の職員の俸給表の全体の改定率が六％、それに対して裁判官のほうは五・一％、それから検察官のほうは五・二％、今回は反対に裁判官、検察官のほうが少ないわけでありまして、今回これが逆転いたしまして、裁判官、検察官のほうが高くなっておるのというわけかという点でございますが、御承知のように、一般職の俸給表の改定におきまして、個々の職種、それから等級によりまして、改善率は必ずしも一律ではないのでございまして、非常に引き上げ率のよいところでは一％をこえるものもございまして、低いところでは七％を割り六％程度になっておるところもございまして、そして全体を通ずると、先ほど仰せのように七％ということになるわけでございますが、全体を通観いたしますと、比較的指定職の部分が高くなっておるわけでございます。

ところで、裁判官の報酬あるいは検察官の俸給につきましては、従来から、御承知のように、対応金額スライド方式によりまして、金額において対応する一般職の職員の俸給と同じ率によって引き上げるという方法をとってまいりました。ところが、今回の一般職の俸給表の改定におきましては、指定職の部分に比較改善率がよい。それに対応いたしまして、裁判官の多数を占めております判事が、すべてこの指定職の部分にスライドして上がっております。それから、検察官の場合には、検事の一号から八号までが指定職の部分にスライドして上がっている。こういう関係で、裁判官、検察官につきましては、比較的高いところにスライドする部分が今回は多くなっているということ、全体の率が高くなっておるわけでございます。

なお、なぜ一般職の俸給表の中で特に指定職の部分の引き上げ率が高くなっておるかという点でございますが、これは一つには、指定職以外の職員につきましては、今回の改定によりまして勤勉手当が〇・一カ月分増額になっておるという事情がございまして、それからもう一つは、指定職の部分につきましては従来引き上げ率が低かった、それを多少是正するという意味が加わっておったためであると思っております。

○大竹委員 それではいま一点お聞きしたいのでありますが、これは民間でも同じことであると思いますが、最近の人間の不足、したがってこの確保をするために一番問題になるのは初任給でありまして、これは裁判官、検察官のいわゆる初任給のアップ率はどうなっておりますか。

○川島説明員 裁判官の場合の初任給と申しますと、判事補の十二号がそれに当たるわけでございますが、この十二号について見ますと、アップ率は七・三％でございます。検察官の場合には、検事の二十号がこれに当たるわけでございますが、それは判事補の十二号と同様でありまして、同じく七・三％でございます。

○大竹委員 そういたしますと、一般の裁判官、検察官が九・七、九・一というようなことで、どうも初任給のアップ率は私には少ないように思うのですが、そういうことないですか。

○川島説明員 これは先ほど申しましたように、対応金額スライド方式によりまして、今回の判事補の改定におきましては、判事補よりも判事のほうの部分の引き上げ率が高くなっております。検事に引きましても、八号以上の検事のほうのアップ率が高くなっております。そういう関係で、どちらかと申しますと、下のほうの号俸につきましてはアップ率が幾ぶん下がっておりますということでございます。

○大竹委員 次に、来年の四月一日以降、裁判官、検察官については暫定手当の一部を逐次報酬、俸給に繰り入れることになっておりますが、その内容を……

○川島説明員 仰せのとおり、今回の給与改定におきましては、暫定手当の一部を俸給に繰り入れる措置を講ずることになっております。これは一般の政府職員につきましてこういう措置がとられることとなりましたので、裁判官、検察官につきましても、同じく同様の措置をとることにいたしましたわけでございます。この暫定手当と申しますのは、御承知のように、昭和三十三年に勤務手当が廃止されたときに、従来勤務地手当の支給を受けておりました者が、これが廃止されることによりまして不利益を受けることを避けるために、臨時的に設けられた、その名の通り暫定的な手当でございます。したがって、この暫定手当が設けられました当時から、暫定手当は将来において逐次俸給に繰り入れてこれを整理するということが確認されておったわけでございます。この方針に沿いまして、すでに過去二回にわたって暫定手当の一部が繰り入れられたわけでございますが、今回はそれに引き続いて第三回目の繰り入れを行なうことになっております。

それで、この繰り入れの内容でございますが、非常に複雑になっておりますので、従来の経過から説明申し上げます。それで少し以前のことから申し上げますが、この暫定手当というのは、俸給の月額によつて支給額に差異があることは当然でございますが、このほかに、在勤する地域によつて支給額に差異が設けられておったわけでございます。すなわち、暫定手当を支給する地域は、一級地、

二級地、三級地、四級地と四段階に分かれておりまして、たとえば一級地において千円の暫定手当を受ける者は、二級地に行けば千円の暫定手当を受ける、三級地に行けばその三倍の三千円の暫定手当を受ける、四級地に行けば四倍の四千円の暫定手当を受ける、こういう関係になっておったわけでございます。ところが、過去二回の繰り入れによりまして、そのうちの二千円分が本俸に繰り入れられました。それに対応して一級地と二級地では暫定手当は支給されないことになったわけでございます。それで現在では、先ほどの例で申し上げますと、三級地に在勤しておる者には千円の暫定手当を支給する、四級地に在勤しておる者については二千円の暫定手当を支給する、こういう形に変わってまいりました。そこで、今回は、三級地に在勤する分の暫定手当を三年間にわたって俸給に繰り入れる、こういう措置を講ずることになりました。その繰り入れる方法としては、三級地に在勤する者に支給する暫定手当のうち五分の一を昭和四十三年四月一日から俸給に繰り入れる。それから、さらに残りの五分の二を昭和四十四年四月一日から俸給に繰り入れる。最後に残りました五分の二を昭和四十五年の四月一日から俸給に繰り入れる、こういう繰り入れ方をすることになったわけでありまして、これは一般職員の場合でございます。たとえば特別職でありますとか指定職俸給表の甲欄に掲げております職員につきましては、多少形が変わっておりますけれども、要するにそういう形でもって三回に分けて暫定手当を俸給に繰り入れるということになっておるわけでございます。これに対応いたしまして、裁判官、検察官にも同様の措置を講ずることになるわけでございます。繰り入れることになったわけでございますが、裁判官、検察官の報酬、俸給への繰り入れにつきましては、今回提出いたしました各法律案の附則でそのことを規定してあるわけでございます。

○大竹委員 次にお尋ねしたいのでありますが、

人事院の勧告で都市手当というものについて勧告をしたものを、今度は調整手当という名目で一般職に給与するという事で、裁判官、検察官についてこれに準ずることになったわけでありましたが、いまの御説明を聞きますと、暫定手当と都市手当に相当する調整手当との関係が、どうも何だか重複するような、一方においてはなくする方針でいながら、同じ趣旨のようなものをまたつくるというように思われてならないのですが、これは法務省へ聞く筋合いのものではないかもしませんが、その点についてどうお考えになりますか。

○川島説明員 仰せのとおり、今回の改正におきましては、一方において従来の暫定手当を整理していく、他方において新たに調整手当を設ける、こういう措置を講ずることになっております。これはまあ確かに多少趣旨の似通ったものを、一方は廃止して一方は新設するという形になるわけですが、今回設けられました調整手当というものは、主として、民間の給与が非常に高い、したがって、公務員の給与との間にはなほだしくアンバランスを生ずる。その他物価、生計費が非常に高いという地方におきましては、公務員の採用が非常に困難であるというような点を顧慮いたしまして、新たに設けることになったわけでございます。従来の暫定手当というのは、先ほど申し上げましたように勤務地手当を廃止する、その暫定的な措置として認められていたものでございまして、これは昭和三十三年に暫定手当が設けられましたから、その額は定額で据え置かれまして、かえって、先ほど御説明申しましたように、少しずつ整理されてきているものでございます。そこで、この暫定手当をそのまま復活させて新しい地域的な調整を行なう手当として使うということとは、制度的にも非常に趣旨が一貫いたしませんので、廃止すべきものは廃止し、新設すべきものは新設する、こういう前提に立って今回の措置がとられたものである、かように理解いたしております。

○大竹委員 それでは、この調整手当の内容、これにこれはたしか甲地、乙地に分けて支給をされるのだと思いますが、これを具体的にちょっと説明してくださいませんか。

○川島説明員 調整手当は、ただいま申し上げましたように、民間の給与、物価、生計費などが著しく高い地域に在勤される公務員に対して支給されるものでございます。その根拠となります規定は、一般職の職員の給与に関する法律に新設を予定されております十一條の三の規定でございます。この規定によりまして、特に調整手当を支給する必要があると認める地域は人事院規則で指定することになっておりまして、その指定された地域に在勤している職員がこの調整手当を受けるといふことになるわけでございます。そうしてその支給額は、俸給とそれから俸給の特別調整額、それに扶養手当を加えたものの月額を基礎といたしまして、人事院が甲地と指定した地域に在勤する職員につきましては六割、乙地と指定した地域に在勤する職員につきましては三割というふうに定められております。これは一般の職員に関する規定でございますが、裁判官、検察官につきましても、これに準じて調整手当が支給されることに予定されておるわけでございます。

どういう根拠で裁判官及び検察官に支給することになるかと申しますと、裁判官につきましては、裁判官報酬法の第九條に、裁判官に対しては一般官吏の例に準じて最高裁判所が規則で定めるところにより手当を支給するという規定がございますので、この規定に基づいて最高裁判所が規則をお定めになって、それに基づいて調整手当が裁判官に支給される、こういうことになるわけでございます。

それから検察官に対しましては、検察官俸給法の第一條第一項の規定によりまして、検察官には一般官吏の例によって手当を支給するという規定がございますので、この規定によりまして当然に一般官吏と同様の調整手当が支給されることになる、こういうわけでございます。

○大竹委員 この甲地、乙地を具体的に……。

○川島説明員 申し落としましたが、どういふ地域が甲地と指定され、どういふ地域が乙地と指定されるかという点でございますが、これはこの法案が通過いたしました後に人事院規則で定められることになりまして、現在その内容がどういふことになるかというところは承知していないわけでございますが、ただ、この調整手当が新設されると同時に従来の暫定手当が整理されていくということになりますので、人事院で甲地、乙地の指定をするにあたりましては、暫定手当から調整手当に移っていく、と言うと多少齟齬がございますけれども、その間の移りかわりが円滑にいくような配慮をした上で定められることになるろう、かように考えております。

○大竹委員 最後に、この検察官の俸給等に関する法律の四條の改正というのがありますが、これは待命中の検察官に対して調整手当を支給することになるんだらうと思いますが、調整手当というものは都市手当——甲地、乙地を分けて支給するということになる、待命中の検察官に対して支給するということとは変なことになるんじゃないかと思われるのですが、この点はどうなんですか。

○川島説明員 御指摘のように、待命中の検察官、つまり検察庁法の二十四條の規定によりまして法務大臣から欠位を待つことを命じられた検察官に對しましては、今回の改正によりまして調整手当を支給することにしたいと考えておるわけでございます。なぜ待命中の者にまで調整手当を支給するのかという疑問は、一応ごもっともだと考えられます。しかしながら、一般の職員につきましては、この待命に相当する制度はございません。これに非常に似た制度といたしまして、休職というものがございまして、これは待命の場合も休職の場合も、同じく勤務にはつかないけれども、公務員としての官位は保持しておる、身分は保持しておる、こういう関係に立つわけでございます。今回の給与改定に際しまして、一般職員につきましては休職している公務員に対しても調整手当を支給

するという規定を設けることになりましたので、それとの均衡もあって、検察官にも調整手当を支給するということになったわけでございます。なお、この調整手当とは多少趣旨が違いますが、これは待命中の検察官、それから休職中の公務員に對しまして支給されることになっておりまして、それとの関係から考えましても、やはり支給することのほうが相当ではないかというふうに考えております。

○大竹委員 調整手当というのは、勤務地によって支給するものでありましょ。待命中の検察官は、勤務地というのはいきまわってないのだと私は思うのですが、その点はどうなんですか。

○川島説明員 勤務地につきましては、待命を命ぜられた際の勤務地を基準として手当の支給の有無等をきめるというふうに考えております。

○大坪委員長 関連して高橋君。

○高橋(英)委員 大臣がおられるから、重大問題についてちょっと御研究を願いたいです。裁判官の関係もあるのですが、裁判官、検察官ともに超勤手当というのは特になくわけですが、これは一般職との関係で俸給にほぼ格差があった時代に、ああいう制度にしたのですが、現在は格差が非常に縮まっておるし、検察官のごときは、野党のお好みの汚職事件などで夜の夜中までやるのです。この間の寿原君のごときは、三時に逮捕状を請求したというふうなことで、第一線の検察官は、夜間勤務も激しいわけなんです。夜タクシーを拾って自分の金で乗るとか、夜食も特に手当が出ないというふうなことで、非常に気の毒な立場にあるようなんでございまして。したがって、今日の情勢としては、超勤手当を一般職公務員同様に支給するのが本筋ではないかという議論が持ち上がった、四、五年前からこれは法務部会でも問題になっておるわけでありまして、ところが、判事さんとなるとそうはいかない。裁判官なんかは、そもそも夜勤手当が出るほどの仕事をしないというところで、バランスがとれないんじゃないかというふ

うな問題が起こつておる。ところが、裁判官に対してそれならほかの方法でいまのバランスをとるようにならねばならぬのじゃないかというので、研究費とかいうことになって、最高裁判所では三十万円ほど支給されておるといふようなことになっておる。実際その裁判官が自宅で研究なんかをされるのに、書籍なんかも自分が一々買わなければいけないから、たいへんな出費があるにもかかわらず、その手当がないというので、非常に困つておられる。裁判の進行上非常に障害を来たしておるといふような事情もあるわけなんです。最高裁判所だけでは何とかそれは調整がついておるようですが、高等裁判所以下の一般の裁判官に対しては、これがない。したがって私は、この際検察官なんかに対しては、超勤手当を復活することによって何とか待遇を改善してあげなければいけないし、一般の裁判官に対しては、研究費というふうなものでも支給してあげて、その職務を完全に執行してもらうというふうにしていただきたいと思うのですが、その点について、現在法務省や最高裁判所のほうにおいては御研究になっておられますか、おりませんか。おられないとするならば、これは重大問題ですから、ぜひひとつ御検討をお願いしたいと思います。

○赤間国務大臣　ただいま裁判官、検察官、警察官等のようなものに対する勤務手当その他の方法でできるだけ実情に合うように優遇すべきであるという御意見でございますが、私も非常に感ずるがたく存じておる次第であります。全く同感でございます。ただ、給与の問題は、御承知のように、いろいろな方面に關係が深いのであります。各方面との均衡を保ついろいろな實際の問題があると思ひます。なおまた御承知のように、検察官の待遇はそう悪くなくても、このごろは就職する人が比較的少ないという特殊な事情もございますので、お話しの方は十分前向きな姿勢で、ひとつ優遇ができるような方法をとくと研究してみたいと考えておりますので、御了承を願ひます。

○大竹委員　質問を終わります。

○大坪委員長　加藤勤十君。

〔委員長退席、大竹委員長代理着席〕

○加藤勤十委員　ただいまは裁判官、検察官に対する報酬、給与等についての法律の審議の過程であります。私はこれに關連して、検察官の行動について二点お伺いしたいと思ひます。一つは大臣から直接に、一つは法務当局からでけつこうであります。

第一の点は、いま城東郵便局におきまして局長の暴行事件が起こつて、それを東京地方検察庁に告訴をする。そしてこれは田中公安部長が担当をして調べられることになっておるのであります。が、事件の起こつたのは八月の末で、告訴状が出されたのが九月の月初めであります。したがつて、今日まで相当の時間を経過しておる。にもかかわらず、事態の取り調べは一向に進捗してない。私も検事に二度会いまして、いろいろ事情を尋ねたところが、実は途中から羽田事件が起こつて、そのほうに全力をあげて捜査に当たつておるためにおくれておるが、羽田の事件の取り調べが一段落つれば、他の事件に先立つて率先して調べ、こういうことの約束は得ておるわけでありませう。二度とも同じ答えでありました。今日の公安検査關係の方々にしてみれば、一応は無理がないことと私も承知します。了承しますが、事柄は単なる傷害事件にすぎないけれども、その及ぼす影響は、全通信従業員の大部分に關連してくる問題であります。一時は、年末の一時金闘争の問題にも關連したのであります。そのほうは幸い結果がついて、残つたのは城東の告訴事件だけが現在まだどうにもならない状態にある。これを至急に調査をして、公正なる処置をとつてもらわねことには、いつまでもこういう事件がうやむやにされておるといふことになれば、従業員に非常に大きな刺激を与え、ある意味においては挑発することになるんであります。ことに大臣にお伺いしたい点は、このことが今日まで進行しないために、あらぬデマが各郵便局において行なわれておる。そのデマはどういうデマかというと、有力

なる議員が検察庁に働きかけておるから、この問題は問題にならない、こういうことが郵便局のいわゆる課長級以上の管理者側から出ておるわけだ。これはどんなに従業員を刺激するか。また、私もそんなことがあり得べからざる。ことと信じたいたいです。ところが、そういうデマが飛べされておるために、葛飾の郵便局においては、またしても暴行事件が起こつたのです。そうしてそういうことがどういふことになるかといへば、従業員に対する非常な挑発、反発せしむる契機になるわけでありませう。いま従業員の諸君は、非常にそのことについて心外に思ひ、遺憾に思つておる。いま私はここで大臣の就任のごあいさつを聞きまして、そういうことはあり得べからざることであるということを感じます。信じますが、事實はそういうデマが飛べされて、それが具体的に暴行事件にまで――これは局長でありませう。課長になれば、法務当局がいかに公正、善良に事態を処理されようとしても、事實は、末端において違つた結果があらわれてきておる。これではならぬと思ひます。これもひつきやうするに、検査当局が事務の繁忙によつてその事態を処理することがおくれておるといふところから出ておると思ひます。われわれは決して人を罪することを望んでおるのではない。あくまでも公正に事實を事実として調べてもらつて、そしていづれになるか知りませんが、早く処断をして、従業員をして安堵せしむるやうにしななければならぬと思ひます。したがつて、私は、いま申しましたそういうデマが具体的に飛べされておるわけなんです。それから、その結果が葛飾の郵便局においては局長の暴行事件となつてあらわれておるといふことを見ますと、事柄は小さな暴行傷害の事件であつても、その及ぼす影響は、通信事務全体に非常に大きな影響を及ぼすと思ひます。ことに、いま正月を控えて、ただでさえ郵便事務がこれこれ言われておるときに、従業員をしてそういうやうに反発せしむるやうな行動を当局側からとつてお

る。しかも、その当局側のとつておる行動のよつてきたところは、有力なる議員が検察庁に働きかけておるといふことが原因になっておるとしますと、私は、事は容易でないと思ひます。これらの点について、法務大臣としてのお考え、それから事務がおくれておるといふ田中検事のお話、これは一応ごもっともと思ひますが、羽田事件について公安部長が力を入れておられることもわかりませうけれども、しかしながら、私はそういう及ぼす影響の大きいという社会性にかんがみて、早急にそれを処理されるようにはかられるべきではないか、こう思ひますが、これに對して法務当局のお考えはどうであるか、この二つの点をお伺いしたいと思います。

○赤間国務大臣　お答えを申し上げます。いまお話を承りまして、私非常にごもっともに考えております。何か有力な議員が働きかけておるとかというやうなことがもしあれば、私は非常に好ましくない。私の一番きらいなこと、私が法務大臣をやつておる間は、正しいことはあくまで正しい、やるべきことはどんなやうなものであつても、国民の権利を擁護していく、自由を守っていくという、これにひとつ徹底していきたいという念願に燃えております。

いまお話しした葛飾の郵便局の暴行事件につきましても、ひとつすみやかにこれが処理が済むやうに尽くしていきたい、かように考えている次第でございます。私はやはり一國の治安、警察というものは、信用を得ることが一番大事だ。検査当局もすべての国民から、とにかく現在も信用を得ておりますが、さきにも言ひましたやうに、一そう信用を得て、外部の力に災ひされず、ほんとうに正しいところに行くといふところに、私は非常に大事なことがあると思ひます。そういうことに今後努力をしていきたいと考えておりますので、御了承願ひます。

○川井政府委員　あとの葛飾の局の事件につきましては、まだ報告が参つておりませんので、後刻また調査をいたしまして、適当な機会に御説明を

申し上げることにしたいと思います。

それから最初の城東支部の事件につきまして、一応報告が参っておりますし、その間の事情を調査しておりますので、ごく簡単に御説明を申し上げます。

この事件は、たゞいま仰せのように、八月三十日に事件が発生いたしました。直ちに郵便局長のほうからの報告に基づきまして、城東の警察が捜査に着手をいたしております。それから九月一日に、今度は労組側のほうから、郵便局長にも暴行があったということで、同じ警察に告訴、告発がなされておりました。この城東警察署におきましては、双方を取り調べをいたしまして、双方に傷害の容疑があるということで、九月の末の九月二十八日に東京地方検察庁に事件を送致ないしは送付してまいりました。直ちに主任検事をきめまして捜査に取りかかったものでございますが、先ほど仰せのように、羽田事件という突発事故が起きまして、東京地方検察庁、現場で働ける検事が約百二十名でございまして、そのうち九十名を動員いたしました。この捜査に従事いたしました結果、残念ながら身柄つきでない、在宅事件と称しておりますが、そういうような事件につきましては、その間一月余り捜査が滞滞したことは、御指摘のとおりでございます。しかし、大体において処理が終了したので、おくれしておいた事件につきまして一斉に捜査を開始しております、こういう報告に接しておりますので、この事件につきましても、間もなく公正な判断がなされるものと期待をいたしている次第でございます。

なお、本日、さらにこの種の事件につきまして、またほかの暴行事件を誘発するようなおそれもある、現に起きているではないか、こういうふうな御指摘でございますので、よくその点を承知いたしまして、迅速に適正な処理が早く行なわれて、波及を防止するように私からまた検察当局のほうに伝えることにいたしたい、かように思っております。

○加藤(勲)委員 ただいまの大臣なり当局のお考

えは、私も了承します。ぜひそうあってほしいと思います。ただ、しかしながら、あなた方がどんなに善良であつても、いま言うように、下のほうでいろいろなデマが飛ばされる。私は、こういうデマが流れるというのは、明らかに検察に對する威信を失墜せしむることになると思うのです。そういう事実ないしあることがよく喧伝されておる。そしてそれが多くの人々にいろいろな意味においての影響を与える、というふうになります。そのデマを流す人間は、これが検察当局を傷つけるなんという考えはなくてやっております。このデマを著しく傷つけるものでないと思ひます。こういうことは許されることではないと思ひます。でありますから、どうかあくまでもそういうデマが出てくるようなすきを与えないようにしてもらいたい。これはよくおわかりですね。どうかそういう意味におきまして、亀戸事件の真相につきましても、検察庁にはもう三万何千名という人の署名が出て、請願書が出ておるわけなんです。そういうくらしい事件でありますから、小さい事件だというて簡単に処理されないで、十分に真相を調査されて、その上で公正な処置をしてもらいたいということを重ねて申し上げて、私の質問は終わりたいと思ひます。

○大竹委員長代理 横山利秋君。

○横山委員 ちよつと速記をとめて。

○大竹委員長代理 速記をとめてください。
(速記中止)

○大竹委員長代理 速記を始めて。

法務行政及び検察行政に関する件、並びに人権擁護に関する件につきまして調査を進めます。横山利秋君。

○横山委員 先ほど法務大臣の施政方針のお話を伺いましたが、この機会に、あしたおいでにならないそうでございますから、法務行政一般につきまして、大臣の所信をただしたいと思ひます。

第一は、法務行政の中のみならず、すべての各省にわたるのであります。いわゆる一局削減の問題でございます。伝うるところによりますと、法務省におきましては訟務局を廃止なさるような予定と聞いております。私も行政を簡素化し、重点を配置がえするということについては、原則的に異議を申すわけではございませんけれども、訟務局というところは実務のところなんですね、実務のところなんだから、国民の訴訟に對して、国が各省のことを代行する仕事をなくするわけにはいくまいではないか、どうして一体なくなつて、とができるのだろうか、名前が、局がなくなつても、実際にやる仕事の削減のしようがないではないか、こう考えるわけでありまして、単に局の名前をなくして、実際の人員も、予算だっていまいちのだから、一切のことは何ら変わらないというのではあるならば、全くこれは形式論に終わるのではないかと。したがって、そういう画一的な一局削減論というものについては、いかかと思ふ。もつとほんとうに科学的に、合理的に、政治的に、この際この仕事はなくてはいいんだというところの問題の中心を据えるべきではないかと思ふ。それですが、法務大臣のこれに對する御意見を伺いたいと思ひます。

○赤間國務大臣 お答えを申し上げます。法務省といたしましては、お述べになりましたように、現在あります訟務局を部にして官房の中に入れて、こういう考えで、いま事務をいろいろと研究をいたしておるような次第でございます。できるだけ簡素化をいたしまして、しかも仕事には差しつかえないようなことを盛んにいまくふうをいたしておる、これが実情でございます。お話しのように、各省とも画一に一局を減らせというの、これは総理から話がありまして、われわれは、いまそれに従つて作業をやりまして、近くまとまると思ふのです。御承知のように、私も長い間官僚の時代がありましたが、どうも人間を減らしたるほう、官僚のほうから見ると好ましくないとい

うので、なかなかむずかしい問題が多いのであります。お説をお述べになりましたように、すっかり調べ上げて、事務の繁閑を調べ、いろいろやつた上でそれに合うようにやるというのは、これは理想的だと思ひますが、そういうことをやっておると、実行がなかなかむずかしいというの、過去の例でございます。そういうことで、おそれく総理においては、まずひとつこれからの簡素化の手始めとして一省一局減らす、こういう命令をされたものとして、これをわれわれは実行いたそう、こういうふうな考えでおるのであります。これはやっぱり一つのなかなかむずかしい仕事でございます。思ひ切つて一省一局減らすという方針は、私は賛成です。この次はひとつまた各省から適当な員数を、五五なら五五を三カ年に減らす、こういう方針が出てくるものと思ひます。やっぱり行政全体を簡素化、強化するということ、今日私は時代の要求であると思ふ。われわれとしてはそれに従つていきたい、かように考えておる次第でございます。

○高橋(英)委員 ちよつと関連質問。大臣の苦衷はよくわかりますが、訟務局を縮小するというような問題、これはいわゆる健訟主義といひます。紛争の起こつた事件を徹底的に最高裁まで持つていつて争うということになると、あまり減らされないのではないかと思ひますが、調和、和解の精神によつてお互いに理屈があるのだから、国も訴えられた以上、また訴える以上、向こうもどこまでも争う以上、相当理屈があるのだから、早期にそういう線に沿つて解決するといふ、なるべく手数を省く、健訟主義に走らないといふうなことになる、多少縮小してもいいと思ふのです。が、そうじゃない、やはり従来のように徹底的にどこまでも争う、親方日の丸だからというので、どこまでも争うといふうな主義でいけるならば、やはりいまのままで置かれたほうがいいのではないかと思ふのですが、その点ちよつと質問者と意見が違ふかもしれないけれども、そういう点いかがですか。

○赤間國務大臣 いまの考えとしては、局を部に於て大臣の官房に置いて、いろいろとくふうをいたしまして能率を下げない、そしてひとつ仕事をやっていこう、こういうふうな構想のもとにいろいろと作業をいたしておるわけであります。おそくあまり能率を下げない、むしろ私は能率をあげるという、いまよりも人数は減つても能率をあげる、こういうことでいく意気込みでひといきたい、こういうふうないろいろとくふうをいたしておる次第でございます。

○横山委員 私の言っているのは、事務局という仕事は実務なんだから、これは削減のしようがないではないか。それともいま高橋さんの言うように、もう方針を変えた、あまり争うことはやめよう、適当にしようと言わぬけれども、そういうような方針の変更があるならばいい。方針の変更なくして実務をなすわけにいかぬではないか。あなたの言うように部に於て、局長は首切りだ。それに伴って人間も減らさないとはいえないか。

○赤間國務大臣 少し減らすのです。

○横山委員 少し減らすのですか。

〔大竹委員長代理退席、委員長着席〕

そうすると、方針の変更もなくしてそういうことをやることは、まことにばくはいかぬと思う。ここに前法務大臣の田中さんがいらつしやる。黙つていろいろお考えのようでございますが、私は、屢次同僚諸君とともに、法務省並びに最高裁のあり方にはるる御忠言を歴代の大臣に申し上げている。一つは硬直性が——そういうことばがいまはやりでありますから言うのですけれども、非常に硬直しておる、弾力性が無い。私もいろいろ注文をしても、それが実現されるのは、ほかの経済省とは違つて、全く忘れられたころに、こういうことを検討しておるようになりましたぐらいの話である。それから財政局にも全く硬直しておる。弾力性のある仕事ができるような省ではない。頭のほうも、一國一城のあるじばかりで、裁判官も法

務省の役人も一國一城のあるじばかりのお仕事のために、協調性がなかなか乏しいように思う。そういう弾力性のない役所であるということを、新法務大臣はよく御存じだと思ふけれども、重ねて私は申し上げておきたい。ですから、何もほかの省のように機動的な運営をやれとは必ずしも言わぬけれども、少なくとも余裕のある仕事ができるように、人間だつて予算だつて持つていなければ、お仕事はつとまらないのではないか、こう思ふのです。部に於ても、人間を減らしても能率があがるという根拠を少し聞かしてもらいたい。

○赤間國務大臣 一省一局を減らすという方針が立てられましたので、いろいろと研究をいたし、あらゆる面から法務省も研究に研究を重ねまして、その最後の案として、訟務局を官房に部として持つていって、少しは人間も減りますが、幾らか減らしていく、そして事務の立て方を、能率が上がるのではないように、また一そう従来よりも能率が上がるような考えのもとに、ひとつあれをしていく。そこに非常にくふうと努力が要るのでございます。ただ従来のとおりと考えておりません。創意くふうによつて訴訟の仕事が能率の下がらぬようにやろう、こういうふうな考え方を持つております。たとえば法務省における人間を一部地方のほうにも移すとかというふうなことも、一つの方法かもしれません。ありとあらゆるくふうをいたしまして、人間は幾分減つても能率は下がらぬで、かえつてあがる、こういう方針のもとに研究をいたしておるような次第でございます。実務だから、人間が減れば能率が下がる、そういうふうでなくて、人が減つても能率はあがる、こういうふうな方針にいたしたい。私はいつも、いまちよつとお話しになりましたが、役所というところはやはり能率をあげてどんどん仕事を早くやつていくというところに努力せねばならぬといふことをかねがね考えておるのであります。とにかく全部スピードをつけて能率をあげていく、しかもみんな力を合わせて能率をあげる、こういうくふうをひとつ増進をして、省全体が活発に能率

があがつていくようなほうにつとめていきたい、かように考えております。その点御了承願ひたいと思ひます。

○横山委員 前法務大臣は有能な弁護士、新法務大臣は有能な行政官吏出身、私はずいぶん期待をいたしておるわけであります。就任をされた直後に、一番最初の法務省の仕事が人間を削減すること、それから局を一つなくすることでは、やっぱり士氣にも関することではないかと思ふのであります。

ついでに、一つその問題に関連してお伺ひしたいのですけれども、最高裁と法務省に臨時職員はそれぞれ何人ぐらいますか。これはほかの方でもけっこうです。

○羽山説明員 臨時職員と申しますのは、おそくアルバイトというような名称で雇われておる者だと思ひます。法務省におきましては、特に法務局関係に多いのでございます。本省におきまして、入国管理局等で若干おるようでございます。その数は、最近の数は約千名でございます。

○矢崎最高裁判所長官代理者 裁判所のほうにおきましては、そういう職員はおらないことになつております。

○横山委員 先般東北視察をしました際、法務省職員にあらざる職員、法務局の登記関係についてずいぶん長い、数年つとめておるといふ人に会いました。それから、いまお話しした千名というのには、どうも私の感覚からいってちよつと少ないように思ふのですけれども、一法務局平均何人ぐらになりますか。

○羽山説明員 法務局の本局だけではございませんで、御承知のように、法務局には支局、出張所がございます。その末端に至りますまで雇つておるところがございまして、私が最近調査いたしましたところでは、たとえば東京法務局では、本局におきまして約五十名。

○横山委員 そこで大臣に注文したのであります。この登記所は、本委員会が先般視察、それから決議もいたし、そして増員を要求し、若干の

増員が行なわれておるわけであります。アルバイト職員というものは、ほんとうのアルバイトというところは、季節的要員あるいはその他特殊な仕事というものがアルバイトの本来の仕事であります。ところが、登記所等に関しましては、全く恒常的要員に終わつておるわけでありまして、しかも、これに関する労働条件に数々の問題があるわけでありまして、本年度、先般法務省の説明をちよつと聞いたわけでありまして、この増員要求をなさつておられる模様であります。政府は増員は認めないと言ひ、むしろ一局削減に関連をして人員を削減しようといつておるわけでありまして、最高裁といひ、法務省といひ、とにかく人間については非常に圧縮を受けておることは、報告をお受けになつたと思ひます。この際、ひとつ恒常的なアルバイトを解消するということにしたい。そして本年度の増員要求については、ひとつ格別の充実をしてもらいたい。これはもう歴年私どもが主張しておる。特に法務局なんかというところは、他の法務省並びに最高裁傘下の権力機構の役所と違つて、これは本省の中でけたの違つていふか、カラーの全く違つたサービス庁なんです。しかも、年間どのくらいでございますか、五百億をこえる国税収入を持つておるところで、たいへん少ない人員で、そういうところのサービスが、一番また評判が悪いのであります。人間が少なすぎて評判が悪い。そして、この間週刊雑誌にぎわしたような、三時になつたらやめだ、いややるんだという問題を惹起をいたしました。私はそのことの是非をいまは議論はいたしません。いたしません。要するにこれは人が足りないために、どうしてもサービスということについてできないような状況になつておる。この点はひとつアルバイトの絶減並びに人員の増加について、大臣の就任早々フランスの面を生かしてもらいたい。いかがです。

○赤間國務大臣 法務省で、たとえば登記に関する職員というものが、登記事務が非常にふえて人が足りないといふことは、お説のとおり強調い

たしております。こういう特別の問題につきましましては、ひとつ皆さま方の応援も得て、人間にある程度ふやすことはやむを得ないことで、仕事に差しつかえない限度に登記のための職員などは増員をしていきたいと考えております。応援をひとつお願いしたいと思ひます。

それからアルバイトを普通の者に引き直すという問題は、いろいろな歴史もあれば、いろいろな事情があるかと考えますので、その点は特に調べてみたい。御了承願ひたいと思ひます。

○横山委員 これは大臣ちよつと事情をそこまでまだ御存じない模様でありますから、いまのお話のように、アルバイトの実態というものについて御調査願つてから、重ねて質問したほうがいいように思ひます。もう長年臨時職員としてつとめておつて、そしてもちろんそれはいろいろな諸手当その他ないわけでありますが、それにもかかわりませず、法務行政に対して尽瘁をしておるのでありますから、ぜひこれは十分調査をしてもらいたい。

それからその次に、これは直接のあなたの所管ではございませぬけれども、しかしながら、事件となつてきておりますから……警察官の事故が最近非常に多くなつたというのであります。一つは、ピストルの携帯やピストルの暴発の問題がございします。一つは、無免許運転の問題がございします。それからもう一つは、酔っぱらい運転の問題がございします。こういう警察官の違法行為あるいは業務上過失事故というものが最近出ておりますことは、きわめて遺憾なことです。警察官の無免許運転を検査する警察官が必要ではないかと、町では漫才にそれが引用されておるようなわけでありします。

まず第一に、警察官のピストル携帯の問題であります。私はいま直ちに警察官からピストルを全員なくするということを必ずしも言うわけではありませぬが、あれば厳重にピストル携帯の方法が定められ、そして教育がなされておるにいかかわらず、暴発で人を殺したり、そういうことが散

見をいたしますということに及んでは、必要不可欠な警察官に携帯をせしめるとか、あるいはそれこそ事ある場合には直ちに携帯ができるように準備をするとか、方法が考えられてしかるべきではないか。私は本年イギリスを回つてまいりました。イギリスにしても、ソビエトでもそうでありします。イギリスはもちろん、御存じのように、携帯はいたしてありません。ソビエトの場合においても、一部の警察官だけが携帯をしておる模様であります。そう考えますと、これは警察庁長官の御意見も何かなければなりませんけれども、ああいう業務上過失事故が続出するに及んでは、再検討の必要があるのではないかと、こう考えますが、法務大臣はどうお考えでありますか。

○赤間国務大臣 警察官のことにつきましてはお尋ねであります。警察関係は自治大臣の所管になつておりますので、いまお話しになりましたことをよく自治大臣に私からお伝えいたします。

ピストルについては、英国のようなどころは携帯してない。その携帯の可否等についても研究された方がいいのではないかと、いろいろな意見、あるいは警察官がやはり昼夜を問わず治安のために非常に努力をしておることは、感謝感激にたえぬわけでありますが、さらに綱紀の肅正をせざるを得るほうがいいのではないかと、いろいろなことをあなたの意見に私の意見もつけ加えて自治大臣にお取り次ぎすることが適當だ、かように考えておりますから、御了承願ひたいと思ひます。

○横山委員 ごもつともなお返事でありますが、いまちよつと聞きましたが、私の意見もつけ加えてという意味は、あなたの御意見はどういう御意見でございしますか。

○赤間国務大臣 私の意見は、綱紀の肅正は、警察といわず、全部綱紀肅正を徹底させるということが必要ではないか、警察のみならず、一般の官公吏全部、思い切つて綱紀の肅正をやつて国民の信頼を得る、こういうのがほんとうにいい政治ができ、国民から信頼を受けるゆゑではないか、こういうことが私の意見で、こういうことをつ

け加えて……

○横山委員 私の質問しておるのは、ピストル携帯についてのあなたの御意見です。

○赤間国務大臣 ピストル携帯につきましては、綱紀の肅正ができてくれば、私は持つておつても別にいまましい事件というものは起こりにくい。やはり犯人に凶悪犯人が相当ありますので、夜なにか一人で回るのはあぶないといわれることも相当多いので、やはり護身用といひますか、いまのところでは携帯が適當じゃないか。ただそれが、お話しになりましたように、乱用するというようなことを戒める。これはいま申しました綱紀肅正ということ、ピストル携帯だけは、いまの時勢では、まだ廃することよりも必要の度のほうが少し強い、私はこういうような率直な考えでおります。

○横山委員 私もことばが足らなかつたかもしれぬけれども、最近起こつておりますピストル問題を二つに分けて、一つは、うっかりして、見せてくれ、見せてあげるとして、当たらず、撃てるものなら撃つてごらん、それでたまが入つていないと思つて撃つたら死んじやつた、こういうような綱紀関係であります。もう一つは、暴力団やあるいは町の悪いやつが、警察官が携帯しておるピストルをとるとする事件がある。これは綱紀の問題ではない。そういうピストルをとろうとすることを誘発する要因になつておる。そういう関係が二、三ございしましたね。これは綱紀の問題ではない。警察官からピストルをとろうということはない。警察官からピストルをとることはあります。は、よほど凶悪犯人の考えることではありますけれども、現にあつたのであります。そういう人間がおるならば、もっとピストル以上のものを携帯せしめるというふうな、それを再軍備論みたいになつてしまつたのであつて、どうにもならぬわけでありします。むしろそれよりも、警察官にピストルは携帯しないことにしておいて、そういう誘発的な要因というものをなくすることのほうが大事ではないか。さりとて私は、いますべていかなる場合でも持つてはならぬと言ふのではな

い。必要不可欠の場合、あるいは直ちに携帯できるようなことをすること等によつて、かかる問題、両方の問題をなくするというのが今日必要ではないか、こう言つておるわけですか。どうです。多いと思ひます。私もまだ特別にこれを研究したところまではまいつてないのですが、ただ、私のいまの率直な気持ちからいふと、治安維持という点からいふと、あなたの言うように必要に応じてそれが持てるという便利な方法もあるかもしれないが、持たないのと持つとのいつたら、今日の時勢ではまあ持つておつたほうがいいのじゃないか、私はこういうふうな考え方が頭にありますので申し上げたわけでございます。

○横山委員 それでは、これは警察庁長官にもおいてを願ひまして、一ぺん真剣に議論をいたしたいと思ひます。その次に、先般同僚諸君と東北地方を調査した際における問題であります。予算に關係をいたしますが、裁判所並びに法務省庁舎が非常に老朽化しておるということでありします。これはもう見るに忍びぬという感じがいたしまして、われわれとしては調査報告書を局長から提出をしていただいたわけでありしますが、庁舎の改善をするということ、ただに働いてもらふ裁判官から末端のボイラーの職員に至るまで必要な能率的な仕事をしてもらふということばかりでなくて、国民に対するサービスの問題である、この痛感をしておる。裁判所や法務省のためにというのではなくて、国民へのサービスのために、この老朽庁舎を改善しなければならぬと考えるのです。私の地元は名古屋でございますが、たとえば一番よくわかる名古屋の例を引いてみますと、各庁舎ほとんどみな施設を改善いたしました。ところが、たとえば検察庁もそうでありますが、暖房があるのかないのかわからぬようなところで、非常に古いところで、私もしばしばおじゃまするのですけれども、もうもう寒くてやり切れない。だから、ああいう寒い状況のもとでは、調べるほうも調べられるほうも

いらいらしてしまつて、それも一つの手かもしれないが、まきり味もそつけないような雰囲気なのであります。廊下は、歩けば音がたがた音がして、部屋の中までこれが聞こえてくるわけでありまして、先般第一合同庁舎ができて、この次は法務関係の番だということで、皆さんが陳情をされておる。おくれますと、いまの国税局関係が合同庁舎ができたものでありますから、この国税局の建物がある。そこへ臨時に入れてもらうと、うまいこと能率よく合同庁舎ができていくというそらばんになつておるものであります。入国管理局の名古屋の事務所なんかは、戦前のどこかのお屋敷をそのまま借りておるものですから、入つていきますと、どこが入り口やら見当がつかない。二階のお座敷になつておるようなところが事務室になつておりました、そうしてお座敷のようなどころに板を張つて、そうして中に入つてみますと、天井に頭がつかえるのではないかと、頭をかかめて仕事をしておるような状況なのであります。ですから、庁舎一般について明年度予算に格段の御努力をお願いしたい、また自分のところのまえみそのことで恐縮であります、名古屋の法務関係の合同庁舎が来年から実現をされるかどうか、意見を伺つておきたいと思ひます。

○赤間閣務大臣 お答え申し上げます。庁舎の問題は、お説のとおりと存じます。来年からこの庁舎を改善するあるいは新築するということ、まだ私承つておりません。とにかくできるだけ悪いところからひとつ改築していくような方法を講じていきたいと思ひます。

名古屋のこととはどうかとおつしやいましたが、私、いまのところまだ研究が十分できておりません。どうかひとつその点御了承をお願いしたいと思ひます。

○高橋(英)委員 関連して、いまの横山君の質問の趣旨は、私は賛成です。大体予算要求に裁判所でも法務省でも遠慮がちじゃないかと思ひます。特に自民党の立場からいいますと、これはよく頭に入れておいてもらいたいのですが、法務

部会で予算要求の相談なんかするときに、今度の管轄関係については、どこを裁判所をどうする、どこをなをどうするかというふうなことに、一応は披露していただくなり相談をかけてもらうというふうにしてもらいたい。こつちも忙しいから、そういうことをついでに忘れてしまふ。内部の問題であります、与党内に對してすらそれくらい不熱心であるとするならば、横山君の要望にこたへることができないことになり、横山君の要望にこたへるためには、与党内でそれくらい熱心な検討をして、与党の力によつて御要望がひとつ実現できるようにやつてもらいたいと思ひます。新政務次官もひとつ大いに努力して、そういう点に氣をつけてください。私も忙いものだから、つい法務部会ではかのことばかりやつて、その点研究できないわけですが、そういうふうな意味において、とにかく遠慮せず大きくひとつ要望してもらつて、そしてわれわれバックアップして御要望を実現するというようにしたいと思ひます。

○横山委員 ちょうどここに前法務大臣の田中さんがおられるが、前法務大臣の田中さんと一問一答いたしました中に、亡命論というものがあり、亡命、これはオリンピック以来、非常に日本に亡命ないしは日本経由して亡命ということがふえてまいりました。

そこで、最近アメリカの兵士が、一つの組は日本からソビエトを通じて中立国へ亡命をいたしました。一つの組は見つかつたらしいのであります、こういうことについて、まず事実についてはソビエトを経由した亡命については御存じでございしましたか。あとでわかつたということでございますか。

○赤間閣務大臣 お答えをしますが、日本からパイカル号が何か、とにかく船に乗つて出たということは、あとから承つた次第でございます。逃走の経過と申しますか、行動は当時あまりつまびらかでなかつた。

○横山委員 私はいちやうどあの日、たぶん四人が

乗つたであらうと思はれるパイカル号に乗つておつたわけでありまして。ソビエトへ行きまして、自分の船と同じ船らしいというのを聞いたわけでありまして、どうも世上伝うところによりまして、日本の警察陣なりあるのは特殊な機構は知つておつたのではないかと、ちらほらするわけでありまして。知つておつたけれども、もうとてもこれはむづかしい問題になりそうだから、知らぬ顔しておつたらしいという話が散見をしておるわけでありまして。

その後、見つかつた組については、事前に御存じでございしましたか。どういう取り扱ひをなさいましたか。

○笛吹政府委員 四名の水兵の問題につきましては、日本から出国したあと、報道機関によりまして、モスクワ放送などによりまして向こうにいるというのを承つただけでございます。

○横山委員 あとのほうは、その後また脱走してつかまつた組。

○笛吹政府委員 あれにつきましては、当時私のほうは全然聞いておりません。

○横山委員 そこで、前の委員会でも田中さんと一問一答いたしましたのは、今後引き続いて起こる可能性はある、亡命という問題はこれから必ず続いてくると思はれる。したがつて、この際亡命の定義をする必要がある。なぜならば、政府は最近、あの韓国人の問題を含めてケース・バイ・ケースで、私も野党の立場から考えるばかりでなければ、私もアメリカに關係することについてはアメリカに氣がねをしてこれを取り扱う。韓国に關係をしますことについても、どうも韓国側には六分の有利なり方をする可能性はある。そうしてなるべくならば亡命を純然たる亡命として国際的な慣習と伝統に基づいて日本へ亡命を受け入れるというのを避けるようにしたい、こういう雰囲気があるのを見ると私が言つたわけでありまして。そしてこの際亡命の定義をつくつたらどうも、原則的な亡命についての政府のあり方について

て検討をしたらどうか、こういうことを私は強く注文をしておいたわけでありまして、この点については、法務大臣はどうお考えでございしますか。

○赤間閣務大臣 ごもつともな御意見に拜承いたしますが、亡命というものの定義をつくることは、これは研究、勉強をしないとなかなかむづかしいという見通しであります。憲法にも、別に亡命に關するようなことはあまりないようでございます。ただ、政治難民に對する庇護に關する国際慣行があることは御承知のとおりでありまして、なかなか亡命人の取り扱ひということ、なおまた亡命とはいかにというのとは相當むづかしいので、特にひとつこの点は研究をしてみたい。

ただ、私の氣持としては、亡命をしてきた者が政治的迫害を主張する。政治的な迫害を受けるのは相當これは根拠がありそう。しかもまた本人はそうだが、われわれのほうから見ても、この人にとつてわが国の利益と日本の公安のほうと両方から考へてみたりして、とにかく非常にいろいろな場合があると思ひます。亡命者というものの定義をつくるということは、なかなかむづかしいのじゃないか。いま研究中と聞いております。引き続き、亡命者の定義、並びにこの亡命者はどういふふうに取り扱うのが一番適當か、やはりいろいろの場合があるかもしれません、そういう点、ひとつ十分問題のあるところを研究していきたい、かように考へておる次第であります。

○横山委員 歴代の大臣の在任中に必ず一件や二件ございしたように、おそらく新大臣の在任中にも亡命者が出てくると思ひます。そのたに何か新聞でわつと出て引きずり回されるように、法務大臣はじめ各省大臣、官房長官等に至るまで引きずり回されてしまつて、そして政治的解決をせざるを得ないというのが落ちではないか。私は特に本件のみならず、常に法務省、法務大臣の地位、職責というものが、きつと世間の目に映るようになってほしいという希望を常に持つておるわけでありまして、ときどき法務大臣の所

管であるにかかわらず、外務大臣が所管らしいという錯覚を国民に与えてみたり、あるいはまた内閣官房長官が法務大臣にかわつてがちゃがちゃしゃべつたりするような傾向が、最近非常に強いのであります。そういうようなことでは、法務行政の権威、法務行政の職責というものがつとまらぬ。したがつて、亡命問題につきましても、何も私は法務省だけでやれと言つてゐるわけではございませんが、法務省が主管をされて、そして民間の学識経験者の意見も聞いて、各省の意見も聞いて、原則的な方向を定めて、そして今後問題は法務大臣が責任をもつて処理をするという体制というものを置くために、しかるべき委員会なり何なり設置して検討をしておかれることが、いろいろな意味において私は必要だと考えますが、いかがですか。

○赤間国務大臣 ごもつとも存じますが、十分各方面から検討させてみたい、かように考えます。

○大坪委員長 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案に対する質疑を続行いたします。横山利秋君。

○横山委員 裁判官、検察官の報酬等に関する法律なんですけれども、ここにずっと金額が書いてあるのですけれども、裁判官とか検察官というものの昇給の基準、昇給の時期、そういうものがどういう定めになっておりますか、伺いたいと思ひます。

○羽山説明員 まず、法務省の検察官のほうからお答えいたします。昇給につきましては、法務大臣と内閣総理大臣、事務的には法務省の事務当局と総理府の人事局でございます。それから法務大臣と大蔵大臣、事務的には法務省の事務当局と大蔵省の主として給与課でございますが、相談いたしました取りきめました昇給率則というものがございまして、これは大体初めの検事につきまして

は、検事は御承知のように二十号まであるわけでございますが、初任給が二十号でございます。最初のうちは半年ないし一年、それからだんだん上がりまして二年ないし三年、上のほうになりますと五年、それから経験年数を勘案いたしました。たとえば二十七年あるいは二十八年以上でなければ何号俸にはならぬというような取りきめがございまして、それに従つてやつておるわけでございます。

○横山委員 裁判官は。
○矢崎最高裁判所長官代理者 御承知のように、裁判官の報酬は、判事と判事補に分かれておるわけでございます。判事補の報酬は一号から十二号まで分かれておる、これも御承知のとおりでございます。判事補は、十年間判事補でなければ、その中から判事に任命されない、こういうことになつておるわけでございます。したがつて、判事補の一号から十二号までの報酬は、要するに十年間それぞれ昇給しつづつて上まで行く。

○横山委員 昇給の基準は。
○矢崎最高裁判所長官代理者 昇給の基準につきましては、これは一律ということ申すことができませんかどうか。病氣等がございますから、その十二号の俸給が最後の一号に行くように区分けいたしまして、そして高等裁判所長官、所長等の上申に基づきまして、最高裁判所の裁判官会議で決めていただく、こういうような具体的な扱いになつております。

○横山委員 両者とも若干の昇給基準に画一的でない点があるのですが、成績によつて昇給しなかつたり昇給したりすることがあるのですか。つまり特別昇給という制度があるのか、あるいは欠勤をしたら昇給しないということがあるのか、あるいはまた成績が悪いから今度は落ちたということがあるのか、その点はどうですか。

○羽山説明員 検察官についてお答え申し上げます。一般職の給与に関する法律に定められておりますような特別昇給という制度は、検察官にはございせん。

それから、これは一般職につきましても同様でございますが、昇給といふのは、ある年限が来たら昇給させることができるということになつておりました、必ず昇給させなければならぬというたてまえにはなつていないことは、御承知のとおりでございます。ただ、運用の実際におきましては、ある経験年数を経まして、特に能率が悪いとかあるいは長期病欠をしたというような者につきましては、昇給をさせないという扱いになつておるわけでございます。その他の者につきましては、まあ普通にやつておれば、一応一定の期間つとめればその経験年数に応じまして昇給をさせるという扱いになつておるわけでございます。検察官につきましても大体考え方は同じでございます。ただいま申しました一応の基準がございまして、それに該当する者につきましては、特に長期にわたつて病氣休暇あるいは能率が悪いというような者を除きまして、昇給させるというような扱いになつておるわけでございます。

○矢崎最高裁判所長官代理者 裁判官について申し上げますと、裁判官も、病氣の結果休みが長いという方につきましては、所長からの昇給の上申というものはやはりその病氣の期間等に應じて延期されるわけでございますけれども、しかし、いま現在のところ、判事補の方々の昇給につきましては、大体においてみな同じように昇給がすつておられるようで、中から、判事補の俸給自体が高いか低いかというところはまたこれは別問題でございますけれども、その運用についての不満というものは全然ないような実情になつております。

○横山委員 そうすると、ほとんど画一的に、普通に働いておれば一定の年限が来れば昇給する、こういうことの様相であります。そういういたしますと、裁判官なら検察官のこういう要職にある諸君の人事管理という面については、法務省なり最高裁なりはどうお考えでございますか。最近において、いわゆる責任体制ということが問題になつてきておる。この責任体制ということとは、部

下を掌握し、あるいは重要な職務を遂行する人の責任問題、その責任が確立され、職に向かつて責任が完遂しておるかどうかという点については、どういう方法で人事考課をなさつておられるのでありましょうか。

○羽山説明員 お尋ねの点が給与の問題でございまして、主として給与の面からお答えを申し上げます。私のことばが少し足りないために、一定の年限がくれば全部がある最高の号俸まで到達するといふふうにあるいは誤解を生じたのかと存じます。実は検事の俸給につきましては、認証官を除きまして、検事一号、二号、この検事一号、二号につきましては、総理府人事局、大蔵の主計局との取りきめがございまして、検事一号は何人、二号は何人という取りきめになつております。と申しますのは、ただいま御指摘のように、責任体制ということに関連するのかもしれないが、一般の行政官におきましても、たとえば二十年、三十年とつとめておりますれば全部が幹部になるというのではないのでございまして、ある人は幹部になり、ある人は幹部にならずにやめていくというふうなことがあるわけでございます。検察官につきましても、幹部クラスになる者の人数を一応一号俸、二号俸というところで押えまして、行政官と対比いたしましたので、そこに検察官の若干の特異性を加えますので、その数は一般行政職の数よりも多少多いのでございまして、とにかく一応制限はあるのだ。そしてほんとうにその管理、監督の能力を持った者あるいは幹部たるにふさわしい者にその号俸を与える、と同時に、それぞれ適材適所につけてまいる、こういうような運用を給与の面で考慮いたしておるわけでございます。

○横山委員 同僚委員の質問があるそうですか。
○松本(善)委員 関連して、裁判官の報酬に関して聞いておきたいと思ひます。五十五特別国会で、裁判所の職員の中に賃金だけでは食えないといふので内職をしてゐる、あるいはビルの清掃な

んかもしているというようなことがあるということを、裁判所に質問いたしました。矢崎人事局長は、そういうひと状況にあるということと組合から聞いているということも答えたり、それから最高裁判所が全責任を負っていることであるから、人事当局としても一生懸命それをやらなければならぬということも答弁しました。それから事務総長は、職員の生活の実態を立ち入って調査をして参考資料をつくる。それはやらなくちゃいかぬ。組合からも資料ができるだろうから、そう困難なことではないということも答弁をしております。裁判所の職員の生活の状況をいま言ったことに関係をお答えいただいたと思います。

○矢崎最高裁判所長官代理者 ただいま松本委員から御質疑のあった事項につきまして、もちろんいろいろと事情を聞いたなどいたしておるわけでございます。具体的には、だれの奥さんがどこで内職をしている、あるいは清掃をしているというような事実はなかなかわかつてはまいりませんけれども、しかし、もとより給与が完全にほんとうに満足するような給与ばかりかというところ、それは必ずしもそうでない。そのためにわれわれはやはり鋭意努力しなければならぬと存じておるわけでございます。しかし、裁判所の職員と一般の政府の職員とを対比いたしました場合に、裁判所の職員のほうが一般の政府の職員より待遇が低いということはございません。この点ははっきり申し上げることができると存するわけでございます。

○松本(善)委員 岸事務総長は、やはり五十五国会で私の質問に対して、裁判所の職員の状態がそういうふうになっているということを聞いて非常にびっくりしたという答弁をしております。生活保護基準以下の生活をしていく職員が何人、それから内職をしていく職員が何人くらいあったか、共かせぎをしていく職員は何人くらいであるというようなことについて、調査をしましたか。

○矢崎最高裁判所長官代理者 そういう調査につきましては、先ほど申し上げましたように、人事担

当の会議等がございまして、それぞれ担当の課長がそういうような席でそういう事実についてどうだろうかとというようなことを聞く等の方法によりまして、いろいろ事実の調べはしたのでございませうけれども、しかしながら、やはり組合のほうに入ってまいりますような事柄と、私どものほうの聞いていることに対する結果とは違っておるようございまして、これは組合のほうから、だれがこういうような状況であると、いろいろと具体的な資料に基づいて話があれば、またそれはそれでそのものについて十分調査いたしたい、こう存じておるわけでありませう。

○松本(善)委員 前国会で岸事務総長が、そういうことを調べて参考資料にしようということも答弁をしておりますので、それで聞いておるのですけれども、いまの話ではほとんど何もやっていない。それは、具体的な職員の生活状態が一番簡単にわかる、どの程度の生活をしているのかということとを調べる一番重要なことではないか。そういうことが具体的にされていなくてということになると、裁判所は一体いままでどういう努力をしたのだろうかというところを聞かざるを得ない。あの岸事務総長の答弁以来、裁判所はどういうことをおやりになったのか、お伺いしたい。

○矢崎最高裁判所長官代理者 ただいま申し上げましたように、職員の給与担当の職員のブロック会同とかいろいろな会同等が行なわれるわけでございます。そういう際に、ただいま松本委員から御質疑にあったような事項について、こういうようなことについてどういふものだろうか、何か具体的な資料を持っていないかというふうなことについてそれぞれ調査いたすわけでございますけれども、なかなか組合のほうで主張するような事実は私どものほうには出てまいっておらないわけございまして、これはもちろん組合のほうからそういうような事実があるということについて具体的な資料が出てまいりますれば、もとより私どものほうでも、どういふのが実態であるか、その具体的な問題について調査するにはやぶさかではございませう。

○松本(善)委員 いま公務員で生活保護の申請をしたということがあって——これはもちろん裁判所ではありませんが、それはたいへん大きな問題になっておる。各省庁ともその点を調べていることとあると思ひます。いまの状態ではとてもそれ以上の答弁は期待できませんけれども、この法案についての審議はさらにされますので、いま私が申しました三つの点、生活保護基準以下の生活をしていく職員がどのくらいあるか、それから内職をしている職員と共かせぎをしている職員のパーセンテージを調べて、次回までに御報告いただきたいと思ひます。それはできましようか。

○矢崎最高裁判所長官代理者 これは松本委員の御要望でございまして、鋭意そういう調査はしたいと存じますけれども、実態が出てくることは非常に困難である、こう思うわけでございます。と申しますのは、やはりそれぞれのプライバシーの問題がございまして、私どものほうから、上から人事管理の面からそういう事柄について一々問いたすというところはいかかかと存じますので、そこらのところの扱い方が非常にむずかしいございませう。しかしながら、そういうようなプライバシーとかいろいろの問題を考えました上で、できるだけ御趣旨には沿いたいと存じております。

○松本(善)委員 それは確かに人事当局としてはそういう配慮をしなければならぬと思ひます。組合のほうの意見はどうであつて、それから大體裁判所としてはどういふふうな考えているというふうな程度でもいいですから、そういうふうにしていただきたいと思います。

それからもう一つは、裁判所職員の場合には人事院勧告がスライドするという形になっておるわけですが、それと、人事院勧告が完全に実施をされないという結果は、裁判所職員にも影響をもたらしておる。この政府の態度について、裁判所の人事の責任者としてどのように考えているか、聞きたいと思ひます。

○矢崎最高裁判所長官代理者 これは申し上げるまでもございませうけれども、政府の当局におかれてもそのような御希望だったというように聞いてはおりませうけれども、人事院勧告がまさにそのとおり実施されていくということは、私どもまさに希望するところであることは、これはもうそのとおりでございます。しかしながら、いろいろな関係等もございまして、裁判所の職員だけについて、じゃ人事院勧告が実施されるということとは、またいろいろの面で申し上げにくいというのが現状でございます。

○松本(善)委員 裁判所の職員が一方では共かせぎだとか内職だとかというふうなことをしなければならぬような低い賃金でありながら、労働組合の活動は非常に制限をされる。閉会中に行なわれた当委員会におけるあなたの答弁では、裁判所の職員はリボンを付けることは許さないという答弁をしておるわけですが、そういうことだと、裁判所に働いている労働者の基本的な人権、自分が給料が低いということについて訴える、何とかしてほしいということとを訴えることすらできない。低賃金で働かせるだけ働かして、文句言わせぬ、俗なことばで言えばそういうことになるのじゃないか。これは労働者としての基本的な人権が全く無視されているというふうな言つて差しつかえないんじゃないかと思ふのでありますけれども、人事局長、いまの裁判所の職員の給与の状態、人事院勧告の実施の状態、それと関係を、あなたはこの労働組合の活動についてどういふふうな考えるか、お聞きしたいと思ひます。

○矢崎最高裁判所長官代理者 リボン問題につきましては、この前の委員会で申し上げたとおりでございます。まあそこに見解の相違というものがあつたと思ひます。しかしながら、であるからといって、全司法労働組合が無効なものであるというふうには決して私どもは考えていないわけでございます。非常に強く積極的に行なっている場合をとらえて組合の活動を実施いたしているのが実情でございます。われわれも、回交の場にお

いろいろな問題と問題を討議いたしますし、いろいろな面で組合の活動が行なわれているわけでございまして、決して組合活動が微力で、そのために正当な組合活動が行なわれることができず、したがって給与が下がるというようなことは、絶対にございませぬ。

○松本(善)委員 十分満足できる答弁ではありませんけれども、裁判所の職員がそういう状態にあるにもかかわらず、一方では今度のこの裁判官の報酬等に関する法律では、最高裁の長官は十五万円引き上げですね。総理大臣と同じように十五万円引き上げ。最高裁の裁判官は、大臣と同じように十万円一ぺんに引き上げる。東京高裁の長官は、六万円一ぺんに上げられる。その他の高裁長官は二万円、国会議員並みに、政務次官並みに二万円引き上げるといふことなんです。下のほうの職員からしてみれば、上の人は何とないことだろう、一ぺんに十五万円ぼつと上がる。高官だけがこういう給与の引き上げをして、自分の部下が生活保護基準すれすれとかいうような状態について、どういふふうにかえるか。あなた人事の当局者としてどういふふうにかえるか。昔から「貧しきを憂えす、ひとしからざるを憂え」ということばがありますけれども、あなたは裁判所の人事の当局者としてどのように考えるか。見解を伺いたいと思います。

○矢崎最高裁判所長官代理者 この問題は、裁判所のみについても独特の現象でないことはもちろん御承知のとおりでございまして、最高裁判所長官は、やはり三権分立の一つの象徴として総理大臣の俸給と同額であるし、また最高裁判所判事の報酬は大臣の俸給と同額である、また東京以外の高等裁判所長官の俸給は国会議員の歳費月額と同額であるといふふうには、大体のいままでの扱いが確立しているわけでございまして、それに準じたそれぞれの給与のベースアップというものがあつたわけでございまして、今度の報酬法の改正につきましても、一般に従来にとられているベースアップといふもの、そのとおりに行なわれているわけ

でございます。

○松本(善)委員 私の聞いたことに十分お答えいただけないと思うのですが、そういうような、最高裁長官は総理大臣にスライドするというようなことになっているということは、お聞きするまでもないわけなんです。結果としてこのようになつていっていることについて、人事局長としては何の感想もありませんか。なければない……。

○矢崎最高裁判所長官代理者 裁判所の人事担当者としては、できるだけ一般の職員の給与が高くなるように、またすべての面で、給与の面のみならず、生活が楽になるように考えて、そのために努力するのは当然のことでございます。それは一生懸命努力しているわけでございまして、しかしながら、それから申しまして、総理大臣の報酬が五十五万円である場合に最高裁の長官が四十万円でけつこうだといふように申すわけには決してまいりませんし、これはやはり三権の長といいたしましての扱いは、どうしても受けていたかなければ筋がとおらないわけでございまして。しかしながら、ただいま松本委員が御指摘のように、一般の職員の給与の改善につきましては、担当者としていたしまして鋭意努力いたしたいと存じます。

○松本(善)委員 裁判官の給与についてお聞きしたいのですが、昇給はどういう基準で行なわれているのですか。

○矢崎最高裁判所長官代理者 先ほど申し上げましたように、判事補につきましては、一号から十二号まであるわけでございまして、そして、判事補の在職期間というのは、十年間あるわけでございまして。ですから、それに割って振ってそれまでにいく、こういうことになるわけでございまして。それから上の方の判事の報酬につきましては、これはもう御承知のとおりと存じますけれども、裁判官といふのは同じような仕事をお互いに行っているわけでございます。十人の裁判官がおりますれば、お互いにその間の何と申しますか、この裁判官はこれだけの仕事のできる能力があるから、あ

るいはその裁判官についてはこれだけの尊敬すべき事柄がある、また上級審から見ますれば、この裁判官はどれだけ勉強している、またどれだけ事実の認定について心労している、そういうような事柄は全部お互いの仲間の間でわかつてくるわけでございます。そういうような仲間の批判といふものが、それぞれ最高裁長官を経て上申されてまいりまして、それを最高裁判所の裁判官会議でおきめになるというものが、実態であるわけでございまして。

○松本(善)委員 先ほど同僚委員の質問に対して、判事補の場合は長期病欠というようにときには昇給を延期されているけれども、大体同じように昇給している。運用において不満はないというように趣旨の答弁がありました。しかし、必ずしも裁判官全体について同じように昇給しているとは限らないように私は聞いております。裁判所の中で、裁判官の考課表を作成をしているというふうに聞いておりますが、そのような事実はありましようか。

○矢崎最高裁判所長官代理者 一律に昇給するということまでは申し上げておるわけではございまして、裁判官が要するに判事になりまして、そして相当上のほうになる場合は、先ほど申し上げましたような同僚の、仲間のそれぞれの批判といふものが、高裁長官を通じて反映してまいるわけでございまして。したがって、そういうような意味での一つの人物の見方というものはあるだろうと思ひますけれども、松本委員がただいま御質問になつたような趣旨での考課といふものは、いたしておるわけではございませぬ。

○松本(善)委員 すると、考課表の作成というやうなことはありませぬですか。

○矢崎最高裁判所長官代理者 ございませぬ。○松本(善)委員 裁判官の成績評価ですね、功績表といふものが、かりにないとして、その成績評価といふやうなものは、どういふ基準で行なつておるわけですか。昇給の基準になる、一律ではないといふのならば、どういふやうな差別、どういふやうな基準をつけているかです。

○矢崎最高裁判所長官代理者 それは先ほどから申し上げておりますように、控訴審の裁判官から第一審の裁判官のした仕事を評価した場合に、それはおのずからそこ一つ、これはすぐれた裁判官であるとか、これはもう少し注意しなければいけないところがあるのじゃないかといふような批判といふものは、これはおのずから一つの仕事をやっている場合には出てくるものでございまして。こういうやうな評価といふものが、高裁長官を通じてそれを最高裁判所の裁判官会議でおきめいただく、こういうやうな手順になっているわけでございます。

○松本(善)委員 このことについて私がお聞きする理由は、裁判官は身分が一応保障されているけれども、昇給の場合でありますとか、あるいは判事補から判事へ任命をする場合でありますとか、あるいは判事補から簡裁判事に任命する場合でありますとか、それから単独で裁判官をすることができる判事補になつた場合、そういう場合に、裁判官の思想でありますとか、裁判官の裁判の内容であるとか、そういうものが考慮に入られて、裁判の独立が害されるというやうなことがあつては、これは絶対ならない。そういうことのないよう、裁判官がほんとうに憲法と法と良心に従うという以外には何も心配する必要があるというやうな、そういう配慮が行なわれているのだろうかどういふことについてお聞きしたいのであります。

○矢崎最高裁判所長官代理者 ただいま御指摘におなりになられたやうなことは、裁判所の内部におきましては絶対にございませぬ。

○松本(善)委員 この俸給表を見ますと、一言でいへば上厚下薄といふ、上のほうの裁判官についてはやはり相当厚いけれども、下のほうの裁判官との差がもっと少なくないのではありませんか。と言いますのは、一人一人の裁判官が尊重される報酬といふことが使われていて、俸給といふことはではないといふことから見まして、ほんとうに裁判官が尊重されてくれば、真に良心に従つて正

義と人権を守るというために尊重されるのだと思ひます。そうだとすれば、これはなつてから問もないという裁判官であつても、その点について評価は同じでなければならぬ。もつと差が少なくていいのではないかと思ひます。最近司法行政が、だんだん一部の人のそういう批判があるわけですが、最高裁の事務当局を中心とする一部の人が集中しているが、司法行政が民主化されていまいという批判があるわけですが、そういうことになつてまいりますと、この俸給表の差がある、それから昇給するかどうかの権限が高裁かあるいは最高裁にいつていくのかの権限になりまして、裁判官が本来の任務からはずれて官僚化をしていく、司法官官僚化ということばが盛んに使われておりますけれども、官僚化する危険が極めて大きくなつてくる。そういう点について、最高裁の事務当局はどういうふうにかへておるか、お聞きしたいと思ひます。

○矢崎最高裁判所長官代理者 俸給等の面で官僚化していくという御心配は、これは裁判所に関する限り絶対にございせん。このことは、先ほどから申上げておられるとおりでございます。正当な人物評価とそれに伴う昇給等は、確実に行なわれていることは間違いないと確信いたしておるわけでございます。ただ、御指摘の上と下との差が激し過ぎるじやないかという点でございますけれども、これは一般の総理それから大臣等につきましても同じであつたわけでございますけれども、現在の大蔵の三十万円になつたのが三十八年でございまして、その後、三十九年、四十年、四十一年を通じて、ベースアップというもののは全然なかつたわけでございます。今度初めてそのベースアップが行なわれるようになったわけでございます。そこで、したがひまして、ある程度の格差というものが出てきたわけでございます。またその格差が出るのが当然である、こう思ふわけでございますが、これらの格差につきましまして、これは将来どういうふうになりますか、従来のいきさつから見ますと、その格差

はだんだんに縮まってまいりまして、上のはうは据え置きが長いというのが実態のようでございまして。しかしながら、松本委員が御指摘のように、裁判官の報酬につきまして、あまり段階が多過ぎるじやないか、もう少しして、あまり直すべきではないかという御意見は、まことにございまして、私も指摘されておるところでございます。私もそのほうをいたしまして、ベースアップの問題とは離れまして、裁判官の独自の報酬の体系というものの樹立には、当委員会のしばしば附帯決議で御後援いただいておりますわけでございますけれども、事務当局といたしまして、鋭意努力いたしてまいりたい、こう存するわけでありまして。

○松本(善)委員 裁判所に關しては、官僚化というふうなことは決してないというふうな言われまされども、裁判官、司法の官僚化ということはあるから、御質問をされているわけですが、この点は、わが国司法のあり方の問題として非常に大事な問題です。一片の質問だけで解決するようなものではないと思ひます。そのような、裁判所はそういうことではあり得ないのだというふうな態度だけではなかつて、謙虚に、そのような批判が裁判官についてなされておるということを反省をして、さらに改善されるよう希望して、質問を終わりたいと思ひます。

○大坪委員長 午後二時再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時十一分休憩

午後二時二十二分開議

○大竹委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

法務行政及び検察行政に関する件、並びに人権擁護に関する件について調査を進めます。沖本委員 昨日の予算委員会に続きまして、私

は、LPガスの汚職の問題について、大臣並びに川井刑事局長に主としてお伺ひしたいわけですが、昨日大臣は、社会正義の実現と国民の権利の擁護のために尽くすとお話があり、私は正しいことはあくまで正しく、そのためにはやるべきことはどんなにやってもいいつもりである、こういうお答えがあつたわけなんです。その後どうも大臣の御答弁は、全部が、いわゆる捜査の内容に関するものであつて、これは私の答弁の範囲ではない、あるいは捜査に關係があるからと、こういうことであつて、われわれの感覚としては、すべて何か捜査に關して発言を避けられておる、こういうふうな感じを受けることが多いわけでありまして。少しきのうの質問に重複をして繰返すようなことになりまされども、もう一度わいろについて、大臣からわいろというものの定義、こういうものについて御説明願ひたいと思ひます。

○赤間閣内大臣 御答を申し上げます。私は正義の味方、あくまで正しいことをやり、正しくあらざるものについては、またそれ相応な処分をして、ほんとうに社会を住みよい気持ちでいこう、これはもう私の終始変わらぬ方針でございます。ただ、個々の問題については、そのときそのときに、たとえば発表等の場合も、いまが適当な時期かどうか、適当でないときには差し控えて、適当なときにはこれを発表する、時宜に適したことをやっていくことが望ましい、こういう考え方を持っておるのであります。

いまわいろと政治献金という問題についてのことをお尋ねでございます。おおよそわいろというのは、御承知のように、職務に關する不法な報酬が、これがわいろであるとは私は考える。言いかえれば、職務行為の対価としての不法な利益のこと、これがわいろであると考えておるのであります。それで、わいろが成立するためには、わいろと職務行為が、給付と反対給付というふうな対価關係に立つということが、私はわいろの成立に必要な要件である、かように考えておるのであります。昨日も申し上げましたように、政治献金

という形は形である、表面はいかに合法というふうになつていても、その献金が、実態を調べてみると、職務行為との關係において給付と反対給付の對価關係にあると認められるような場合があるならば、それは私はわいろとなると、かように考えておる次第でございます。私は、捜査中の問題につきましても、何ら差しつかえのないことは、どんなに発表していくことにやぶさかではないのであります。しかしながら、捜査のちやうど一最中であります、それが直接間接な間接な捜査に悪い影響を及ぼすというふうなものは、私は、そのときにおいては差し控えておいて、適当な時期にこれを発表することのほうが望ましいのではないかと、かような考え方を持っております。御承知を願ひたい。何もかもむやみに隠すということ、御承知を願ひたい。何もかもむやみに隠すということ、御承知を願ひたい。何もかもむやみに隠すということ、御承知を願ひたい。何もかもむやみに隠すということ、御承知を願ひたい。

○沖本委員 おつしやるとおりでございます。疑念という内容で、国会議員がからんだ汚職事件の容疑に對する不信状態におちいつておるわけなんです。ですから、国民の頼みの綱とすると、ただただ検察陣の捜査の内容であり、厳正かつきびしくそういう問題を取り上げて、そうしてそれが国民の前に一つ漏れなく明らかにしていただく、中には一つでも暗いものが残らないように明らかにしていただきたい、どうして大事な問題がある。そういう観点から、どうしても大事な問題、国民の前に、ある点は明らかにしていただきたい、そういう観点からお伺ひしておるわけですが、そこで、最高裁の判決なんかを見てみましても、先ほどおつしやつた對価關係——「對価的関

係は、しかし、個々の職務行為に対して存在する必要はない。」「最高裁の判決の昭和三十三年九月三十日。また「賄賂の内容となりうる利益。賄賂となりうるものは、必ずしも金銭、物品その他の財産的利益に限らない。判例は、有形、無形を問わず、人の需要、欲望をみたすべき一切の利益を含むと解している。金融の利益、債務の弁済、芸妓の演芸、異性間の情交、公私の職務その他有利な地位なども、すべて賄賂となりうるものとされている。」「これも最高裁判決の昭和三十六年一月十三日。こういうふうには、この問題に關しては、

数多くの判例も出ており、またそういうものを例としていろいろな考えが出されるわけです。そういう観点から、少なくとも、きのうの答弁におかれましては、最高裁の判決はこういう判決がある、こういう見解もある、だからそういうものはすべていろいろな点からしなくしながら捜査を進めていく、こういう点からひとつ檢察陣のほうに信頼してまかしてほしい、こういうような御答弁であれば、あるいはある程度納得する点が出てくるのではないかと。ところが、きのうのは全部、これは捜査の内容だから、捜査の内容だからと、こういうことになってきたわけです。

そこで、今度は職務権限の職務についてですけれども、「職務は、独立して決裁する権限をもつものであることを必要としなさい。上司の指揮監督の下にその命をうけて事務を取り扱う職務もこれにあたる。昭和二十八年十月二十七日に、こういう例が出ております。」「職務といえるためには、法令のうえでその公務員の一般的職務権限に属するものであれば足り、現実具体的に担当している事務であることは必要でない。従って、一般的職務権限に属する事項であれば、(1)内部的な事務分配によりある事務を現実に担当していなくてもよい。」「これも二十七年四月十七日。その(2)「その具体的な行使が将来のある条件にかかっている場合に、将来行使することがあり得る職務に關しても本罪が成立する。」「職務行為は作為であると不作為であると問わない。」「正当な職務行為に

關して單純取賄罪が成立することはもちろんである。」「こういうふうないろいろな例がたくさんありますし、判例もたくさんあるわけですから、こういう中からしなくしていただいで、われわれはこういう点、こういう点を一つ基本にして今度の問題に対して考えてやっておく、こういうふうにして国民の前によくわかるようなものを法務省として出したいだきたいわけ、捜査の内容としても出して、大臣並びに刑事局長の御答弁をいただきたいと思ひます。

○赤間國務大臣 御答を申し上げますが、法務大臣としては、正しく明るいりつばな檢察事務を、檢察行為をやつてもいいと非常な心から希望をして、今度の事件につきましても、檢察當局を非常に信頼をして、正しい判断が行なわれるもの、かように私は確信をしておる次第でございます。この問題について、これはこうあるべきであるとか、こういう判例があるとか、こういう事件があるとかいうようなことは、私は一切檢察當局にまかせておきますので、いまのところ、特別にいろいろとお話し合いをしていくというふうな考えを持っておりません。

ただ、重要な問題につきましても、私は、当然責任者でありますから、相談も受け、いろいろしますが、要するに檢察當局に非常な信頼を置いて、正しくりつばなに檢察行政、檢察事務というものが行なわれるものである、私はこういう信頼を持っておることをお話し申し上げて、御了承願ひたいと思ひます。

○川井政府委員 わいりつ罪について、判例までにわたりましたいろいろ御調査に相なっておりますので、私から蛇足を加えることはないかと思ひますけれども、こういうものを専門的に扱っております私の立場から、このわいりつ罪についての解釈と、それからその適用の問題について少しお答えをさせていただきますと思ひます。

公務員がその職務に關してわいりつを收受したときはこれこれの罪に処するということは、法の明

文の規定でございます。そこで、いろいろ問題点がございまして、最初の主体は一応公務員でございますけれども、公務員の中には、私のような一般職の国家公務員もおりますし、それからまた国会議員ないしは地方議会議員という特別な特別職に属する公務員もございまして、そこで、われわれのような一般職の公務員は、法令に基づきまして職務権限がまことに明確でございますけれども、特別職、特に公選によつて選出される公務員の場合におきましては、公務員と申ししましても、公務員である場合と公務員でない場合とありまするし、それから最近の活動というものは非常に複雑になつておりますので、事柄は簡単なようでございまして、公務員の主体についてだけ考えてみましても、なかなか問題が多いわけでございます。それから「職務に關し」とございまして、そのものよりもやがて御案内のとおり、職務行為そのものよりもやがて御案内のとおり、職務行為と、こう書いてございまして、純然たる職務行為ではなくても、たとえば準備的な職務行為でありますとか、そういうものも含めて、先ほど申し上げました判例の中に「職務に關するもの」というようなことが書いてございまして、これも個々の公務員がその法律的性格と仕事の内容によりまして、どの辺のところを越えれば職務に關するものか、その辺のところは個々のケース・バイ・ケースで判断をしなければならぬかと思ひます。

それから對価關係といふことも、昨日の予算委員会でも申しましたけれども、これも給付と反對給付との對価關係といふことでございまして、常識的に見て、ものを頼んでおいてあとで金品を届けましたからこれは對価關係だ、常識的にはそうでありましようけれども、この法律を当てはめる場合に、すぐ對価關係になつておるかといふことにつきましては、いろいろまた判断があらうか、こう思ひわけございまして、現在大阪でいろいろ問題になつておる事件につきましても、ただいま申し上げましたようないろいろな観点から、広範な

証拠を集めて、そうしていま檢察庁が慎重な判断を下そう、こういうふうな段階にございまして、一般論、抽象論としてはいろいろ御説明申し上げる余地がございまして、具体的な問題にそれを引き戻して内容について説明を求められますと、やはり檢察庁の独立性をなるべく尊重してやりたい、こういうふうな気持ちから、私も法務大臣もなるべく具体的な問題については説明を遠慮させていただきたい、かように申し上げてきたわけでございます。御了承を賜りたいと思ひます。

○沖本委員 かかる事件が、従来往々にしてその内容がわからないうままに人々の脳裏からいつの間にか消えてしまつて、そうしてそのまゝやむやみに済んでおる、こういうことが多くわけです。そういう点についても、捜査の段階の内容になるわけですけれども、しかし、國民は非常な関心を持つてこの問題を見ておる、こういう關係から、こういう問題が、ただこゝでその容疑について罪が成立するとかしないとかという判定の内容であるとかいふことだけでは、國民の感情としては済まないと思ひます。そういう点が、こういうことがあつたから、こういう観点に従つてこの問題はこう処理していったらどうかといふことが、何らかの形で國民の前に明らかにされなければならぬ。ただ捜査を信頼して、あとはこの人は全然問題がなかった、全部が問題がなかった、こう言われれば、もう確かにそこには何らかの圧力がかけてこの問題はうやむやに葬られた、こういうふうな國民は了解してしまつてしまふやうな事態となつておる事件でございまして、そういう關係から、そういうふうな問題のないようにしていただくためには、こういう論争を十分していただいて、國民の前にはつきりしたものを示していただきたい、こういうふうな考えをわけです。先ほどの對価關係の問題にしましても、わいりつは、職務行為に關するものであれば足る、個々の職務行為といふものと對価關係のあることを必要とするもので

はない、こういうふうな判例さえあるわけです。ですから、その点、見方、解釈のしかたで非常に違います。しかし、それはその裁判の判決の結果出てくる問題ではなくて、捜査の段階において行なわれる問題であるゆえに、国民の目にはとまらないうで、ただ検察庁の内部だけでいろいろな角度から検討されて終わってしまう、こういうことになってしまったら、全く国民にはやむやみで済まされてしまう、こういうことになるわけですから、この際、いろいろとあるいは職務権限とかというものが、国民の前に明らかにあっていくような捜査内容にしたいわけで、どんどん進めていってほしいことを希望したいわけです。この問題に關しましては、どこまでいきましても平行線に結論は出てまいりませんので、これくらいにしたいと思うのですけれども、ところが、その間にやはりわれわれはちよつと気になるような問題が出てくるわけです。

というのは、ある新聞は、検察庁の捜査の経過といったものをいろいろと新聞に出してあります。今度の事件に關するマスコミの取り扱いというものは、いままでと違ひまして、相当内容的に明らかなものを出してきています。その内容をよく調べてみますけれども、わりと中身がよく合っている、こういう事実もよくあるわけです。そういった観点から、国民の目にそういう問題が疑念に残るようなことのないようにやっていただきたいわけですね。たとえていうならば、この前の委員会で、きょうもこへ来ていらつしやるのですが、前の大臣の田中大臣が九月二十六日に来阪されまして、政界に波及しても政治的圧力は加えぬ、こういう談話発表があるわけですが、そのときに川井刑事局長に、このいわゆる指揮権という問題が取りざたされるまでは知らなかった。指揮権という問題がいろいろ論議されるということが、国会議員に關する問題であり、あるいはそれ以上の内容に屬する問題であるから、確かにそういう問題があるのですかと、また指

揮権というものが加えられるような内容があるのですか、こういう御質問をしたわけですが、それとも、そのときの御説明は、パイプが確かに法務大臣と刑事局長と地検の特捜部とで一本であるから、決してその点は安心してまかせてほしい、こういう御答弁であつたわけですね。しかし、われわれは、検察当局の取り調べ内容は、新聞紙の報道以外に知るよしがないわけですね。ですから、興味を持って見ていくわけですから、事実の点とわれわれが見ている点とは、ずいぶん食い違いがあるかも知れません。ですから、こういうときに御質問をして、そういう点をより明らかにしたいわけですね。すなわち七月二十一日に大阪の地検はタクシー汚職に關する特捜班を編成した、こういうふうになっておりますが、これは事実でございましょうか。これは捜査の内容には全然關連がないと思うのです。

○川井政府委員 明確にその日付までは報告はありませんけれども、夏ごろからこの事件について内偵を始めた、こういうことは事実でございまして。○沖本委員 まず、八月十二日にいわゆる捜査に踏み切つて、大タク協会の会長並びに相互タクシーの社長等のところを強制捜査した。十六日に相互タクシーの社長の家を五カ所にわたつて捜査した。これが第二次の捜査であつて、十七日には京都相互タクシーは常盤寮あるいはこの相互関係の四カ所にわたつて第三次の捜査をやつた。このときに冷房料金に國民の目は——特に大阪の人たちは目がいつておつたわけですが、このときに冷房料金は全廃された、こういう時点があるわけですね。そこで二十一日に相互タクシーの神戸本社を強制捜査した。これで一応捜査は終わった。こういうふうな時点が新聞に報道されております。問題はここなのですけれども、九月五日に捜査報告を最高検にした、あるいは九日に捜査の全容の報告を最高検にやつた。九月十六日に大阪高検から最高検へ上京してきた。そして二十四日に至つて大阪高検から上京して第三次の報告をした。こういうふうになるのですが、往々にしてこういうふうな知能犯的な犯罪に關する捜査は検察当局としては、そういう捜査をすれば今度はトラック一ぱいの証拠品をあげたということになりますけれども、そういうものを一々調べなければならぬという手間は考えられるわけですが、しかし、その捜査の中において、いわゆる知能犯だから、ある一つの容疑事実を握つた場合には、直ちにその身柄を拘束して、そしてその内容の捜査と同じようにどんどん取り調べをしていかなければならないというのを私たちはよく聞いておるわけなんです、そういう点に關して刑事局長からお答え願ひたいと思ひます。

○川井政府委員 事件によりまして、つかんだ端緒が、証拠關係が非常に明白でありますれば、お話をいたしましたように直ちに身柄の拘束をして事件の核心に入るということもあらうかと思ひますし、私見ておりまして、そういう事件も少なからずあります。ただ、この前の共和製糖事件でもそうでありまして、今度の事件でもそうでありまして、相当多数の方が關係されて、そして問題になっておられますように、政治献金というふうな形をとつて行なわれておる事件でございまして、それから、個人がその資金の一部を提供したというものはありますんで、会社組織になつておるものがたくさん集まりまして、そして献金をしたというふうな形になっておりますから、これはどうしてもまず經理の關係から事柄を詰めてまいりまして、そしてどうしても經理上説明がつかない金額というものを追ひまして、その金額の内容について最後に人間を呼びまして説明を求め、それで説明ができないという場合に、初めて証拠隠滅のおそれがあるということになりますので、裁判所に請求して贈賄者の方の身柄の逮捕と、こういうふうなところになつてくるのが、いままでのこの種事件の捜査の大体の定石でございまして。

そこで大阪の事件におきましても、従来と同じような非常に手がたい、また慎重な方法でもって今日まで捜査を詰めてきた、こういうことでございまして、御指摘のように、もう少し手取り早く何とか疑惑を解くように、迅速にいかないかという御要望もまことにございまして、こまかく伝票に基づいて一枚一枚当たつていくという作業は、たいへんな人数と日時を要することでございますので、私としてはもう少し何とかならないかというのには全く同じ考え方でございますけれども、この事件の大きさとその深さからいいますならば、今日まで手間がかかつておるのにはまずやむを得ないところではなからうか、このような感じを持っておるわけでござい

○沖本委員 十月三日に馬場検事総長が来阪されて、これは新聞の談話なんですけれども、タクシー汚職に關しては佐藤総長から聞かれたが知らなかつた、これからじつくりと捜査をしていく、こういうふうな談話発表を大阪駅でなさつておるわけなんです。この点も、換率総長さんが大阪のことを知らなかつた、報告にいつておるのに御存じなかつたという点もうなづけませんし、こういう点が、きのうの總理大臣は、わしは知らなかつた、という御答弁もあつたわけですが、これとお話は新聞の範囲内を出ないわけですから、確たる証拠はないのですけれども、こういう一つの展開を見ていくと、どうもこの辺に政治的圧力がある、前法務大臣がおつしやつたことがきかなかつたのじゃないかと思ひざるを得ないような感じもするわけです。そういう点で、なぜこれだけかかつたのだと、こういうのが大阪の各司法記者の感想でもあつたわけですね。ところが、十月八日に至つて任意出頭でこの人たちを呼んで、關係者を任意出頭の形で調べておる。こゝろも、人を罪に落とすといふことを喜んでおるものではないのですけれども、この種の事件としては、任意捜査しなければならぬという内容がどうしても考えられない、こういうベテラン記者の話でもあるわけなんです、こういう点について刑事局長さんのお考え、お答えをちょうだいした

いわけです。

○川井政府委員 非常に戸惑っておりますか、やや長引いておりますために、いろいろの疑惑のようなものを生んでいるようでありまうけれども、これはたいへん残念なことでありまして、もしできることならば、捜査の経過から内容について刻々と御報告を申し上げまして、そういうふうな政治方面の圧力とかあるいはまたいろいろな雑音に惑わされて捜査が手間どつておるといふことではないかということを明らかにしたいわけでございますけれども、何ぶんにも法律で与えられた強大な強制権を使いまして得られた資料の中から、人間を拘束して犯罪の成否を断定するといふふうな、非常にめんどろな、また慎重を要する仕事でございますので、中にはほんとうに黒い霧といわれるようなものもありまうが、そうではなくて、捜査の過程で偶然に捜査線上に人の名前が浮かんで来たというふうな、いささかも容疑に關係のない者も多々あるわけでございますから、それらの中からどれが黒くてどれが白いかというふうなことを選別することが、今日捜査の内容になっておりますので、実は全部を申し上げれば水解なさると思ひますけれども、その全貌についてこの段階で申し上げることができないのは、繰り返し同じことを申し上げてもよくじつたるものがあるのでございますけれども、御了承を得たい点でございます。

それから、一番この捜査で苦勞しております点は、これは一、二申し上げてもよろうと思ひますけれども、先ほども一般論として申し上げましたけれども、やはり毎度この種の事件で問題になります、特に国会議員の職務關係というものが、いろいろ罪との關係において必ずしも明確でないというところがございます。先ほど御指摘になりましたたたくさんの判例は、多くは地方議會議員についてのもので、あるいは一般公務員についての判例でございまして、この種の事件があまりたたくさん起訴になっておりませんので、したがひまして、國會議員につきましては、最高裁判所ないしは大審

院の判例というものは、非常に少ないわけでございます。したがひまして、まだ判例が、國會議員の職務關係についてこれを明確にしたというふうな、典型的なリーディングケースがないわけでございます。その辺のところはなかなかめんどろな活動と、それから本来の國會議員の生活は、黨關係のおける活動とは、一応觀念的にはこれを法律的に峻別しなければならぬ、こう思ふわけでございますが、実際の活動をなさつておる様子を見ておりますと、なかなか實際問題としてはそこに区別がつかないというふうな状況がございまして、片や一方におきまして、政治資金規定法に基づきまして正当な政治献金が許されておるといふふうなたてまえの特殊な公務員でございまして、それらに實際に即して、その中からほんとうにわいふる罪にいつたところのわいふるかどうかというふうなことを突きとめるためには、非常にいろいろなたたくさんの資料と、それからまた慎重な判断が必要だ、こういうことになると思ふわけでございます。あくまで慎重に、そして間違ひのないように着々と捜査を進めておる、こういうことでひとつ御寛容願ひたいと思ひます。

○高橋(英)委員 ちょっと関連。質問応答を聞いておきますと、何か捜査をするのに強制捜査が原則で任意捜査が例外というふうな聞かれるようにも思ひますが、法律をつくつたのはわれわれですが、われわれ立法の趣旨はもろろんのこと、捜査本来の原則というものは、任意捜査が本体であつて、強制捜査というものは万やむを得ないときにやるものであるというふうな思つておるのでありますが、局長、それどうでしょう。

○川井政府委員 よけいなことでございしますが、大臣に差し上げた資料の中は冒頭に、捜査とはいかにあるべきか、およそ捜査は刑事訴訟法の規定に基づきまして、おっしゃるとおり任意捜査を原則とし、強制捜査を例外とするものであります。したがつて、捜査官のたてまえにおきましては、任意捜査でもつて事を進めて、どうしても万

やむを得ざる場合に強制捜査に踏み込むというふうなことになるのだというたてまえは、御指摘のとおりでございまして、あたりまえのことだと思ひましたので、私、冒頭に申し上げませんでしたけれども、私、全く同じように考へております。また、全檢察官につきましても、その辺のところは十分に徹底せしめております。

○沖本委員 時間を急ぎますのでちょっとあわてましたけれども、任意捜査の点については、せんだつての委員会のときに刑事局長さんからのお話があつたわけですね。それで、その任意捜査がいつ過ぎるじやないか、こういう観点からいま質問しておつたわけなんですけれども、今度十月の十八日に至つて初めて任意出頭でお調べになつていくわけなんですけれども、全く任意捜査といふことになるわけなんです、二十五日に至つて逮捕に踏み切られたといふことになるわけですね。このときのいわゆる容疑の内容は、贈賄申し込み罪と、非常に判例の少ない容疑事実であるといふことを聞いたわけなんですけれども、こういう容疑事実をおきめになつた根拠は、どういふところにあるのでしょうか。

○川井政府委員 逮捕状には容疑事実を記載することが法律によつて要求されておりますので、檢察官は、五名の方を逮捕するにあつて、やはり容疑事実を記載しております。しかし、これはまたたたくさんな話を申し上げておしかりを受けるかとも思ひますけれども、訴訟記録となつて裁判所に提出されて、一件記録の中に編綴されるものでありますので、厳格に申し上げますと、刑事訴訟法の規定に基づきまして公判を請求するまでは、これを明らかにすることが許されないうわけでございます。したがつて、私も役人といひまして職務上知り得た秘密に該當するわけでございます。いふことを正確に申し上げることは、法律的には許されなうと思ひます。ただし、問題は、これだけの事件でありますし、すでに報道機關によつてある程度逮捕事実の内容と思はれるものが報

道されておる今日でありますから、それを前提としまして申し上げたい、こう思ふわけでありまして、まあこの贈賄はあまりなまなまないので、選挙違反の例をあげて申し上げますと、買収資金の供与といふふうな場合にも、甲から乙に供与した、こういうふうな場合にも、甲から乙に供与した、こういうふうな場合にも、甲から乙に供与した、調べてみませんと、返したものであつても、両方方は買収のつもりで持つていったわけでも、受け取るほうは、前にこれだけの貸し金があつたので貸し金の内金として持つてきたのではないかと思つて受け取つたといふような例が、実は捜査をしてみると少なからずあるわけでございます。そこで、買収なんかの事犯につきましても、手がたく慎重にいくという態度を貫きます限り、まず提供した者のほうから、提供したといふところで、取り調べを進めていつて、そしてその後証憑がはつきりしまして、相手方が完全に受け取つたといふ段階になれば、受け取つたほうを調べまして、まさに受け取つた、趣旨も買収の趣旨だといふことが一致したときに、初めてそこに買収犯が完全に成立する、こういうふうな立て方をとつて、そういうふうな捜査をしておりますので、この演職事犯につきましてもはあまりないかもしませんが、選挙違反の買収なんかにつきましても、買収資金の提供といふのはしつちゅうある例でございます。本件の場合におきましても、はたしてほんとに——調書の面ではこういう趣旨があつたといふ金をやつたといふふうな記載があつたといひましたけれども、提供された人がはたして受け取つてゐるのか、突き返したのか、あるいは別の趣旨で受け取られたのか、その辺がかいもくわかりませんので、まず手がたく慎重にいくためには、いろいろの提供申し込みといふことで逮捕状を得て調べるといふ措置が、私としても穩当な措置でなかつたか、かように思つております。

○沖本委員 その逮捕に至るまでいふん長い間かかつたのですが、勾留延期の請求をなさつたときには、理由は証拠隠滅のおそれがある、こういうことになつてゐるわけですね。ところが、証拠隠

減したければ、任意捜査の間にずいぶん証拠隠滅できるわけだ。だが考えたって、これはできるわけなんですか。そういうところは私は、どうしても検察庁のおやりになつたことばうなげないのです。その期間、約二カ月の間中ぶらり置いてしまつてゐるわけだ。それで、今度逮捕をして取り調べをやらせて、勾留延長をしなければならぬ、こういうことになつて延長の請求をおやりになつたときには、証拠隠滅のおそれがあるというわけなんですか、一週間ほどの取り調べで、あるいは十日の取り調べの後に、証拠隠滅のおそれがある——証拠隠滅はもうこの間にしたければされておるのじゃないか、そういうふうには考えられるわけですが、こういう点はどうしても、われわれは専門家がありませんし、しろうとです。それから、もう一つわかつていないところはたくさんあるわけなんです。そういう観点から、私たちの納得できるような御答弁をいただきたいのです。

○川井政府委員 まず、証拠隠滅と申しまして、金を提供した、受け取った、こういう関係の犯罪でございますので、両者が口裏を合わせれば証拠隠滅はある程度できるんでありますけれども、個人じゃなくて大会社の経理関係の捜査でありますので、まずこの八月十二日から始めまして二十一日までの間、四回にわたりましたほとんど総ざらひ的に関係書類の押収が行なわれておりますので、お互い口でもって当面のこの証拠の隠滅のための工作は簡単にできるかもしれませんけれども、物的証拠として書面に残された内容につきましては、すでに官のほうに書類が押収されておりますので、完全な隠滅工作というものは本件の場合不可能だろう、こう思うわけでございます。その辺からも八月十二日、十六日、十七日、二十一日と四回にわたりました、しかも非常に集中的に大きな捜査をいたしまして、ものすごくたくさん資料を押収し、それをしきりに検討するというこのために、任意出頭までの約二カ月間を費やしたわけでございますけれども、これは、

ある意味では非常に手間どつたということが言えますけれども、この二カ月間の物的資料の緻密な整理、検討ということ、本件の捜査の核心をなすものではないか、こういうふうな観測を私持つておるわけでございます。観測と申し上げますのはお気に召さないかもしれませんけれども、私自身がおやりになつておるわけではございません。報告と、私自身も約三十年間検察官をしておりまして、その体験から割り出しまして、あわせて申し上げておるわけでございます。

○沖本委員 その間、この二カ月全部を通して、いわゆる七月の二十一日に特捜班をつくつて二十五日に逮捕、この間四カ月、こういう長期にわたつたこういう内容は、いまだかつてなかった、こういうようなのが、一般司法記者の新聞に書いておるところなんです。そういうことで、この十一月二十二日に至つて、初めて大阪地検の検事さんが最高検へ呼ばれて合同会議を開かれた。その前に馬場検事総長が大阪へ来られて一応はお聞きになつたということなんですけれども、このとき初めて大阪地検の検事さんは自分の意見を持って最高検へ臨んだ、こういうふうに報ぜられておるわけだ。こういう点は、どうしても私たちは、この間にその捜査が延びたということではなくて、何らかの形で何かあつたんじゃないか、こう疑わざるを得ない、こういう内容になるわけだ。それで、話がいろいろ飛びますけれども、いまのお話の中にも、物的なものは証拠隠滅のおそれはなくなつたけれども、人的な面でも、証拠隠滅のおそれがあるという御答弁ですけれども、そういう関係から、大阪地検の検事さんが東京へ来て寿政会事務所の捜査した。ところが、みんな整理されておつて何もなかった。これは新聞に報ぜられておるのですから事実だと思つておるけれども、そういう関係から、一切東京のほうはおやりにならぬのじゃないだろうか。やつてももうむだだからしょうがない、大阪で縮めてしまつて、こういうふうな見解を最高検はおとりになつていらつしやるんじゃないだろうか。

また、時間がありせんから詰めて申し上げますけれども、造船疑獄のときには十人の検事さんを全国からよびよつて、そして一本にまとめて捜査をおやりになつた。ところが、今度に限つては大阪地検の特捜部にしほつてある。こういう点が、いまだかつてないような一つの例でもある。こういうことを聞いておられますが、そういうところに局限的におやりになつておるのであるか。または局部でおさめようとしていらつしやるのであろうか。何らかの事情があつて大阪地検だけでおやりになつていらつしやるのであろうか。なぜ東京地検は動かないのだろうか。東京にも数千万円調達したという事実が出てきておるのに、なぜなんだろう。どうして手をつけられないのだろう。これはわれわれの最も疑問としておるところなんです。この点について御答弁いただきたいと思ひます。

○高橋英委員 ちょっと関連して。私はこの問題については、人権じゅうりん問題を前提として考えておらなければいけません。答弁もしておらなければいけません。質問もしておらなければいけません。あるいは強制捜査に移つて、帳簿を引き上げてから後に人を強制収容するまでの間に時間がかかつてゐる。お説のとおりです。これは逆に私は人権じゅうりんの疑いがあるのではないかと。単なる推測、単なる見込みで強制捜査をやつて天下を騒動せしめるような検察庁の態度というものが、はたして妥当であつたかどうか。人そのものも強制捜査の目的になるような段階まで任意捜査をして、的確な証拠をあげて後にやるべきであるにもかかわらず、鬼面人を驚かすというやうなやり方によつて、単なる憶測、推測と思つておるのですが、もしこれが実つてくれればその推測、憶測も国家のためにならないこともなかつたということになりますけれども、大山鳴動ネズミ一匹ということになれば、これは人心に對してもたいへん悪影響があるわけでございますし、人権じゅうりんの問題、職権乱用の問題が起ると思ひますが、単なる憶測とか、推測とか、聞き込みとか、そういうふうな

ことであつて極端な非常手段に出られたのではない。的確な証拠がないにもかかわらず、今度の捜査に取りかかれたのではない。あつては、押収した上げというやうな大げさな強制捜査に踏み切られたのではない。これは一種の検察ファクションといひますが、行き過ぎたやうな感じがしなくはない、そういうふうなこともあつておつて御答弁願ひたいと思ひます。

○川井政府委員 特捜部のお話のほうから先にお答え申し上げなければいけません。検察庁の特捜部は東京地検に最初にできたものでございまして、東京地検におきまして、必ずしも特捜部としての当時におきましては、必ずしも特捜部としての検察官の数も多くありませんし、ベテランだけを置いておつたわけではございませんので、事件の進展とともに多少他からの応援を求めてやつたというところは、そのとおりだと思ひます。その後何年か経過しまして、大阪地検にも特捜部ができました。地検の特捜部もかなり年月を経まして、大阪地検は大阪地検として独立して重大な事件を処理し得るやうな、ベテラン検事を相当そろえることが今日できたわけでございます。そこでもって、いまもお話し申し上げましたけれども、大阪地検でもって端緒をつかんで大阪地検が捜査を開始しておりますので、別に捜査は捜査について管轄の制限はございせんし、大阪の検事が東京に行つて調べようと名古屋に行つて調べようと一方向差しかえがございせんので、大阪の検事が調べているから大阪だけで小さく縮こまつてしまふのだという理屈には、相ならぬわけでございます。事件の進展いかんによりまして、また検察全体としてその体制を考えていく、こういうことに一応部内の方では相なつておるわけでございます。

そこで、しからばすぐ東京の問題にも疑惑があるではないか、東京をすぐやる考えはないか、こういうふうな仰せでございますけれども、これも予算委員会で大分はつきりしていることも申し上げられないのだというのを重ねてお答えを

申し上げたわけでございますけれども、これは仮定論でございますが、大臣が権威ある国会の場で、大阪もやる、名古屋もやる、こういうことをもし明言したといたしますと——法務大臣という指揮監督の頂点にある者が、権威ある国会の場においてどここの事件をやるのだ、こういうことをもし明言なさったということになりますと、どういふことになるのでありましょうか。先ほど非常に御心配をいただきました証拠の隠滅とか何とかいふことがありますが、やると言えどもやらせるといふことになりまして、その方面においては直ちに警戒をするということになりますから、せっかく事件をやらせようとするようなお気持ちでもって御要請がございましたも、もしそれに積極、消極というふうなお答えをしますと、かえって逆な結果が出ないとも限らないわけでございます。私も、検察庁の手の打ち方とか検察庁の意向というふうなこともあれこれ勘案いたしまして、国政調査権という憲法で認められた大きな権限に基づく御質問でございますし、検察行政ももとより単なる行政権の一部にすぎませんので、それにつきましてもできる限り洗いざらいお答えをするのが原則であり、筋であるかと思っておりますので、気持ちの面では、私も大臣もなるべく国政調査権に基づく御質問に答えて、謙虚に率直に申し上げますので、時期が来、また差しつかえない範囲では、できるだけ御質問に応じなければならぬと思っております。ただ、非常にデリケートな段階でございますので、その辺のところをかんべんいたしたいということでも一応お答えを申し上げておきます。

それから、捜査ばかりを憶測なんかに基づいて無我夢中でやることについては、人権問題もあるから注意をすべきだという仰せでございます。まさにそのとおりであります。私もあれこれ大臣のほうから検察庁について、この事件に指図はいましておりません。大臣冒頭に、検察の不偏不党、公正妥当を信願してこれを見守っているのだというふうに仰せになりましたし、また検察庁も長い伝統を持っておりまして、すでにこの種の事件につきましてもたびたび事件をやっておりますので、そう一々大臣から指図をいたしませんでも、そのワケを逸脱して間違つた捜査をするというようなことはないと一応確信をいたしておるわけでございますが、ただまあお守りしておるわけではございませんで、私も大臣の命を受けて、ほんとに日夜心配して捜査の行方を見守っておるというのが実情でございます。捜査の過程におきましていろいろ新聞等に報ぜられる人権問題等につきましても、そのつど最高検を通過しまして、どうか慎重な配慮のもとに妥当な捜査を進められたいということをお願いして指導し、またそういうような意向を伝えておきますので、いろいろ至らない点はあるかと思ひますが、本省の態度といたしましては、その辺のところも抜かりなく気持ちの中に秘めてやっておりますことを申し上げておきたいと思ひます。

○沖本委員 もう一問で終わりたいと思ひますが、ちやうどこういうことで、私たちも一生懸命この内容を調べてみたわけですが、そういう観点から、いわゆる外野席でどうこうという考え方でなくて、まじめに、真剣にこういう問題を考えたいわけだということからお取り上げいただきたいわけですが、非常に予算が少なくて、大阪の地検のほうも非常に予算が少なくて、地検の部長さんであり、警察本部へいくと部長級の立場になる人が電車で通つておる、こういう点が捜査に非常に影響するのではないか、こういう意見も、ある司法記者の方に、私が法務委員であつたということから忠告を受けたわけなんです。そういう観点もあつて、今度の特捜部のあつたことによつて、大阪地検の方はお金のほうで非常に頭を悩まして、大阪地検のほうがお金がかかる。検察庁の予算は、こういうことが起きると一ぺんに破綻するほど響くのでしょうか。響くのであれば、もう少し予算のほうも潤沢にしてあげて、ゆうゆうと捜査ができるような段階にしてあげていただきたい、こういうふうにお願ひしておきたいと思ひます。

先ほど申し上げましたとおり、人権に響く問題があるというお話でもあつたわけですが、それと、またそういうところから大臣も正しくこの問題を御守つていく、こういう観点なんですけれども、国民もまた関心を持って見ているという点があるわけなんです。ですから、最後までこの問題は明らかにされていく、正しいものは正しい、悪いものは悪いとはっきり答えが出て、国民が納得のいくようなあれにしていきたいわけですが、先ほどの職務権限の問題にしまして、わいろ罪の成立の問題にしまして、法廷での判決による問題ではなくて、起訴するかしないかという段階における検察庁の考え方が基準になつていくわけですから、そうなつてきたところに、考え方がよつてはどういふような解釈もできてくる、こういうことにもなつてまいります。国政にあずかる国会議員をお取り扱いになるわけですから、その点はいへん御心労は多いと思ひますが、あくまで国民の前に正しいものを明らかにしていく、こういう方向で今後この問題と取り組んでいきたい、こういうことをお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

○赤間国務大臣 私から一言、この際申し上げておきたいと思ひます。私は、あくまで検察当局は正しく、明かしく、適切な措置を必ずや講じてくれるものである、こういうことを確信して、またそれを見守つておるのであります。外からの力というふうなものは一切これを排除して、ほんとに信ずるところ、検察庁の正しいと考えるところを断固として守る、こういうふうな考えで私はおるものであります。一方、さきにお話がありましたが、人権といふこともあわせて考えなければならぬ。非常によくものを言うからなかなか調子がいいと言われましても、うわさののぼつた人間の名前を、たとえば言えと言ふ人があつたら言つた。その中には、何にも関係のない人まで何かの調子でひよいと浮かんできたと言つたというふうなことがありましたら、私は申しわけがないことだと考える。そういう名譽を不必要に棄損するようなことは絶対にやりたくない、私はこういう考え方を持っております。それから、いふことを言つて、捜査の妨げになるようなことを言つて、好ましからざる人物が検察当局の目からのがれるようなもの、端緒にまでなつたというふうなことになる、これまたひどく非常に好ましくない。私が法務大臣を受けている間においては、何といひましても正しく、明るくあるべきところを十二分に効果をあげてもらいたい。いま言いましたように、外部からの力などは、もうこれはもちろん全部、言うまでもなく排斥をしていく。また、不必要なことを指揮したりなんかするといふことは、私は好ましいことじゃない。見守り、かつまたこれがうまくいくように非常に注意をしております。この事件が適切に処理せられるように、私は熱望をしておる。次第でございます。私が捜査中のものをすげなく、あまり言わないからどうもおもしろくないという考え方、よくわかりません。しかし、そのことが、私の職責からいふとどうかという場合もある。そのかわりに、不必要に言わぬのではない。これは言うべきことであると思ふならば、私は進んでこれを発表する勇氣は持っておりますので、その辺もひとつあわせて御了承をお願いしたいと思います。

○沖本委員 どうもありがとうございます。

○大竹委員長代理 横山利秋君。

○横山委員 LP問題については、まだ同僚諸君四人質問をするので、私も協力しまして、私の質問の中のLP問題だけを若干質問して、あと同僚諸君にLP問題にだけやつてもらつて、そうしてまた前の質問に戻りますから、そのつもりできわめて簡潔に大臣や刑事局長の御意見を伺いたい。たとえば、大臣、後援会をお持ちですね。あな

たの後援会は赤間会というのですか。——聞いて
いるのです。大臣は後援会をお持ちでしょう。こ
の名前は赤間会というのでしょうか、こう言っ
て

●赤間会 赤間会という後援会があり
ます。

●横山委員 私は名古屋でございすが、名古屋
にもあなたの赤間会というものの存在が、ちょっ
と何かの關係で聞いたことがある。そこで、大臣
がそういう歴史的な御自身の後援会を持つておら
れる体験を含めて、後援会とは何ぞやというこ
とをお聞きしたいのです。後援会というのには名
かりで、何の組織もないというものもありまし
ね。そうでしょう。——うなずかれたところを見
ると、そうだと御自身もお考えだと思ひます。そ
うすると、後援会がたとえ名ばかりで、届け出
をしておるものと届け出していないものとがある
届け出をしておるもの、つまり政治資金規正法に
よる届け出をしておるものであつても、名ばかり
のものもある。そうして名ばかりでなくて、實際
に組織がつながつて、独立した財政、会計を持
つて合理的にやっておるものもあると思ひます。そ
うと大臣の後援会赤間会を例に引証してはいかぬ
と思ひますが、大臣の後援会はどういう部類に属
するものでございましょうか。

●赤間会 大臣 私の赤間会は、私が知事になり
ました昭和二十二年ごろ発足をいたしました。今
日はだいぶ老齢に達しましてあまり活動をして
ないのが多いようであります。何も届け出の団体
でもありません。任意団体で、ただ私を助ける
というだけの会で、政治資金規正法その他一切届
け出しはしてないのでございます。各所各所に赤
間会というのがあります。だいたいこのごろは日
ちがちましたので、活動がなくなつておるのじや
ないか、かように考へております。

●横山委員 これは非常に微妙な尋ねで、決し
て大臣の赤間会を非難する意味で言つてゐるの
じゃ絶対ありませんから……。ただ、後援会、
いまの事案の問題とはどう考へるかという検討の

問題です。後援会が——御迷惑がかかると思ひ
か赤間会はずしませんが、後援会が届け出をして
いない。そうして長年の歴史を持つておる。そ
うすると、そういう場合だと、少なくとも後援会
は独立した財源が必要である。その財源は會員か
集めるか、あるいは代議士が出すか、あるいは何
かのときに寄付を受けたものをおれば要らぬから
後援会に寄付してくれということにするか、ど
ちかになると思ひます。そこでLPの問題に
さいよ。私は要らぬから後援会に寄付してくれ
と言ふ。後援会が、届け出がしてある場合には届
け出しがされる。そうすると、そこで切れてしま
う。一応は切れてしまふ。自分はいろいろな
ことをやつた、自分に対するお礼はもらわぬ、後
援会へ出して、後援会が届け出をした。あるいは
間さんみないに後援会を届け出しないという場
合もある。そうすると、後援会と本人との關係は
どうあるべきかといひますと、私の考へとして
は、自分は要らぬ、後援会へ出す、後援会は独立
した会計を持つておる、そうして支出がきつて
明白である、これであるならば問題はないと思
ひます。ところが、二つの問題がある。後援会が
きつておるトンネルであつて、政治資金規正法に
届け出してあつても、支出の面については適当に
ないしは具体的にその代議士にトンネルに入つて
いく、個人の所得にトンネルに入つていくとい
う場合においては、政治資金規正法で届け出して
あつても、これは単なるトンネルであつて、国会
議員がもつたというふうに見るべきではないか
というのが一つ。それから二つ目は、後援会へも
らつたにしても、本人がもつたにしても、どう
いう理由でそれをもつたのであるかという理由
が問題になると思ひます。このLPのよう
に、きのうの予算委員会の質疑の事実問題が明
らかで、他の状況からいつても裏打ちされると
ならぬ、出したほうは明らかにLPに対する報酬
として出した。したがつて、先ほどあなたの方
に、受け取つた側はそういうつもりでもらつたん

ではないということになるかもしれないけれども、
そのもつた側と出したほうの考への問題と、そ
ういふつもりでもらつたけれども、おれはもら
ぬ、後援会へ出し、後援会が届け出をする、そ
して支出のほうでばつとまた逆戻りしてくる、こ
れでは単なるトンネルではないかといふ考へが
あります。お互ひ国会議員となれば、後援会を持
つということは決して悪いことではありません。
それは他の大臣でもお持ちでございすから、別
に赤間さんばかりではないのだから……。後援会が
往々にしてそういう歴史的な経過、組織、独立採
算制というか、収支の明白な形、そういうものが
とられていない場合、また届け出もされてない
場合には、これは問題がある、こう思ひますが、
刑事局長の所見を伺ひたい。

●川井政府委員 結論は、結局証拠關係できまる
のではないかと思ひます。言うまでもなく、贈収
賄罪は団体、法人の場合には成立しませんので、
刑法の原則からいひましてやはり個人によつて
刑事責任を追及するといふたてまえをとつてお
りますので、かりに後援会といふふうな団体
に入つたんだといふふうな名目でございすとも
その証拠の事実關係からいひつて、たゞいま例を
あげれば実質的には個人に渡つてゐるんだとい
う趣旨が証拠によつて明白になれば、それは収
賄としての容疑が出てくるのではなからうか、こ
う思ひます。容疑が出てくるので、届け出のある
しにかかわらずございすので、届け出のあるなし
構成要件が満たされてくるということになれば、
これは容疑が出てくる、こういうことだと思
ひます。

●横山委員 新任大臣として非常に一生懸命や
つていらつしやる大臣に全く余談でございすが、
この機会に心にとめていただきたいのですが、後
援会をおつくりになつた。歴史的なものなんです
から、この際、政治資金規正法の届け出を、大臣
も届け出団体になつておいたほうがいいのじやな
いか、私はこう思ひますよ、ほんとうに。かつて

石井さんは、あんな高潔な方ですけれども、国士
館大学の顧問をやつておられたことが問題にな
りました。法務大臣は檢察陣の頂点に立たれた、
いままあなたが所見を漏らされたような、非常に
明朗なお仕事をこれからなさるのであります。こ
の機会に、いまままでありきたりと思ひ
なつておつても、身辺をぜひ御清潔になさるよう
に希望をしておきたいと思ひます。

その次の質問は、高橋さんの意味と逆の意味で
あります。あれだけ黒い霧であつたにかかわら
ず、大山鳴動ネズミ一匹で、相澤重明氏一人が
その結果でありました。世間はさういふとして
非を鳴らしたものであります。相澤重明氏は、い
ま裁判にかかつてまだ黒白が明らかでありませ
んけれども、だれがどう考へても相澤氏が主犯であ
るといひます。黒い霧の一番頂点に立つた人
ではないといふことでございす。檢察陣として
は、さうであらうが、証拠がないものをいかに
せん、さういふ感傷をおそらくお持ちだろ
うと思ひます。しかし、世論の結果をもつて論ずる
のであります。しかし、これほど世間の課題となつたこ
とが、高橋さんや私が逆の意味で心配します。よ
うに、大山鳴動ネズミ一匹となつた場合における
檢察陣の士氣並びに國民のこれに対する疑念とい
うものは、とどまるどころがないと思ひます。さ
ういふのであります。先日来の慎重な御発言は、
氣持ちはよくわかるのでありますけれども、十二分な
努力をしてこの問題の結末をひとつ明白にせられ
るようには私は望みます。大臣も非常に責任を
感じておられますが、重ねてあなたのそれにつ
いての御意見を伺ひたい。

●赤間会 大臣 たびたび申し上げましたよう
に、私は檢察陣に信頼を託しまして、公正妥
当に、正しくこの事件が処理せられることを心
から期待し、またそれを見守つておる、さうい
ふ状態でございます。それで、外部から力を加
えらうとか加えぬといふようなことは絶対に——私
は檢察陣に對しましては、檢察陣本来の眞面目
を十二分に發揮できるように手伝ひをし、また一

第二類第三号 法務委員会議録第二号 昭和四十二年十二月十四日

算委員会あるいは本日の法務委員会において、明らかに正しい検査というふうなことを何回かお使いになった。そこで、実は一つお尋ねする前に次のようなことを、私疑義を提起しておきたいと思う。実は予算委員会における社会党の委員の質問に対して、取扱い側で逮捕された人は一体だれなんだ、国会議員で調べられた人はだれなんだという質問に対して、大臣のお答えは某前代議士を逮捕し、それから某国会議員を取り調べをしたというふうなお答えがありましたね。言ってみれば名前を明らかにされなかった。これはどういうふうな趣旨に基づくものなのかを簡単にひとつ御答弁いただきたい。

○赤間国務大臣 新聞でも公知のように出ておりますので十分御了承がいく、かように私は考えておりましたから、名前を申し上げなかった。前代議士、現代議士と言え、国会議員のすべての人は御了解がいくもの、かように私考えておりましたので……

○中谷委員 もうちょっと私のほうで詰めたと思います。新聞で公知の事実、周知の事実である。だから名前を出さなかった。名前を出さなかった配慮は、一体何に基づくものなんでしょうか。

○赤間国務大臣 名前をことさらに出さなかったように思われるかもしれませんが、私は、私の言うことは皆さんに全部わかる、何も誤解を生じたりいろいろなことは起こらない、こういう御説明を申し上げれば、私の考えておられることは全部おわかりになる、こういう意味のもとにああいうことを発表した。別に他意があるわけでも何でもありません。この点御了承願います。

○中谷委員 私の趣旨はこういうことなんです。大臣が予算委員会での答弁の中に、贈り関係者として多田、あるいは多田、どちらかの名前を言われた。そういう人を逮捕しております。そうして片一方取扱い関係としては、某前代議士、あるいはまた調べた人は某国会議員がおると言われた。私が問題にしたいのは、明らかに正しい検査というところをおっしゃる。タクシー会社の社長であ

ろうが国会議員であらうが、法のもとにおいては平等なんです。片一方の場合には、わかるだろうからといって名前を言わない。名前を言わないという方針を一貫されるなら、私はよろしいですよ。この点、この問題については国民が、ほんとうにそういう国会議員については調べるのだというけれども、やはりそういう大臣のことばの中から不安に感じ、とにかく非常な期待をしているという検査への期待について、ブレーキがかかるのじゃないかという認識を持つおそれがある。重ねてお尋ねしますけれども、予算委員会において贈り側の名前、タクシー会社の社長にしかすぎないけれども、その名前は言う。取扱い側の名前は某と言った。わかるということならば、カラスの泣かない日はあっても、多田、多田の名前は出てまいります。前代議士、現国会議員の名前は出てくるのですよ。だから、それなら一貫した言ひ方とすれば、大阪のタクシー会社の某社長でよろしいだろう。片一方の名前は言う。しかもそれはもう二十三日近くは入り込まれている人間です。いろいろな考え方があろうけれども、人によれば逮捕すべきものを逮捕をしていないのじゃないかという疑いもかかっておられる人がある。その人の名前は某と言う。これは片一方の人に対しては過剰の名譽を尊重し、片一方の人に対しては比較において尊重されていないというふうな見方だっているでしょう。この点についてお答えをいただきたいということなんです。

○赤間国務大臣 業者側で逮捕された者は、私が言うた人のほかに四名名前がある、はっきり言う。私は一人だけ、ほか理事数名とか何とかいうようなことで、全部名前を言っていない。ただ一人だけ言っただけだ。何も民間人を一人言うて、前国会議員、現国会議員の名前を言わなかったから不公平だとか、片手落ちだとか、そういうことはない。あるいは御承知のように、業界で逮捕せられた者は五人、これも新聞にもはっきり出ております。私は一人だけ言うた。名前を明確に言うたのは業界一人、それから前代議士、現代議士と

いうのは、もう御存じのことだから、別に民間と国会議員とを差別をするとか何とかいう意味のことは一つもないのです。私は、あなたのようにそう深くそういうことを考えてない。そういうのであるから、その点は御了承願いたい。それは、民間人は五人とも明確に言うて、前代議士、現代議士については一言も言わなかったとか何とかいうならあれですが、別に、明るくという私の方針に何も反しやしない。やるべきことは徹底的にやるが、言わぬで済むことならば言わぬでおったほうが、またいい場合もあるじゃないかと考える。やることは徹底的に私はやる。しかながら、言わぬで済むことならば、言わぬでいいじゃないかという考え方もある。そのことについて特にいろいろとおしかりを受けるという意味が、私にははつきりしない。なおまた私は、適当なときに明確に、詳細にこれを発表することをやっていたい。いまは、大体時期からいって、あまりそういうことを発表することがどうかというふうな頭も幾ぶんあった、まだ捜査のまっ最中でありますので。だけれども、そういう点について私としてはああいふ発表をした。別に何かたいそう深い考えがあつて民間の人を一人言うて、四人は言わなかったわけじゃない。なおまた、いまのようなことに他意はない。しかしながら、将来についてそういうふうなお考えをお持ちであるならば、もう将来はそういうことなしに、ひとつよく注意をして、某なんて言うということは誤解を受けるから、もうこれはどんどん言うたがよからう、あるいはもう全部某も名前も言わぬで、この辺は抜かしたほうがいいというふうな場合もあるかもしれない。したがって、将来は、御注意があったから、そういうことについて御意見を承らぬようによく注意をしてやりたい、この点はよく申し上げて、別に深い意味はないことをあらためて私は申し上げておきます。

○中谷委員 深い意味があつたらいいんことです。だから、問題は、何の気なしにおっしゃった、その何の気なしにおっしゃったそのような大臣の答弁だつて、野党席で聞いておると、あのときは、某という名前じゃいかぬ、はっきり名前を言えといつて、ずいぶんいふゆる不規則発言が飛びましたよ。そういうふうな深い考えがあつて言うようなことがあつたら、これはたいへんなことです。何の気なしに言うことだつて、国民はこういうふうな国会議員の問題については非常な注目を払つておるし、そうして検査権の行使が公正かつ適正に行なわれるということについて、非常な期待をしておる、いわゆる圧力がかからない検査のあり方というものについて期待をしているということ、若干あげ足とりのきらいはあつたけれども、そういうことを私は申し上げた。何の気なしにおっしゃったことが問題だ、こういうふうには私は申し上げた。

そこで、大臣に念のためにお聞きをいたしますけれども、局長が先ほど御答弁になったように、検査官の逮捕状の令状請求については、何らの政治的な配慮というものは介入しない。要するに、罪を犯したことを疑うに足る相当な理由でございまして、それと逮捕しなければならぬという事情、それだけが検査官の令状請求の判断事項なんだというところは、大臣のお口からもそのとおりだという一つの御答弁をいただいております。

○赤間国務大臣 そのとおりです。

○中谷委員 そこで、四十二年度の犯罪白書の一節を次に引用して質問を続けたいと思います。

閉会中においても、公務員犯罪の一般について、局長から種々御答弁をいただきましたが、犯罪白書のこの点でございすね。要するに、犯罪白書の四十二年版は、特に「取賄」という項を新しく起こされておるといふ点で、四十一年度の犯罪白書に比べて違ひがある。そして私は、こういうふうな「取賄」という項を特に起こされたということ、いいことだといふふうな考えているわけですが、その犯罪白書の中に「取賄事件の、検察庁における処理状況は、前掲の1-73表にあるとおりで、総数の五割近くが公訴の提起をみている。い

うまでもなく、この種の事犯は、一般に物的証拠が乏しく、関係者の供述に依存せざるを得ないことが多い。また、最近の傾向として、ひとたび検挙が行なわれると、執よう、かつ、徹底した証拠隠滅工作が行なわれる事例もまれではない。要するに、贈収賄事件というものは、関係者が徹底的な証拠隠滅をはかるというのが最近における傾向なんだというところを、法務省の犯罪白書の中に捜査を非常に困難ならしめる状況としてお書きになつておる。収賄事件というものは、そのような証拠隠滅というものが執拗、かつ徹底的に行なわれるというきわめて遺憾な状態を往々にして現出する犯罪であるということが、犯罪白書に書いてあるのですけれども、大臣としてそのようなことは当然だろう、それだからこそ検察としては厳正に検察権行使しなければならぬという御答弁があるだろうと思うのですけれども、念のために収賄事件というもののに対する大臣の、私がお尋ねした点についての御答弁をいただきたいと思ひます。

○赤間国務大臣 検察当局は、収賄事件につきましても、非常に厳正に処置する、証拠などの確な証拠をつかまえ、そうして公正妥当な処置をとつていく、こういうふうには考えております。捜査につきましても、あらゆる点から抜け目なくやっていくものと考えております。しかしながら、これは捜査当局のやることを私は別にいままであまりどうこう言うことはありませんが、人手の関係、それから犯罪の性質の関係、いろいろな関係でいろいろ私はひまの要ることもあると考へております。それはわれわれがとやかくどうこういうことでなくて、個々の問題につきましても、検察当局が犯罪の捜査に全力を尽くしてやってくれる、かように私は信頼をいたしておる、これが私の考え方でございます。

○中谷委員 もう一度お尋ねしますが、贈収賄事件というものの最近の傾向が、検挙が行なわれると、非常に残念なことだけれども「執よう、かつ、徹底した証拠隠滅工作が行なわれる事例もま

れではない」というふうな傾向を持ったものだというところについては、大臣はお認めになるのかならないのか、この点なんです、私のお尋ねしておるの、いかがでございますか。

○赤間国務大臣 私は、収賄事件などの個々のものを取り扱った例が、私の思いから、具体的な事例は知りませんが、私の思いからは、犯罪というふうなものにはなるべくわからないようにやろう、やったら証拠をなるべく早く隠滅するようにやろう、そういう性質が相当あるものと、私は想像をいたします。これは収賄も、あなたのお話以外の人殺しのように、まさにそうでありまして、収賄以外の殺人のようなものにつきましても、殺人罪の証拠をなくして完全殺人をやろう。またその他あらゆる犯罪について、非常に科学の進歩に伴ういろいろな複雑な様相が行なわれて、検察当局もあらゆる面に骨を折り、あなたのお尋ねにありました収賄について証拠を隠滅するという風潮が強くあるということは、事実であらうということ私は認めます。

○中谷委員 そこで、刑事局長にお尋ねをいたしたのが、いよいよあす十五日で二十三日の勾留満了の日が来るわけですね。要するに、贈賄側の人たちに満了の日が来る。そうすると、すでに先ほどお話がありましたように、前代議士については収賄容疑で逮捕しておる。そうすると、参考人として調べを受けている現国會議員がいる。そういうと、一番問題になるのは、大臣は殺人などという例をお引きになったけれども、これは被害者がはつきりしている。死んで死体があるわけです。けれども、収賄罪というのは、被害者がない。被害者は国民だといふこの収賄事件、お金が一ひそかに授受される、しかも隠れみものとして後援会といふものが出てくる、こういうものについて、徹底的な証拠隠滅工作がある。贈賄側がもしかりに野放しになるといふことになる、贈賄側と収賄側とひそかな共犯だと思ひますが、あす十五日以降の捜査については、証拠隠滅がきわめて容易だ、非常に行なわれやすいという状況を一般

的に招来する。こういうふうに関きましよう。答えてくれば、もっと具体的な事件として、贈賄側が釈放された、収賄側は何も身柄を拘束されておられないという状況のもとにおいては、身柄を拘束しておるよりも格段に、飛躍的に証拠隠滅をやつやすい状態、可能性が非常に出てきたということ、十五日以降出てくるということだけは言えますかどうか。

○川井政府委員 一般論をいたしまして、この種の事件については、収賄と贈賄の両方を隔離して調べるということが、証拠の収集に最も適当だということとは言えると思ひます。非常に具体的なケースの問題で、勾留満期の日時をあげての議論でございまして、本件については、当然のことでありまして、検察庁がこれをどういうふうに取り扱うか見ていきたい、こういうつもりで、私のほうからとやかく指導するつもりはございません。

○中谷委員 局長、そこまで話がいついていないのです。また検察庁がどういうふうな指導するか、まだいってないのです。十五日が来た、そこでかりに贈賄側が釈放されたということになれば、証拠隠滅の可能性は飛躍的に増大するということは一応推定されますね、こう聞いておるのです。

○川井政府委員 飛躍的に増大するかどうかということはにわかに断定ができませんけれども、一般論として抽象的に考えては、ややその傾向が出てくるというところは言えると思ひます。ただ、その一般論だけ繰り返してありますので、いろいろの裏に具体的なケースがありますので、いろいろ影響が大きいと思ひますけれども、具体的なケースは、そのケースなりの捜査の経過をたどっておりまして、一般論を具体的なケースに当てはめて、飛躍的に増大するかやふえるかという点、これはまた別の問題だろうと思ひます。その辺のところは、当然のことでございますが、一般論と具体的なケースへの当てはめは、また別の問題だといふように御理解をいただきたいと思ひます。

○中谷委員 逆に言うと、やや増大するという程度であるならば、無理をして人を逮捕しなくても、原則的な任意捜査でよろしいでしょう。どうしても逮捕しなければならぬから逮捕するので、そうでございませぬ。そうして勾留延長の請求が却下になったものについて、準被告の手續をする。裁判所もそれをお認めになって、罪証隠滅のおそれがあるからということで準被告の申し立てを許されたわけですね。ですから、ややというふうなおことばであるなら、やや増大する程度であるなら、私は大阪地検の特捜部ががんばつてもらいたいという立場でいるからこゝで言ひませぬけれども、任意捜査でやつた方がいいじゃないですかということになりまして、そうでございませぬ。だから、これは具体的な事件とのからみ合いがあるというところで、また今後の方針にも関係してくる問題であるので、御答弁がしにくいかもしれませぬけれども、要は十五日で釈放になるというふうな状態があったときに、一体、私はこの捜査について成功するのかもしれないのかという問題の一番密度の高い十四日であり、十五日だ、こういうふう

そこで、大臣にこの機会にお尋ねをしておきたいと思ひますけれども、捜査に支障を来すおそれがあることについては国会においてでも発言ができませんというところですが、地検の検察官あるいは検事正が、こういうことは国民が当然知るべき権利があるという前提だろうと思ひますけれども、記者会見等の談話において発表したその程度のこと、国民の名においてこの事件について黒い霧を払おう、これは特に法務委員会の仕事だと思ひます。そういうふうな問題について、国政調査の範囲というものは、少なくとも地検の検事正が記者会見において談話を発表したその程度のもので、大臣としてもこの国会において答弁してもらおう。いわゆる捜査の支障と国民がそういうことを知る権利があるということの兼ね合いにおいて、そこに限度が求められるべきだと思ひます。地検の検事正が新聞記者会見において発表したことが、そこは新聞記者会見においては知り得る、国

会においてはそのことも知り得ないのだという意味で大臣おっしゃっているのかどうか。この点いかがですか。

○赤間国務大臣 地検の検事が発表したという程度くらいのこと、少なくとも国会で発表ができればいいか、こういう御質問ですか。

○中谷委員 そうです。

○赤間国務大臣 これは地検で発表したから国会で発表することが適当かどうかということは、事柄によって違ふのじゃないかと思うのです。私のねらいは、向こうの妨げをして、せっかく一生懸命でやりののに、能率を下げさせるようなことは言いたくない、能率も何も下がらぬことなら思い切つてやってもいいのじゃないか。しかし、いま捜査の途中だから、いま言う影響を受けて能率を阻害することになるというようなことは、私はやらない。それからもう一つは、これは人権に關するもので、有罪が無罪か命がけで調べられる。調べられるほうも調べるほうも、これはたいへんな問題なんだ。あやまつていろいろのことを言われたら、政治家としては想像以上に本人は政治生命を失う場合もあり得る。簡単にほなほなはいきにいくのじゃないか。要するに、その人の政治的な名誉というものを不必要には損傷してはならない、名誉を落とすというようなことになつては相済みぬ、この二つが私のお話をせぬ事柄。それ以外のことで、捜査には悪影響も何も及ばなくて、大いに言うてもいい、また個人の名誉にも關係がないというやうなものであれば、私は何もその秘密主義といひますか、言わぬといひます。私は、元来はおしやべりは好きなんだ。おしやべりは好きじゃけれど、そういう検事局なり檢察当局の能率を下げるやうなことを法務大臣が言つてはいかぬし、それからかういふ人権のやかましいときに、ついでに言つたんだ、調べてみたら何でもなかつた、法務大臣が言つたおかげでわしは一生えらい目におうたなどという者が出来ないとも限らないやうなことは、私はほかの発表機關

と違ふ重要な責任にある。それで、言うだけの値打ちのあるものでなければ名前も言えない。まして有罪でも何でも無い、起訴せられたからといって——私は、起訴せられても、有罪でもない者をあたかも罪人のやうな扱いをするということは、これは非常におもしろくない、私個人はさういふふうには考へてゐる。やうやく判決がきまつて、これは有罪だという判決があつてから、初めてわれわれはそれを犯罪人として扱うのがあたりまえだ。法律的に言うなら、まだ疑いのある人間を、いろいろのことを言つて、そしてそれがいかにも情報によく精を出してくれたいといつてほめられるやうなことは、私はあまり好ましくないと思ふ。さういふ考へがもとになつて、それでいまお話し地検でそれを発表したところのことは言つてもいいといふのは、一つの標準でしよう。現実の問題は、そのくらゐのことは言うべきだらう。だけれども、私の考へは、いま言ひましたやうに、妨げをしなくて、本来の仕事をする存分にやつてもらう。いかなる力にもよらず、檢察當局が正しく、明るく、自分の欲する——欲するところじやなくて、勉強のしつかりをして、成績をあげて世をほんとうに明るくしてもらふ。それからまた關係のないやうな人に一人でも迷惑をかけぬで、これはある意味の人権だと思ひますけれども、政治生命かもしれないが、さういふものを守つてやろう、この二つの精神を真剣に守らうといふのが、私の精神でございます。その点御了承願ひます。何にもほかに他意はない。

さつきの問題につきましても、おしかりを受けました。某といふのはけしからぬやないか。しかしながら、これはまだ犯罪人でもなければ、私は、何も起訴せられた人もあれば、ない人もあるかもしれない、一々それを率直に言わなければ困るやうなふうには考へてゐない。ある程度了解もいくし、私の言わんとするところは目的を達するのやないか、かういふやうな考へ方から私は申し上げたのであります。そのほかには何にも他意がない。今後においても発表せたいといふのは、私がいま言ひました法務大臣、何にもおまへが言つても捜査には一つも妨げにならぬのみならず、捜査の助けになるかもしれない、あるいはこゝういふ人間はこれは悪いことをしたことはきまつてゐる、だが言つても、おれが死んでも証明するとか、何か決定的に動かない証拠があるとか、いろいろ具体的なものがあれば、またいろいろと教へてもらへば、私は将来発表その他に参考になる。現在の状況におきまして、私の言つてゐることは、どうぞひとつその点御了解願ひたい。ほかに私の他意は何にもございませぬ。

○中谷委員 了承できません。問題は、要するにその人の名誉、それから捜査に支障を来たすかどうか、このこと、いま一つの大事な観点は、こゝういふ黒い霧といふやうな問題について、国民は知る権利がある。だからこそ、地検の検事は捜査に支障がないといふ前提に立つてある程度のことの発表をしてゐる。政治家にとつては、大臣おっしゃるやうに、収賄をしたといふやうな疑いをおかけられることは、最大の恥辱なんです。そのとおりなんです。だからといって、その人が恥辱だからといって、その人が保護されて、その人のことについて国民が知りたいといふときに、さういふことは最大の恥辱であり、その人の名誉に關することなんだからといふことに力点が過ぎ過ぎする場合には、国民がそのやうな事件について憤む、そのやうな事件を批判する、そのやうな事件について国民の世論がさういふものは許さないとことについて、水をかけることになるといふこともあり得ると思ふ。ですから、大臣の先ほどのお話は、国民が知る権利があるといふ点をはずしてゐると私は思ふ。現在この時期ほど國民がこの陸運汚職に注目をしてゐる時期はないと思ふ。それじゃ一体國民の知る権利といふのは、捜査の支障あるいはその人の名誉といふことと、少なくとも同列に置かれるところの大臣において発言をされる判断の一つの大きな柱でなければならぬ。三本柱です。三本柱で発言の内容が限定されなければならぬと思ふ。二本柱ではないと思ふ。この点いかがでしょうか。

○赤間国務大臣 それはなかなか理屈があると思ひます。私は三本柱はあなたと同じ。ただときが適當なときに國民に十二分に知らせる。何も適當でないときにも知らせなければならぬといふまでは考へてゐない。発表は適當なときに、あなたの言つた國民に十分知らせる、かういふことで、三本柱はあなたのおっしゃることは正しいけれども、時期の問題は私は考へてゐないと思ふ。適當な時期に十二分に発表する、かういふことで、いつも三本柱といふわけにも、事柄によつてはいきにくい。簡単に申し上げれば、かういふ考へ方です。

○中谷委員 それじゃこの点については、私はこれ以上答えを求めませんけれども、新聞がとにかくこれだけいろいろ書いてゐる。これはやはり世論が、國民の聲が、この事件の真相を知りたいといふことだと思ふのですよ。〔新聞が行き過ぎてゐるんだ〕と呼ぶ者あり。何を言つておるか、不規則発言するな。

さういふやうなことを前提として、局長さんにお尋ねしたいと思ひますけれども、十五日はあすまいですね。そこで、どういふ処分になるのか。処分をするといふ報告は、もうすでに地検から受けておられますか。あるいはさういふやうな報告を受けられれば、いつ受けられるのか。まだ受けていないとすれば、いつ受けられるのか。また、さういふことについてどういふ処分をするかといふことについての下相談、打ち合わせといふのは、現在どの程度おやりになつてゐるのか。要するに、いつになれば十五日の処分の結果について國民は知り得るのかといふことについて、局長さんのほうから御答弁をいただきたい。

○川井政府委員 まだ報告を受けておりません。それから個々の具体的ケースについて、どの人間を起訴するか、不起訴にするかといふことについて、一々事前に法務當局に相談しないのが原則であります。

○中谷委員 いつ報告があるわけですか。

○川井政府委員 この事件で特に検察庁が本省に報告する必要があると思はれ報告すると思ひますけれども、私のほうからこの事件についてその結果を報告しようというようなことは、指図をしておりません。検察にまかしておるというのが実情でございます。

○中谷委員 刑事課長さんおいでいただいておりますので、最高検会議を何回かおやりになったと思う。特に大きな最高検会議としておやりになったとき、法務省からも参加をされて、この会議を相当時間おやりになりましたね。そこで、そのいわゆる集約がすすむというときに、このことについて何ら報告を受けておらない、あるいはまた報告を受けるか受けないか、これについては明確でないようなお話があるというの、これは結局最後の詰めなんです、私は納得できません。どういふことにきまつておるのかというところを言うてくれと言っているのではない。いつそういう報告があるのかというのを聞いています。報告があるかないかは、それは向こうまかせだというようなことでいいですか。

○川井政府委員 この事件は、なるほど社会的に、また政治的に重大な事件でありますけれども、検察官を信頼いたしました、法務当局として大臣の命を受けて、検察庁を信頼して、検察庁がなすところを見守っておる、こういう態度をずっと引き続き——大臣がおわかりになりました、そういう態度でしております。

そこで、刑事課長がこの捜査会議の中に列席したのではないかと、新聞にもその報道がありましたけれども、その事件をどうするか、結果がどうなるかというようなことに、刑事課長をタッチさせておりません。はなはだ法律上のむずかしい問題があるということで、法律解釈は刑事局長の専権事項でございますので、私にかわりました。検討したところを刑事課長が持ってきてまいりまして、検察の質問に法律問題について答えたという事実はございませうけれども、法務当局を代表いたしまして、この事件の処理にタツ

チしたというような事実はございませう。

○中谷委員 大臣にあつて、二問お尋ねをいたします。

私がお尋ねをしたいのは、田中前法務大臣は御出席になつておられるのですけれども、大阪の記者会見の中で、指揮権の発動なんというようなことは、要するに絶対にしないということをおっしゃったわけですね。そこで、そんなことはもう大臣、何べんも繰り返して繰り返して言われるのは当然のことだと思ふのですが、私がほんとうに検察を信頼するといふ前提で、大臣にひとつ、御答弁しにくいことかもしれないけれども、御答弁をお願いしたいのは、私はやっぱり検察を信頼しようといふこと——国民が検察を信頼しようといふふうに言うし、検察に対する国民の信頼というものは、私は他の行政官庁に比べれば非常に高いと思ふのです。ただし、昭和二十九年のあの指揮権の発動、犬養さんのときの指揮権発動、これはいわゆる時の内閣の非常な汚点であると同時に、そういう指揮権発動によって捜査はぐずれてしまったといふことは、私は、検察庁全体として、十年以上たちますけれども、いわゆる法律の世界に身を置く者としては、あの痛烈な印象というのは忘れられない。そこで、今度のこの問題というのは、まあ言うてみれば現国会議員のいわゆる百万とか、千とかの収賄があるのかないのかというやうな問題だと私は聞いておるけれども、要するに、明るく正しい検察といふことを大臣おっしゃるのだったら、私は大臣の口から一べん聞きたい。いわゆるかつての指揮権発動といふやうなことは、正しくないことなんだ。かつての指揮権発動の結果、助かった人もいますよ。そういう指揮権発動といふやうなものは正しくないことなんだといふところまで、大臣御答弁いただけませんか。あれは過去のことであつて、そんなことは言えない。あるいはあのときは理由があつたんだといふやうなことなのか、ほんとうに検察を信頼しようといふなら、大臣の口から、かつての現実に検察法十四

大きな影響を与えた、その後のわが国の検察のあり方を否定したことでございませう。政治のことにはあまり研究をいたしていませんので、いかなる理由であれが現れられたのか、どういふ影響があつたのか、こういうことについては、私はここで申し上げるだけ勉強をいたしております。

○赤間國務大臣 私は、過去の指揮権発動のときには、東京におりました。政治のことはあまり研究をいたしていませんので、いかなる理由であれが現れられたのか、どういふ影響があつたのか、こういうことについては、私はここで申し上げるだけ勉強をいたしております。私は持ちません。ただ、私は法務大臣といたしましては、さきにもたびたび言いましたように、いま日本の検察陣営といふものは、お話になりましたように、国民の信頼度が非常に高い。やはり仕事がかやれるかやれぬかといふのは、信用があるかないかといふことでございませう。検察にしても国でも、信用によつて仕事ができる。こういう点から、日本の検察陣営は非常に信用が高いから、この信用の高い検察陣営にまかせておけば間違ひはない、私はこういうやうな考え方を基本にして、そして検察陣のやることを見守りながら、適切な検察が行なわれるやうに非常な期待をしておりま

評価するかといふやうなことに、現職の大臣にお答えをいたさうといふことは、これはもうずっと歴代同じ自民党内閣のかつておやりになったことなから、私は非常に言いにくいと思ふけれども、明るく正しい検察といふなら、そこについて、こういうやうな愚かしいことは二度と繰り返さないんだといふことの御答弁があつてしかるべきだと私は思ひますけれども、いまの御答弁では、容喙ができませんといふことで、最後にお尋ねをいたします。

ただ、申し上げておきますけれども、私が申し上げたのは、検察に対する国民の信頼は非常に高いと申し上げたのであつて、非常に高いなどといふことは決して申し上げていない。要するに、指揮権の発動といふべきことがあつたことがいまでも汚点になつていふことだけは、明確に申し上げておきたいと思ふ。

そこで、大臣の就任の辞、検事総長のいわゆる検察長官会同におけるところの訓示等の中で、収賄事件についても触れておられるくだりがございませう。そこで、刑事局長さんから御答弁をいたしたいと思ひますけれども、今度のタクシー汚職事件の足取り、いよいよ大詰めにきていふわけですから、ずっと検討してみますと、最初は冷房料金の問題です。政治献金があつたかどうかといふやうなことから入つてせんべつ問題、そして結局今度の収賄事件といふやうな中で、最初とはにかく冷房料金が非常に高いか、おかしいじゃないかといふ大阪の主婦の人たちのいわゆる反対運動といふやうなもの、今度の大阪特捜部が内偵を続けて、そうして強制捜査に踏み切つたといふ、世論の支持といふか、世論のバックアップといふものがあつたと思ひます。だから、世論といふものはあり得ないと思ひますけれども、問題は、毎年毎年検察官の、あるいは検察長官会同において、収賄事件については取り締まりをするんだといふやうな訓示をされていふけれども、具体的にどういふことをおやりになるのか

ということについて、何か聞くところによると、聴

訴室といいますが、訴えを聞く室を設けるとい
ような計画もあると聞いている。解散前の国会か
ら、また今度の国会でこういう汚職事件が出てき
たということ、特に地方議員、地方公務員、国家
公務員あるいは国会議員等というのは、もうどう
いうことがあっても汚職というふうなものから無
縁でなければならぬというふうな意味で、反面、
われわれの立場というのは特に強く国民から批判
されなければならぬ、そういう立場だろうと思
うのです。それで、聴訴室というものは、政治の
不正というふうなものについて、特に国民の中か
らそういう問題を取り上げるというふうな機能を
も、一つの機能として果たしてもらいたい。しか
し、その聴訴室ということとは、どういうかっ
こで構想しておられるのか、これについてひとつ
答えをいただきたいと思ひます。

○川井政府委員 会同におきまして、全国の検
察長官を集めて法務大臣から当面の検察方針につ
いて訓示がありまして、続いて私が命を受けて詳細
な指示をいたしております。その中で、最近の公
務員犯罪の傾向なり、趨勢なり、特徴なり、分析
検討いたした結果に触れまして、そうしてこの種
事件についても当面の検察庁の心がまえと具体的
な捜査の方針について指示をいたしました。そう
いうふうな指示を中心として引き続き協議が行な
われたわけでございまして、その内容の詳細は、こ
れまた今後の捜査の方針に影響を持ってくるので
あります。申し上げることは遠慮させていただきます
と思いますが、申し上げても、おかげになりました
ような聴訴室の問題というふうなことも、全国に
設けておるわけではありませんが、必要なところ
ではそういうふうなものを設けて有力な端緒をつ
かんで成功した事例があるというふうな、その端
緒のつかみ方と、それで成功した事例についての
報告、あるいは必ずしもうまくいかなかったよう
な事件について経験した長官からの報告というふ
うなものを取りまとめ、最も適当な方法として
はどういう方法がよからうかというふうなことを

詳細議論をいたしたというのが、この間の会同の
大体的内容のあらましでございます。

そこで、聴訴室でございますが、これは今日全
国の検察庁に設けることが必要かどうかというこ
とと、もう一つは、何と申しますか、密告という
ようなことをやたら国民に慫慂するような制度と
いうものも、また行き過ぎますと人権に大きな影
響を持ちますので、検察庁が限りある手でもって
こういうことをするにつきましては、その運用に
ついてはやはり慎重にしたほうがいいのではない
かというふうなことで、めったにそういうふうな
事件がないところまでそれを設けることはいかが
かということ、いまの段階では、設けて成功し
た事例とか失敗した事例というふうなものを話し
合つて一応の参考にしたという程度にとどま
るわけでございます。

○中谷委員 最後の質問ですが、東京地検の特
捜部それから大阪地検の特捜部というのは、従来そ
れぞれ非常な実績をあげておられると思ひます。た
とえばその高検の管轄下にある地検、たとえば関
西でいえば奈良とか和歌山とか、いわゆるそれ
ぞれそこに配属されておる検察官の人たちは、
一生懸命に——特に仕事の量なんか、大阪地検な
どより量が多いんじゃないかというふうなかつこ
うの仕事をしておられますけれども、いわゆるその
汚職事件などというものについて、たとえば奈
良、和歌山などにおいてこういう事例があったと
しても、そういう捜査の端緒をつかんだとして
も、その捜査というものが進展するというふうな
ことになれば、結局どろどろとか交通事故だとか
いふのは、もう全部とかく捜査ストップとい
うふうな状態になるだろうと思ひます。要する
に、今度の事件というのは、政治献金という、後
援会という隠れみのある。そうして届け出があ
る。届け出があつたものが何が悪いかというの
を、そこが問題だというふうな、岩を砕くような
やり方でやらなければいかぬ。これは非常にむづ
かしい。しかし、ぜひやってみなければいか
ぬということですが、これは奈良、和歌山という

場合に、そういうふうないわゆる検察の捜査能力
というものは、なかなか期待できない面が私にはあ
ると思ひます。こういうふうな点については、ど
のようにお考えになりますか。要するに、どの
地検管内においても、どこにおいても、先ほど言つ
たような国会議員にしろ、国家公務員にしろ、地
方議員にしろ、地方公務員にしろ、いわゆる政治
を毒するような汚職というのは、どこかの場所にお
いてやっても許されるものではないという考え方
は、国民の声だと思ひます。たとえば、大阪で
やれば特捜があるからつかまりやすい。どこかの
いなかでやればなかなか目立たぬということ、こ
れは非常におかしい。そういうことがないとい
うことの状態だという話であつてもけっこうだ
し、そういうことについては若干不足しておるか
ら、さらにこの問題については適切な手を打ちた
いというふうな御答弁になるのか、私よくわかり
ませんが、この点についてお答えをいただきたい
と思ひます。

○川井政府委員 一切の瀆職事件を検事だけで処
理することは、実情から申しましてたいへん困難
であります。やはり大部分の事件というものは、
豊富な陣容を持つております警察官が端緒をつか
んで処理して、検察庁に送ってくる、こういう
かつこになるうかと思ひます。しかしながら、
何らかの事情によりまして警察において捜査する
ことが適当でなかつたり、あるいはできなかつた
りというふうなものにつきましては、検察官のと
ころにおいてこれを行なうということが、捜査機
関の機構の面から見ても原則的なやり方だろう、
こう思つております。そこで、検察官に期待され
るところがこの種の事件につきましても大きな
思ひますので、でき得べくばなるべくそういう
ふうなやるべき事件は検察官のもとにおきまし
てもやらなければならぬ、こういうふうな考え
で、もっぱら事務の効率、能率をあげることをま
ず主眼として、機構の改革なりあるいは事務の刷
新なりに取りかかしまして、余力をもつてでき得
る限り国民、住民の期待にこたえるような検察を

勇敢に断行してまいりたい、こういう覚悟でござ
います。

○中谷委員 最後に一点だけお尋ねをしておきま
すけれども、これは非常に気にかかる点をまとめ
て、今度の事件のことについてお尋ねをいたし
ます。

天野検事正が談話を発表しておられる。十二月
十一日の新聞記事ですから、十二月十日の記者会
見だと思ひますが、その中で「これまでかなり
時間をかけており、捜査はできるだけ急ぎたい」
その次なんです。それから「あまり手を広げることなく、
これまでにかつた事実の裏付けに全力をあげる
方針だ」と語つておられる。「あまり手を広げること
なく」というのはとにかく、いままでわかつたも
の、要するにつかんできたものだけ裏を固めてい
くんだ、これはあとの分についてはとても捜査の
手が伸びないのだというふうな読み方をした国民
もいると思ひます。そういうことだつたら、た
いへんなことだと思ひます。だから、この天野検事正が
おっしゃつておられる「あまり手を広げることなく、
これまでにかつた事実の裏付けに全力をあげる
方針だ」ということについては、これはこういう意
味なんだというところで御答弁いただいてもけ
うだし、あるいは天野さんの談話というものは
関係なしに、この捜査のあり方というものにつ
いて御答弁いただいてもけっこうだと思ひます。
も、この点が一点であります。

それからいま一つは、これは大体的な人は事情は
了解しておると思ひますけれども、実は寿原さ
んの逮捕、私も朝日新聞を見て、こういうふうな
逮捕のしかたがあるのかと思つたのですけれど
も、六日未明に逮捕、こうなつておる。出頭した
時間もその新聞記事に出ておつた。そうすると、
十何時間一人の人の人を調べたことになる。こうい
うふうなことで、いわゆる選挙違反だとか贈収賄事
件というものについては、調書の任意性というこ
とがかなりやかましく言われるというふうな点に
ついて、気にしている向きもないではないわけ
です。この点の状況といひますか、六日逮捕という

ふうなことだったのかどうか。実際そうだったとすれば、こういう事情に基づくのだというようにすることについて、お話しをしておいていただくことが適当だと思えます。この二点についてお尋ねをいたします。

○川井政府委員 第一点でございますが、この事件の捜査の範囲、それから終結の時期をいつごろにするかという二点につきましていろいろうわさが出ておりました問題になっていくようにございまして、今年一ぱいでやめてしまおうとか、あるいはいま問題になっておるような範囲を出ることはしないというふうなことにございまして、検事を正も含めて最高検、本省あわせて当局のほうから積極的に談話ないし意見を發表したことはありません。この種の事件でございますので、私どもの方面にも、報道関係者がたくさん取材に参ります。いろいろやりとりがございまして話がありまされども、当局として責任ある立場の者から、時期と範囲についていまだ言明したことはないはずでございます。しかし、お読み上げになりましたような記事が出ておることを私も承知しておりますけれども、これはまた犯罪捜査と違ひまして、言うまでもないことでございますが、報道機関の非常に豊富な資料と、それからまた緻密な取材網というふうなものを駆使いたしまして、私どもに対する談話の片言隻句あるいは顔色というふうなものからいろいろと結論を出されまして、そういうふうなものがいまお読み上げになりましたような記事となつて表現されているというふうな考へておるものでございまして、当局のほうからは明確に、積極的に談話をこの問題について發表したことはないということを、ひとつはつきり申し上げておかなければならないと思ひます。

それから第二点の寿原さんの逮捕について、午前三時逮捕状の執行があったという点でございます。私も驚きました。直ちにその事情について調査をいたしました。これは五日の午後三時、任意出頭を求めまして検事が取り調べをいたしまして、九時前後に取り調べが終わつたそうでございます。

ます。そこで任意取り調べでございますので、本日はこの程度というところでお帰りを願ふことになったのでありますけれども、多数の報道関係その他の人々が、国民の関心を集めた事件でございますので、多数周囲を取り囲み、集まりまして、いままず出ていくというところは御本人といたしましても迷惑だということでは、しばらくここで待機をしたい、こういうふうな意向が、同行しておられます弁護士を通じて検察官のほうに漏らされたものでございまして、刻々時間はおそくなつてまいりましたし、事態は容易ならぬと見て、地検の本庁からも責任者が現場にかけつけまして、間に弁護士を立てまして、どういふふうにしたらいいか、また本人の名誉なり、人権なりあるためにどういふふうにしたら一番適當かというところでいろいろ話し合ひをいたしました結果、結局引き続きまた翌日取り調べを受けて逮捕されたいというふうなものであるならば、この際ひとつ明らかにして処置をとつてもらつてもやむを得ない、こういうふうな事情になりましたので、取り急ぎいろいろ相談の結果、はなはだ異例なことではございまして、厩では翌日になりますけれども、その晩おそく、午前三時ごろに逮捕状の執行をして強制捜査に移つた、こういうふうな、まことに残念ではございまして、事情やむを得ざるものがあつたので了承してほしいという報告が、最高検を通じて地検のほうから私の手元に参つております。結果においてまことに申しわけないことだと思ひますけれども、また事情を聞いてみますと、やむを得ない措置ではなかつたかとも思つておる次第でございます。

○中谷委員 最後に、そうすると、捜査の範囲については限定しない、限定するというふうな明言をしたことはないということと同時に、そういう限定はしないということと同時でございますね。

○川井政府委員 そのとおりでございます。

○高橋(英)委員 関連質問を……。

○大坪委員 長 関連、長いですが。

○高橋(英)委員 重大問題ですけど短いですが。

○大坪委員 長 一分ぐらひでやつてくだされい。

○高橋(英)委員 重大問題です。指揮権発動の問題ですが、先ほどの大臣の答弁ではつきりしたことがわからなかつたのですが、例の二十九年の指揮権発動の問題に対しては、歴史的な評価はそれぞれ考へ方も違つたことになると思ひますが、私は私で最も妥當だつたと思ひます。満塁ホームランほどではないけれども、適時安打だつたと思ひますが、どうも話を聞いてみますと、あの法案というものは何か悪い法案であつて、ああいう権限を法務大臣が持つておるんだが、その法案、すなわち指揮権を發動したら、何かああいう悪用したというふうな、悪いことをしたというふうにとれるような概念的な問答ばかりが続くわけですが、それは必要があつてそういう法案ができておるの、指揮権を發動しなければならぬときは断固として指揮権を發動してもらわなければならぬといふ前提のもとにあつた法律ができておるわけなんです。もし指揮権を——乱用にもいかならぬのですが、指揮権を發動していけないのだたらあ法の法条を廃止するといふふうな法案を、議員立法でもないと思ふのですが、われわれ出してほしいと思ふのです。その点についてはどうなんですか。指揮権発動も、乱用しなければ絶対に必要な法条であつて、それはもうそういう場合もあり得るのだといふふうな解釈するのですが、どうですか。廃止する必要があるのですか、どうですか。

○赤間國務大臣 私は、廃止するかどういふことは一切考へておりません。指揮権の規則を廃止する——ただ私は、現在検察当局を信頼して、大いに信頼のある検察当局をたよりにやる、しかもわれわれ指揮監督しながらやつていくということ。過去のことも、私はあまりあれがないから批評をしないといふことだけ……非常によかつたといふ説もあり、いろいろあると思ひます。

○大坪委員 長 岡澤完治君。

○岡澤委員 時間もおそろひでございますし、私のあとに松本委員も御質問になるようでございますから、四点だけ御質問申し上げます。

最初に、ただいま問題になりました検察庁法第十四条に関連してでございますけれども、先ほど川井刑事局長は横山委員の御質問に答へられまして、いわゆる国会議員の逮捕許諾制限について、法務大臣は単に報告を受けるだけで指揮監督権はないという御趣旨の御答弁があつたと思ひます。しかし、検察庁法第十四条の規定は、まさにかつての昭和二十九年の指揮権発動とも関連いたしまされども、私は、個々の事件については法務大臣は検事総長を指揮できるし、その検察庁法第十四条にいう処分の中には逮捕状の許諾制限なんかも含まれていふところのことでございまして、いかがでございますか。

○川井政府委員 検察庁法第十四条は、何と申しましか、本来特別な規定ではないと思ひます。私は、政治と、それから政治のもとにある行政、行政の一端をなす検察庁、検察行政というものを比べてみましたときに、法務大臣が検察行政について国民に対して責任を負う。国民に対して責任を負う者が指揮監督権がないといふような妙なことはないわけでございます。責任を負う限度によりまして、また責任を負うということから当然に検察庁に対して指揮命令する権限があるといふことでございますので、むしろ第十四条といふのはあまりにもあたりまえのことを規定した規定だ、こう理解しているわけでございます。しかしながら、なぜこのような規定を検察庁法に設けたかというその立法趣旨でございますけれども、もちろん御承知のとおりでございますが、これは、検察行政は裁判司法に直結するもの、刑事司法とほとんど一体をなす密接不可分の、言うてみるならば検察庁は行政機関ではあるけれども、準司法的機関だといふことが、憲法上の性格として一応通説になつていふ、こう申し上げていいと思ひます。でございます。しこうして司法権は憲法上立法権からも独立しているといふふうなたてまえになつておりますので、検察権の行使についてもある程度独立した公正な権限が認められなければならぬといふふうなところから、御承知のとおり

り、戦前には司法大臣は警察官の司法審査に至るまで事件の指揮ができたわけでございますけれども、これを改めまして、個々の事件について具体的に検事正なんかを指揮することはできない、ただ検事総長のみを指揮することができるといふようなことで、あまりにも当然な法務大臣の持っている指揮監督権と検察の持っている華司法的な性格との権限の調和をこの十四条に求めた、こういうふうな理解するのが通説であり、私もそういふふうな観点に立つておるわけでございます。

そこで、また具体的な問題に戻りますけれども、かような事件につきまして、もちろん具体的な事件になりますけれども、必要があるならば、本件について検事総長から司法大臣に事前に連絡せよというふうなことは、この条文に基づいてもできるわけでございます。その報告を受けて、それについて法務大臣が是とするとを指揮なさるといふことも、この第十四条に基づいてできるわけでございますけれども、実際問題としては、これは法務大臣が言明されておりますとおり、この事件については検察庁の処置にまかせたい、こう言っておるわけでございますので、法律上の事柄と具体的なケースについての実際の、現在の法務当局の考え方、これを一応区別してひとつ御了解を賜りたい、こういう趣旨であります。

○岡澤委員 ただいまの御説明でわかったわけですが、先ほども、先ほどのお答えでは、私の聞き違いかもわかりませんが、法律上は指揮できないといふことをおっしゃいましたので、それはあり得ない。やはり第十四条はそのためにもあるのだということを正当だと思いましたが、指摘したわけでは。

第二点でございますが、これは先ほど中谷委員の質問に就いてお答えになりました。やはり私も十二月十一日の新聞記事によりまして、大阪地検の天野検事正あるいはその前に津田最高検の刑事部長らの談話として、あるいは取材したという意味で、年内に終結する、その方針は変わらないというのを再度の言明があったようでございます。

し、また範囲につきましても、ワケを広げないという報道がなされました。これでは、先ほどから赤間法務大臣が外からの力の排除については最善を尽くすとおっしゃってありますけれども、内部からワケをはめてしまつて捜査に限界を設けられたという感じを国民として持たざるを得ないわけでございます。先ほどの川井刑事局長の御説明ならわかりますけれども、もしこの報道が間違つておるなら間違つておると訂正なさるべきでございます。特になきの公明党の代表質問から、東京関係でも同じような疑惑があるといふことが指摘されているわけでございまして、にもかかわらず、年内終結というところが大方針である、あるいはワケを広げないということが大方針であるといふことになりまして、自由な、任意な捜査が初めからワケ詰めになされて、あるいはその対象になる被疑者あるいは被疑者たらんとする人から見ると、年内さへ逃げれば逃げおせるといふような、証拠隠滅を助長させるような役目を果たさないとも限らない。この点につきまして、あらためてその新聞報道が間違であるなら間違である、しかし、どういふところからその間違いが起こつたかといふことを明らかにしてもらわないと、新聞報道が間違なのか、それとも新聞報道は正しかったけれども、方針が変わつたのか、その辺をお聞きしたいと思ひます。

○川井政府委員 この新聞報道が間違いだということをお申し上げるわけにまいりませんけれども、事情を率直に申し上げまして、年末といふのは検察庁の事件が一番滞りができるときであります。同時に年末には犯罪が多発する時期でございます。そこで、先ほど加藤委員からも御質問がありましたように、九月に起きた事件をまだ処理してない、早くやつてくれ。ところが、羽田事件というやうな突発事件が起きまして、東京地検の八割の検事がそれに従事したといふやうな事情がございまして、非常にたくさん、年間受理が八百件になんたんとする事件を持つておるわけでございます。それを一つのやうなやうな

事件だけを取り上げて、大阪地検の特捜に十一人の検事しかおりませんけれども、これだけに半年以上も当たつてやつておるといふことになりまして、一方において早く処理を待つておる事件が非常にたくさん残るわけでございます。ですから、これはもう予算と人員その他の関係もありまして、なるべく早期に、迅速にこの事件を処理して、そうしてまた万般の治安維持全般に当たつていくということが、やはり検察を運営する者としては、そういう観点に立たなければならぬと思ひます。そういう観点に、この暮れに非常に事件が集まるということ、忙しいということ、大阪地検に非常にたくさんたまっていくということから、いままでこの種の事件の検察庁のやり方を見ていまして、多分年内あたりにはめどをつけるのではないかと、こういうふうな記事になつてあらわれた基本的な考え方だと思ひます。このやうな見方も、これは全くうそだといふふうには、私の立場からは申し上げかねるわけでございます。昨日、予算委員会でも赤間大臣がはつきり言明されましたとおり、この事件について、いつまでに捜査しろとか、範囲を限定しろといふことは、一切指揮はしない。検察庁独自の独立した捜査におまかせするの、今日の率直な、偽らざる法務当局の考え方でございます。

○岡澤委員 刑事局長のおっしゃることは、わからぬことはもちろんございせん。しかし、私が担当しました事件で死刑囚でございますが、ここに田中前法務大臣がおられますけれども、田中前法務大臣の判で最近死刑執行をされた受刑者がございまして、これは強盗殺人でございまして、時効が十五年、十四年半逃げまして、あと六ヶ月逃げればというところで、七十歳をこえた年齢で死刑を受けたわけでございます。こういう事件でございまして、十四年前の事件でも処理なさる。今度の陸運事件につきましては、その性格なりあるいは社会的な価値から言ひましたら、きわめて重大な問題点をはらんだ事件であらうと思ひます。刑事局長のおっしゃるやうな、他

の事件がふくそうしておることもわかりますけれども、やはり法務大臣が重ねておっしゃる検察の信頼を取り戻すために、この際、徹底した捜査をなさる、あるいは国民の前に疑惑がないならいいはつきりなことが大事で、初めから時期的な、あるいは範囲についてのワケめは、非常に誤解を生むのではないかと、このことを指摘いたしまして、第三の質問に移りたいと思ひます。

これは、この国会議員の取締に關連いたしました職務権限の問題、先ほど刑事局長からもきわめてむづかしいし、判例その他も非常に数が多いので問題点が多いといふことを御指摘になりました。申し上げるまでもなく、国会は国権の最高機関として、またある意味においてはオールマイティ、男を女に、女を男にする以外は何でもできるというところがあるくらいに、国会議員の職務権限と申しますか、あるいは解釈によつたら、非常に広いと思ひます。そしてまた、政治資金を提供する、あるいは献金を請求する場合に問題になるのは、個人よりも法人だと思ひます。それは株式会社を中心だと思ひますけれども、株式会社は営利を目的とする組織であることは、指摘するまでもありません。その営利を目的とする株式会社が、政治家に、あるいは政党に献金する場合に、何らかの反対給付を期待しないと見るのがむしろ不自然ではないかとすら考えられるわけでありまして、そうすると、国会議員の広い職務権限と、そしてまた献金の趣旨が資本主義社会におきまして利潤をある程度目的としておるといふ現実、しかもまた国会議員は国会、特に本会議におきまして議決権が一番国会議員の職務の中でも大きいものだと思ひます。すべての法律案件は国会の、ことに本会議の議決を経て成立をされるということを考えました場合に、これは広く解釈すれば、一切の権限がある場合には、すべての職務権限と結びつくといふ解釈も、不可能ではないといふ感じがいたします。きわめてむづかしい問題でありまして、その辺の境界について、やはり取り締まる側としては基準をお持ちにならなければ捜

査にお入りになれませんので、法務省の有権的な御解釈をお伺いしたいと思います。

○川井政府委員 一口に申し上げることはたいへん困難でございますけれども、わいろとは、法律上の概念として、職務に関する不法な報酬だ、こういうことが学説、判例の確立した今日の定説でございます。そこで、職務に関する報酬であります。

しても不法でないものはいろにならないとい
う解釈が、当然法律上出てくると思います。しか
して不法な報酬であるか、正当な報酬であるか
という基準は何だ、こう聞かれますならば、これま
た法律論の原則に戻りまして、社会通念がこれを

きめることではないか。具体的なケースにおきましては、個々のケースの裁判によって、裁判所においてその判定がなされる——たいへん紋切り型で申しわけありませんけれども、簡単にそこを言え、こうおっしゃれば、そういうふうにお答えす

るよりしかたがない、こう思うわけでございます。職務に関する不法な報酬を受けないのだ。不法とはどういうことか、社会通念上不法だと思われるような報酬はいけません、こういうことだろうと思います。俗にわいろと申ししましても、常識

的には當利会社が政党に対して金を出し、何らの対価を期待しないで出すものはないのじゃないかということ、ごく広い常識的な意味におきましては、そでの下といえますか、わいろということばを用いるとあれでありますけれども、そういう

ような感じが出てきますけれども、刑法が処罰しようとするわいろは、非常に厳格な条件を設けて、その構成要件に該当するようなもののみがこの刑法にいうところのわいろになるのだということになっております。専門家の方に対してまことと

に失礼なお答えでございますけれども、その辺のところでひとつ御了承を得たいと思います。

○岡澤委員 時間の関係で次に進ませていただきます。政治資金規正法とこの収わい罪との関連でございます。

て届出をされた団体に対し、正式に政治資金規正法のたとえは第九条の会計帳簿に記載されておるとか、しかも第十二条によって報告がなされておるといふようなものは、むしろ政治献金、あるいは正当な政治資金という解釈するのが当然じゃないかというふうな御意見もあるわけでございます。しかし、こうなれば、政治資金規正法はむしろ

ろ収わい罪の隠れみになるというおそれすら考えられるし、ある場合は捜査の妨害の道具に使われるということも十分に懸念されるところでございますし、ことに政治資金規正法の運用を考えました場合にも、幽霊団体、あるいは名目上だけの

これがなされておることによって一切正しいといわれる政治資金規正法上の政治献金と見られるということになりますと、むしろ合法的に犯罪を助長する。これは共犯的な役割りを政治資金規正法

が犯しておるといふふうな考え方すら不可能でない、そのこと自体を先ほどは高橋委員が御指摘になつたといふふうに私は感ずるわけでございまして、専門家の高橋委員ですらそういうことをおっしゃる。国民の疑惑もここにあらう。この点につ

きましては、赤間法務大臣、刑事局長も、形式はどうであらうと、実態が収わい罪に該当するならば思い切ってやるということをおっしゃっておられますけれども、実際の捜査の面では、政治資金規正法が逆に犯罪を犯しているという感じを私は

強くするわけでございますが、この点と関連いたしましたして、政治資金規正法について私がいま指摘したような懸念があるかないか、もしあるとすれば、どういう点について今後改正する必要があるか、捜査当局としての御見解なり、あるいは事実

○川井政府委員 刑法上のわいろという概念はわりあい簡単でございまして、名目は何でありましようとも、その要件に該当し、かつ違法性があれば、それは犯罪の疑いがあるということは、これ

も、一方に政治資金規正法に基づいて団体が献金を受けてこれを明らかに官に届け出をしておるといふふうな事態がありますという、その内容が「一々わいろになるかならないか」ということを議論するということは、証拠の観点からはたいへんむづかしい問題だ、まさに御指摘のとおりでございます。しかしながら、この政治資金の問題は、私

も少し資金規正法の成立協議にあずかりまして多少の経験を持っておりますけれども、非常にむずかしい問題を含んでおる事柄だと思ふわけでございまして、私どもただ単に狭い間口で犯罪の成否だけをどうこうしておるような役人の立場から、

1. *Introduction*
 2. *Methodology*
 3. *Results*
 4. *Conclusion*

です。どうですか。

○赤間国務大臣 お答えを申し上げます。御承知のように、日本に居残って帰りたいという一万七千名の者は、大体十一月までに帰りたい、そしてこれはもう申請をした人であるように承っております。そういう意味からして、われわれも、できるだけ早く帰りたいと思う人は北朝鮮に帰したいという、これはもうあなたと同じ考えを持っておる。そういう意味から言って、日赤が向こうの北朝鮮の赤十字社と暫定措置についていま会談をしております。その会談がまとまれば非常に望ましいが、いい。これはわれわれは非常に希望をしておる。それで、いまからそろそろ帰ろうというのじゃなくて、十一月までに大体一万七千人が帰りたいと申し出ておった人間でありますので、適当なときに、なるべく早い時期に帰らせることが本人の希望にも沿うことだから、それで両方の赤十字が話し合つて満足のいくようにしたい、こういうように、別にこまかい条件とかそういうものはつけない。ただのんびりだらりんといつまでも……(横山委員「十一月に帰さなければ日本はひっくり返るのかね」と呼ぶ) いやいや向こうが希望した……(横山委員「日本がかってにきめたんじゃありませんか」と呼ぶ)

○大坪委員長 私語を禁じます。

○赤間国務大臣 そういうことでございますので、とにかく両方のぐあいのいいようにということで日赤と北朝鮮赤十字でうまくきめてくれ、そうすれば円滑にいくのじゃないか、むずかしい条件をつけようとかいうようなことは考えていない、ただあんまりのんびりだらりんはいけない、適当な時期にやる、こういう考え方です。

○横山委員 笛吹さん、そばでものを言いたそうな顔をしているが、私の気持ちはわかるでしよう。もう何回もやった点なんだから、あなたからひとつ大臣に今晩ゆつくりとよく話しておいてくださいよ。——笛吹さんが話すと、逆戻りするといかぬので、大臣にもう一つだけ言っておきますが、私が言っているのは、帰還協定の交渉は、政

府のいう八月打ち切り、十一月十二日かまでに帰すというのは、政府がかつてにきめたことなんだ、向こうと交渉の上でまとまったものではないです。しかし、それでも帰りたいといって希望した人が、一万七千人おることは事実だ。けれども、常識的に考えてもらえない。おれは帰りたいという人が、土地を持っておるので土地を売らなければならぬ、家財道具もまためなければならぬ。しかし、十一月十一日までにそれができない人が、現実におくことは想像できません。それともう一つ大事なことは、私の提起している問題は、一万七千人ばかりじゃないのです。その後といえども、商売不振になった、向こうでおかあさんが死にそうだ、もうこの辺で一べん帰りたいという人があるということも、これは想像できることなんです。この二つの問題です。それについて帰りたいというのに、帰りたいばかりで帰れないじゃないか、こういうことをあまり言わないで帰したらどうだ、便宜をはかったらどうだ、こういうことなんです。これはこまかいことを言ひ出すといかぬので、大局的、常識的に、大臣一べんよく考えて検討してください。大臣、ちょっとこの点勉強が足らぬようですが、笛吹さんは私の気持ちをよくわかっておるんだから、私の気持ちを話さなければいかぬ。あなたの気持ちなんか話してはいかぬ。(笛吹政府委員「委員長」と呼ぶ) いや今晩話してくれというのです。笛吹さん、あなたが言うのとまた時間がかかるのだが、いいかな。

○笛吹政府委員 先ほど一万七千名の者が別に十一月までに帰りたいということではないようなお口ぶりの御質問でございましたけれども、実は八月十二日にこの協定による帰還申請を締め切ったわけでございます。これは政府の方針で本年限りでもう延長しないというところは、昨年から申してあったわけですね。その間の経緯については、よく御存じのところでございますので、重ねては申し上げません。八月十二日で申請を締め切ったわけでございますが、その締め切るときに、十一月十

二日の協定終了までに帰りたい人だけは申請を受け付けるといふことを念を押して受け付けておるわけでございます。したがって、申請をした人は、十一月十二日までに帰りたい人でございませう。そのはずでございませう。したがって、そういう人たちは、もうすでに十一月は済んでいるのですから、ですから十一月までとにかく帰さなければならぬ。そこで北朝鮮に對しまして、十一月までにたくさん船を持ってきなさい、できるだけ船を持ってきなさいといふことを何べんも呼びかけたわけでございませうが、残念ながらそういうふうに聞いてもらえなかった。結局船が一隻ずつしか入らなかつたために、相当な人が余つています。一万七千とおっしゃいますけれども、実際は一万五千何がしでございまして、いまだいぶ減つておりますけれども、そういうような状態にして、一万五千何がしの人たちは早く帰りたい人たちですから、こちらもそれは早く帰してあげます。だから、いま日赤が朝赤と会談いたしておる。だから、この人たちを早く帰す、だから月に四隻でも船を持ってきて、ビストン輸送すれば早く帰れるのですから、そういう人たちの希望を聞いて早く帰してやる、そういう暫定的な——暫定ということはおかしいかもしれませんが、暫定的な措置をそういうつてもやれないかもしれませんが、ある程度の期間においてはそれをやりましようというこの話し合いをしておるわけで、聞くところによりますと、ある程度話し合いは進んでおるようでございませうから、横山委員が御心配になるようなことはないのかもしれない。話し合いがまとまる可能性も相当あるのではないかと。これは会談のこととございまして、相手のあることとございませうから、まとまるかとまらなかつたかと。ちょっと予断は許しませんけれども、相当な希望を持てるのではないかと、このように考えております。

○横山委員 ぜひひとつこの機会にまとめるように……私は笛吹さんに一言言うておきますが、黙つておるとあなたの言うことを私が承知したように思われるから。八月に受け付け、十一月に帰すといふことは、北朝鮮赤十字社もあるいは日本におる朝鮮人とも話し合つてきまつたことではないといふことを、あなたはよく腹に置いてもらわなければ困る。こういう条件だ、これでよければ申請しろ、それでいかなければならぬ、こういう態度でやつて、それでもなおかつ帰りたいという意思表示をこの際しておいたほうがいいと考えて申請した。帰りたいから、十一月までには土地を売れないかもしれない、家財道具もまためられないかもしれないけれども、帰国の念、望郷の念やみがたしという人情論というものはあなた方は全然考えずに、おまえ判こを押したじやないか、十一月十一日までに帰りたいと言つたじやないか、それを帰らぬとは何だ、こういう態度というものは、あなたは顔が赤いけれども、血が通つていないのではないかとさと思ひます。そのところをやはり余裕を持った考え方をしてもらいたいと思ひます。(笛吹政府委員「委員長」と呼ぶ)質問をして

○笛吹政府委員 先ほど申しましたように、十一月までに帰りたい人ということで申請を受け付けて、われわれは十一月までに帰る人だとして取り扱っております。

○横山委員 次の質問に移ります。次の問題は問題提起にとどめますから、ひとつ法務大臣頭に置いていただきたいと思ひのであります。けさの新聞にも報道されましたが、きのう東京において同和信用組合というところが国税庁の東京国税局調査査察部の強制査察を受けました記事をごらんになったと思う。私は大蔵委員も長らくやつておつたのですから、査察事案というこの経緯はよく承知しておるつもりであります。本委員会会場でこれを問題にしたのは、同和信用組合それ自身が脱税の容疑があつたわけではないのです。国税庁に確かめたのですが、ほかのある会社として査察を受けたという珍しいあり方であります。しかも問題にすべきなのは、二時か三時ごろ

に入りまして、警察官が本店と支店合わせて二百名くらいだと記憶しておるのですけれども、二時五十分に入りまして、銀行の——組合といえども金融機関ですが、銀行の大戸をおろさせてしまった。つまり取引先のお客さんを締め出して、商売ができなくなりました。こういうのはいままでも類例がないのです。そして表へ国税犯則取締法第九條より出入りを禁止するというビラをばつと張って、交通遮断をしてしまい、お客さんをみな出さしてしまつた。これはかつて静岡銀行に査察が入つたときにやりかけてすぐにやめてしまつたという事案がありますが、いまだかつて金融機関がかくのごとき強権を受けた例は、日本にはないと私は記憶しております。そうして表で大口をおろして警察官が張り番をして、はしごをかけて組合の二階から入ってきて、そのすだれを打ち破つてすだれがこわれてしまつたのです。そうして自分たちが大口をおろしているのだから自分たちが入れないものを、はしごをかけて二階から上がってなだれを打ってきた。そのとき内部におきましては、資料を出すか出さないかという相談で国税局と支店長との間に目録を残すことの一応の合意を見て、作成の話が進んでいる最中に大口をおろし、二階を打ち破つて入ってきたという事案が起つたというのであります。その次に問題にすべきなのは、書類を全部持ち去つた。それできのうからきょうにかけまして、私も国税庁長官や東京国税局長に注意を促したのでありますが、年末金融が全く繁忙期にあります。それで、一つはもう手形の期限が来てるものがあることは言うまでもありませんが、一体その不渡りになりそうなのは何かというこまでわからなくなつちやうたわけでありまして、他方において、そういうことですから、この取引先の日本人並びに朝鮮人は、自分の預金、自分の資産がそれによつてどうなるかわからないのですから、銀行に詰めかけてきておるといふのであります。私は、東京国税局長にも、この調査の対象になった会社の書類はやむを得ないとしても、他の書類は

すべてすみやかに返すように、最低限これこれだけのものはすみやかに返すようにという勧告をいたしました。単にこれは金融機関としての信用のみならず、取引先と金融機関の商権に関する問題である。信用組合としても営業権に関する問題で、きわめて重大なことだと私は思つておるわけでありまして、多少トラブルもございまして、その現場並びに書類を早く返してもらいたい、おれの商売も困ると言つて東京国税局へ押しかけた中に、多少の負傷者も出たと双方側の報告を聞きました。こういうような状況はなぜ起つたかといひますと、国税局側の言い分は、いまだ組合に対して資料の提供を求めたところ、提供に応じない。だからやむを得ずやつたところ、提供に聞いてみましたがそれは信用組合側の意見をうかがうに聞いてみましたところ、四十年の十月に二件、四十二年の十一月十四日、税務署並びに国税局が資料の要求に来たときには、ほとんど同意をして資料を提供しておる、こう言うのであります。ただあなたのは員に言われる筋はないかと私が言うところ、うちは職員に女の子が多いから、女の子が自分では無理がきつたので、責任者が来るまで待つてくれ、きょうは取引先に回つておつて帰つてこないという意味においてお断りしたことはあるけれども、資料の提供をしたのは、私が説明を聞いただけでもすでに七件あるわけでありまして、だから、その意味においては、資料の提供を一回もしなかつたとか、あるいは提供の度合いが悪いというところは、局側としてはいかにがなものかと私には感じられる。そこで、特にそれに関連して法務大臣に頭に置いてもらいたいのは、最近、いま質問いたしました北朝鮮の帰還の問題、それから税金の問題、そのほか朝鮮人関係の問題について、在日朝鮮人の諸君の考えは、自分たちだけが不利を見ておるという印象であります。これが正当な印象であるか不当な印象であるかは別としても、取り扱う政府、行政機関としては、この考えが長年の歴史の中から生まれたものだ、日本側をとつた措置によつて生まれたものだという反省をもつ

て取り扱いは慎重にしなければならぬと、私は痛感するわけでありまして、きょうは、以上のことを申し上げまして、できればあした国税庁からも来ていただきまして、そのような職権乱用の事実はなかつたか、あるいは人権じゅうりんの事実はなかつたか、商権と取引先に対して不当な扱いをしたようなことはなかつたかということを調査もいたす予定でございますが、法務大臣としても十分その事情を調査していただきたいと思います、こういうふうに希望したいと思ひます。私のいま申し上げましたことについて、大臣も新聞をこらんになつたと思ひますが、御感想を承つておきたいと思ひます。

○赤間國務大臣 けさ非常に早く起きて、まだいまお話しのとおり信用組合の問題は拝見をしておりません。ただいまあなたからよく承りましたから、考えておきたいと思ひます。

○高橋(英)委員 関連質問。さつきから関連質問ばかりしてあれですが、いまの問題です、大戸をおろして営業が全然できないようにするような権限が、国税庁の職員にあるのですか、いかがですか。刑事局はどうですか。

○川井政府委員 ごく新しい事件で、まだ報告を受けておりませんので詳細はわかりませんが、おそらく国税犯則取締法に基づいて、国税査察官が裁判官の令状を得て押収捜索を行つた案件ではなからうかと思ひますが、さつき、そうしますと、これはいわゆる刑事訴訟法にいうところの強制的押収捜索でありますので、刑事訴訟法あるいは国犯法に定められたような強制的な権限の行使が場合によつては許される案件でございまして、けれども、実際はどういうふうでありますか、事件を扱つたほうの言い分も十分聞いた上で、もしあした調査が完了すれば、明日またお答えをさせていただきます。

○高橋(英)委員 具体的に言つて、大戸をおろして営業が全然できないようにしてしまふということが、刑事訴訟法上できますか。

○川井政府委員 想定問答として、場合によつて

は不可能ではないと思ひます。

○大坪委員長 松本善明君。

○松本(善)委員 法務大臣に二、三の点をお聞きしたいのですが、本日の冒頭に法務大臣は所信を表明されましたが、この点についてまず最初に伺つておきたいと思ひます。

わが国は言うまでもなく議院内閣制であつて、政府は国会に責任を持つてゐる。国会に対する責任を監視をするということは、主権の存する国民に対する責任を果たさねば、あるいは議會制民主主義を破壊するということになるかと思ひます。私が聞きたいのは委員会と大臣の関係であります。大臣が国会の委員会に出席をするということ、人をよつてはかなり監視をされ、極端な場合は、所用があると言つて早々に引き揚げられるというようなこともあります。これはわが国の議會制民主主義のあり方として、決して正しいことではないと思ひます。法務大臣の最も重要な職務は、法務行政について議會、特に主管でありますこの法務委員会にその行政の実情を十分に明らかにし、議會の監視、言いかえれば國民の監視のもとに行政を行なうことであると思ひますけれども、法務大臣はそのことについてどういふお考えであるか、お聞きしたいと思ひます。

○赤間國務大臣 ただいまお話しのとおり、大臣としましては委員会を尊重いたしまして、いろいろなことを聞き、かつまたお話をし、法務行政をりっぱにやつていきたい、こういう考えであります。

○松本(善)委員 私きょう質問をいたしますのは、朝鮮の帰還問題とそれから汚職の問題であります。朝鮮の帰還問題は先に出されましたので、それから先にお聞きしたいと思ひます。これはこの委員会では田中法務大臣時代からたびたび問題になっておりますので、田中法務大臣がこの委員会に答へられたことについて多少お話しして、新しい大臣の意見をお聞きしたいと思ひます。田中法務大臣は、帰還の方法について八月十三日以降申請される人については、朝鮮民主主義

人民共和国ですか、北鮮から船を回してくださるならこれを入れてあげるといふことは「当然」といふのであつたらぬ。それをさういふ船は入れないといふのであるならば、八月十三日以後の出国は許さない、それはもう人道無視もはなはだしいものである。」八月十三日以後は一般外国人の出国手続によつて証明書を差し上げるのみならず、北鮮の關係においては、特にお帰りの手段につきましても、運搬手段につきましても、船その他のものが寄港することについては便宜を計らい、これを受け入れる方法を考えなければ人道に申しわけないことになる。こういう見解でございます。」

「新しく迎へに来たときに船を入れる協定等ではあるものと存じます。」一般協定をしてもいいのではなかつたかと考えております。これは八月一日の法務委員会でございまして、それから「人道上の問題」として、帰りたい人を帰りたい国にお帰りを願うといふことを実現せなければならぬといふ責任が、文明国の日本としてあるわけでございます。」これはまづすぐな話ですから、政府の要路のだれもそれに反対するといふ筋にいかないものと私は考えておる。これは八月十八日の法務委員会でございまして、私は、田中法務大臣の意見とは必ずしも一致しない点がある、この問題についてもちろんあります。閣議決定を固執されたといふことについて、たいへん不満であつたわけですが、そのほかありますけれども、田中法務大臣もこういうふうにご答弁をしておられる。それで、今度はコロソボ会談が始まつておるわけでありまして、赤十字も、赤十字法務大臣はここで、いま私が読み上げました前法務大臣の意見をさらに前進をさせていくといふお考えがあるかどうかといふことを、まづお聞きをしたいと思ひます。

は、いま一万七千名ぐらゐ積み残るといふか、帰りたいけれども帰つていない、残つた者があるの、なるべく早く早く帰らせるようにするといふことがいいのじゃないか。そういう意味で、御承知のように、いまお述べになりましたように、コロソボで真剣に北朝鮮の赤十字と日本の赤十字とが協議をして、その協議の骨子は、日にちを大体適当な期間をきめて、その間に一万七千名の人間を北朝鮮に送る、それに間に合うように、北朝鮮から従来どおり船を送つて送り帰そう、こういうことが話し合ひの骨子になつております。おそれくこれはさつきも聞いたのであります。成功するのではないかと非常に期待をいたして、おる、そういう事情にございまして、御了承を願ひます。

うならば、朝鮮総連でやりましよう、日本側の負担は一切ない、こういう提案がされてきておるわけですが、日本側のすることは、承認しさえすればよろしい、それでオーケーといふことを言ひさえすれば、スムーズに何の負担もなしに帰れるような提案がされておる。これはもちろんいままでの討論を、田中前法務大臣なんかの答弁なんかも参考にしたが、日本が受け入れられる提案をされてきておるわけでありまして、これをやはり受け入れて、ほんとうにいま法務大臣が言われたように妥結するようにいふならば、もっともつとスムーズに進めなくちゃいかぬと思ふのですけれども、十日のコロソボ会談に至るまで何も返事をしないといふ状態、これはやはり日本側の不誠意を——これは国際的な注視の中で行なわれておるのですから、日本側の不誠意を責められてもしかたがないようなことになるのじゃないかと思ふのです。この点について、いま申し上げたことについての法務大臣の所見を承つておきたいと思ひます。

人民共和国の赤十字が負担をする。だから、費用は全部朝鮮持ちにする。この問題は与党の高橋議員も、これは金の問題じゃないだらう、一体これを帰さぬで日本の利益はどこにあるのだといふような立場から——もちろん私は違つた立場でありますけれども、聞かれたわけでありまして、この点については、さらに前進をして、一銭の負担も日本にない、こういう提案であります。それから一たん帰国手続をしたあとは、日赤が帰国者を引き受け、集団でいままでのように帰国できるような業務を行なう。もし日赤がこれまでのような帰国業務を引き続き遂行できなければ、在日朝鮮人総連合会が引き受けてこれを行なう。いづれにしても、今度はもし赤十字ができぬとい

うならば、朝鮮総連でやりましよう、日本側の負担は一切ない、こういう提案がされてきておるわけですが、日本側のすることは、承認しさえすればよろしい、それでオーケーといふことを言ひさえすれば、スムーズに何の負担もなしに帰れるような提案がされておる。これはもちろんいままでの討論を、田中前法務大臣なんかの答弁なんかも参考にしたが、日本が受け入れられる提案をされてきておるわけでありまして、これをやはり受け入れて、ほんとうにいま法務大臣が言われたように妥結するようにいふならば、もっともつとスムーズに進めなくちゃいかぬと思ふのですけれども、十日のコロソボ会談に至るまで何も返事をしないといふ状態、これはやはり日本側の不誠意を——これは国際的な注視の中で行なわれておるのですから、日本側の不誠意を責められてもしかたがないようなことになるのじゃないかと思ふのです。この点について、いま申し上げたことについての法務大臣の所見を承つておきたいと思ひます。

は、いま一万七千名ぐらゐ積み残るといふか、帰りたいけれども帰つていない、残つた者があるの、なるべく早く早く帰らせるようにするといふことがいいのじゃないか。そういう意味で、御承知のように、いまお述べになりましたように、コロソボで真剣に北朝鮮の赤十字と日本の赤十字とが協議をして、その協議の骨子は、日にちを大体適当な期間をきめて、その間に一万七千名の人間を北朝鮮に送る、それに間に合うように、北朝鮮から従来どおり船を送つて送り帰そう、こういうことが話し合ひの骨子になつております。おそれくこれはさつきも聞いたのであります。成功するのではないかと非常に期待をいたして、おる、そういう事情にございまして、御了承を願ひます。

ある、あるいは一万七千のうち、三千人だけ帰国をさせて、残りの人たちは申請を無効にするといふようなことを言つたり、いつ帰るかといふことを聞いただけで、帰国の意思の認定を簡単にやつて、いまいるものをとにかく先に帰すといふことだけが先決問題だといふことで、会談の進行が非常に難航しているといふふうには聞いておるわけですが、法務大臣、この問題についてまだ十分御検討がないようでありまして、先ほど来の言明から伺いますと、これはやはり成功させないで、向こうの、朝鮮側の提案は、いままでの経過から見ますと、きわめて合理的なものである、そういう立場で検討していただきたいといふことを希望しておきたいと思ひます。

それからもう一つ、いま同僚議員からも質問ありました同和信用組合の問題です。これは一つの事件でありますと同時に、この問題はやはり關係をしておるうちに私は思ふわけなんです。その点について、ちよつと法務大臣の意見をお聞きしておきたいと思ひます。これはいまいわれたこととはかに、押収令状も示さない、それからロッカー、金庫をぶちこわして、押収目録も書かない。書類は無差別に持つていつておる、あとから返す、こういう強制捜査では考えられない非常識なことが行なわれておる。こういうのはもちろん明日もう一度問題になりますので、ぜひ調べていただきたいわけですが、同時にこれは、私の考えでは、前にこの委員会でも問題にしたのですけれども、自衛隊が朝鮮大学に向けて鉄砲を撃つ演習をしたといふことがあります。そういうものと軌を一にする。いまこの朝鮮問題が、国際情勢の中でもほんとうに私たちの心配する緊迫した問題になつてゐる。それが何か朝鮮民主主義人民共和国を敵に回せばいいやうな、そういう雰囲気があるのじゃないだらうか。朝鮮大学に向けてわざわざ鉄砲を撃つといふ演習をしてみたり、それから強制捜査の常識を全く欠いたやうな捜索が同和信用組合にされたり、そういうやうなことが起こりま

人民共和国ですか、北鮮から船を回してくださるならこれを入れてあげるといふことは「当然」といふのであつたらぬ。それをさういふ船は入れないといふのであるならば、八月十三日以後の出国は許さない、それはもう人道無視もはなはだしいものである。」八月十三日以後は一般外国人の出国手続によつて証明書を差し上げるのみならず、北鮮の關係においては、特にお帰りの手段につきましても、運搬手段につきましても、船その他のものが寄港することについては便宜を計らい、これを受け入れる方法を考えなければ人道に申しわけないことになる。こういう見解でございます。」

は、いま一万七千名ぐらゐ積み残るといふか、帰りたいけれども帰つていない、残つた者があるの、なるべく早く早く帰らせるようにするといふことがいいのじゃないか。そういう意味で、御承知のように、いまお述べになりましたように、コロソボで真剣に北朝鮮の赤十字と日本の赤十字とが協議をして、その協議の骨子は、日にちを大体適当な期間をきめて、その間に一万七千名の人間を北朝鮮に送る、それに間に合うように、北朝鮮から従来どおり船を送つて送り帰そう、こういうことが話し合ひの骨子になつております。おそれくこれはさつきも聞いたのであります。成功するのではないかと非常に期待をいたして、おる、そういう事情にございまして、御了承を願ひます。

うならば、朝鮮総連でやりましよう、日本側の負担は一切ない、こういう提案がされてきておるわけですが、日本側のすることは、承認しさえすればよろしい、それでオーケーといふことを言ひさえすれば、スムーズに何の負担もなしに帰れるような提案がされておる。これはもちろんいままでの討論を、田中前法務大臣なんかの答弁なんかも参考にしたが、日本が受け入れられる提案をされてきておるわけでありまして、これをやはり受け入れて、ほんとうにいま法務大臣が言われたように妥結するようにいふならば、もっともつとスムーズに進めなくちゃいかぬと思ふのですけれども、十日のコロソボ会談に至るまで何も返事をしないといふ状態、これはやはり日本側の不誠意を——これは国際的な注視の中で行なわれておるのですから、日本側の不誠意を責められてもしかたがないようなことになるのじゃないかと思ふのです。この点について、いま申し上げたことについての法務大臣の所見を承つておきたいと思ひます。

ある、あるいは一万七千のうち、三千人だけ帰国をさせて、残りの人たちは申請を無効にするといふようなことを言つたり、いつ帰るかといふことを聞いただけで、帰国の意思の認定を簡単にやつて、いまいるものをとにかく先に帰すといふことだけが先決問題だといふことで、会談の進行が非常に難航しているといふふうには聞いておるわけですが、法務大臣、この問題についてまだ十分御検討がないようでありまして、先ほど来の言明から伺いますと、これはやはり成功させないで、向こうの、朝鮮側の提案は、いままでの経過から見ますと、きわめて合理的なものである、そういう立場で検討していただきたいといふことを希望しておきたいと思ひます。

それからもう一つ、いま同僚議員からも質問ありました同和信用組合の問題です。これは一つの事件でありますと同時に、この問題はやはり關係をしておるうちに私は思ふわけなんです。その点について、ちよつと法務大臣の意見をお聞きしておきたいと思ひます。これはいまいわれたこととはかに、押収令状も示さない、それからロッカー、金庫をぶちこわして、押収目録も書かない。書類は無差別に持つていつておる、あとから返す、こういう強制捜査では考えられない非常識なことが行なわれておる。こういうのはもちろん明日もう一度問題になりますので、ぜひ調べていただきたいわけですが、同時にこれは、私の考えでは、前にこの委員会でも問題にしたのですけれども、自衛隊が朝鮮大学に向けて鉄砲を撃つ演習をしたといふことがあります。そういうものと軌を一にする。いまこの朝鮮問題が、国際情勢の中でもほんとうに私たちの心配する緊迫した問題になつてゐる。それが何か朝鮮民主主義人民共和国を敵に回せばいいやうな、そういう雰囲気があるのじゃないだらうか。朝鮮大学に向けてわざわざ鉄砲を撃つといふ演習をしてみたり、それから強制捜査の常識を全く欠いたやうな捜索が同和信用組合にされたり、そういうやうなことが起こりま

すと、これは日本が韓国との関係で朝鮮民主主義人民共和国を敵視をしている、そういう政策をとつておるというふうにしかな判断できないことになる。この点についての大臣の所見を伺いたいと思います。

○赤間國務大臣 同和信用組合のこと、御所から承りました。いずれ私のほうもいろいろこの実態についてお話を聞くだらうと思ひます。しかし、先ほどもおっしゃつたように、北朝鮮を敵視するとか、いい感じを持ってないというふうなことは、私はそういうものではない。日本は、北朝鮮とも、中共とも、どこも仲よくやるという方針を徹底しておるつもりであります。まして向こうが好意的に来れば、日本はますます好意的になるような体制を整えて、一方的に敵視するとかあるいは扱いが悪い、そういうことは、われわれとしては扱いておらない、そういうムードは全然ないと思う。むしろわれわれはますますよくやつていくから、北朝鮮の人もやはりますますよくやつてもらいたい、そういう希望が、日本の国民には多いのじゃないかというふうな考え方を私はいたしております。

○松本(善)委員 その問題についてやりますといへん長くかかりますので、この程度で終わりますが、そういう敵視してないという考えがすべての公務員に徹底するように、行き過ぎた点や間違いがあれば徹底的に正されるように希望して、次の質問に移りたいと思ひます。

今年初頭に行なわれました総選挙の前後を通じて、いわゆる政界の黒い霧、汚職と腐敗、政治に対する国民の指弾は、きわめて強いものがありました。これは法務大臣も御存じの通りと思ひます。そのいわゆる政治不信といわれているものの内容は、政治が金によって動かされているということに対する不信、金をたくさん出すものが政治の力によって巨大な利益を得る、そういうことをやつていいのだらうかという疑惑が、ほうはいとして起つてゐる。これは刑事事件として収賄罪として処罰をされようがされまいが、それはほか

しいのではないかとということで、政治資金の規正が問題になつてきたわけです。こういう時期に、先ほどから問題になつておりますタクシー業界の石油ガス税法の成立に關係する自民党の議員並びに前議員に対する汚職事件が発生したということでは、たいへん遺憾なことだと思ひます。この問題でタクシー業界から一部の自民党の議員ないしは前議員に金銭が渡されたということを、否定する方はありません。これがいろいろなるかどうかというところで先ほど来問題になつておるわけでありますが、この問題について法律の見解もかなり重要であります。事実の内容も大事でありますけれども、法律的な見解もかなり大事だと思ひますので、若干の点を伺いたいと思ひます。

このいわゆる罪の法益、なぜわいする罪を処罰するかというこの理由、法律的事とはでいえば法益というふうにいわれていることばでありますけれども、職務の公正に対する信頼を守つていふふうにお考へになつておられます。そういうふうには法務大臣も考へになつておられますか。

○赤間國務大臣 私もあなたと同じように考へておられます。

○松本(善)委員 一般的にいいますと、職務の公正に対する信頼といふのは、かなり侵害をされてきております。いわゆる政治不信ということが一般にいわれているといふことは、實際上そうなつてきているといふこと、そのことを腹に入れて綱紀の肅正を一生懸命やるといふふうにいわれまして、たけれども、国会議員の職務の公正といふことについて疑惑が起つておることをはつきり考へに入れて綱紀の肅正をやらなければ、法律理論ではいろいろなるかならぬかといふこまかい重箱のすみを一つくようなことになる。そこをこのころをはつきり考へに入れてやつていただきたいと思ひます。

さらにお聞きしたいのは、収賄罪が問題になりますときに、弁解にいろいろな名目でもらつたんだということがいわれるわけです。あるいは政治献金であるといふふうに言われたり、あるいはい

盆、暮れの饗礼だといふようなことを言つたりといふふうな弁解が、必ずなされます。これはほとんど漏れなくなされるといつてもいいわけです。そういうふうな弁解にかかわらず、客観的に職務と対価の關係にあると金銭が判断された場合には、収賄罪になるといふふうに私は考へますけれども、法務大臣の見解を伺いたいと思ひます。

○赤間國務大臣 あなたと同じように考へます。

○松本(善)委員 きよの読売新聞によりますと、東京の東旅協の会長の波多野さんという人が、新聞記事によれば、こういうことを言つてゐる。「なにかといへばワイロだといふが、そうなりや結構だ。そんな間拔けなことはせんよ。やるならうまくやる」「東旅協の名で献金されたとしても、そりやあ、盆暮れの「饗礼」だよ」こういうふうに言つてゐる。これは政治献金、収賄、贈賄といふこと、わいする罪といふことに關して、きつめて檢察をなめ切つた発言であります。こういうふうな発言をしていふばいじやうぶなんだ、こんなものは幾らだつて免れられるんだといふことを、堂々と公言をしたものです。こんなことでごまかされるようなことが決してあつてはならないと思ひますけれども、先ほどの私の聞いておりますのは、個々の事件のことではあります。先ほど言われました政治献金であるとか、それから盆暮れの饗礼だといふような弁解がすでになされておられますだけに、先ほど申された見解は断固として堅持をしてこの捜査に当たられるかどうかといふことを、あらためてお聞きをしたいと思ひます。

○赤間國務大臣 個々の問題につきましては、わが言う自由を、私は持つておりません。ただ、わが信頼せる檢察当局は、何といひましてもわいろはわいろとして処断することに抜かりはない。幾らだれが何と言ひましても、檢察は檢察の信念によりまして、また、いわば証拠主義をたてにしなして、正しい判断、正しい処置をするものと考えます。私は、個人個人の言ひ分がどうだつたからそれがどうか、そういうことはあまり影響がな

いような、正しいほんとうの取り扱いが檢察当局によつて行なわれる、これを非常に信頼をいたしております。

○松本(善)委員 先ほどの刑事局長の見解で多少気になります点がありますのでお聞きしておきたいのでありますが、職務に關する報酬であつて不法でないものがあるのか、とく、対価の關係に立つていて不法でないものがあるのか、とく——あるいは私の誤解であれは幸ひであります。聞こえたので、この点御説明いただきたいのであります。特にいま問題になつておられます国会議員の職務権限、これが問題になつておられますけれども、国会議員の職務権限で国会議員が受ける報酬でありまして、歳費でありますとか、あるいはほかの役職についておれば、あるいは社長であれば給与であるとか、いろいろあると思ひますけれども、先ほど刑事局長が特に不法でないものがあるのか、とく言われた趣旨は、いま私が言つたやうなものについて言つておられるにすぎない、どう伺つてよいでしょうか。

○川井政府委員 多少説明を要すると思ひます。御指摘のとおり、不法な報酬と申し上げました不法という意味は、結局犯罪構成要件に必要な違法性の意味で申し上げたわけでございします。ですから、提供された金品とそれから提供を受ける者の職務行為とが、給付と反対給付の關係の對価關係にある場合においては、これは刑法にいうところのいわゆるわいろに該當する。これは御承知のとおり構成要件該當の事実行為でありますので、それにプラス刑法総則の要求する違法性がなければ犯罪にならないといふことを申し上げたわけであり

○松本(善)委員 わかりました。その職務行為に対する対価の關係に立つてい

かどうかといふことが基準になるかと思ひますけれども、結局わいろかどうかを判断する基準になるかと思ひますけれども、そのことを判断するには、どういふことが問題になり得るかといふことを刑事局長にお聞きしたいと思ひます。対価の關係になるかどうかといふことについて、どうい

事情を考慮して判断をするのだろうかということであります。

○川井政府委員 抽象的に一がいになかなか説明ができないと思いますけれども、やはり給付が直接の原因になって、それについて職務行為が反対給付の対価関係にある、こういうことでございいますから、あまり職務行為がばく然としておつたり、また給付のほうの趣旨がばく然としておつたり、一般的には何かくさいぞ、こういう程度では、ならないのじゃないか。やはり法律が要求する給付と反対給付の対価関係、こう言っておりますので、それはかなり証拠としては厳格なものを要求されるのではないか、こういうふうな一般論として考えております。

○松本(善)委員 結局抽象的にはなかなか言えぬということのようでありますけれども、そうなりますと、個々の担当検査官の判断にまかされていて、一定の基準はないということになるのかどうか。確固たる基準がないということになると、ある法律家はこれを対価とみなし、ある法律家はそうでないということがあり得るというふうな、きわめてばく然たるものであるという御見解になるのかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○川井政府委員 一人一人の検査官は、やはり法律家としてそれぞれの見解を持っておると思ひます。しかし、検査官という役所として、行政機関として仕事をする場合には、法律解釈については、私も法務当局の見解を持っておりますし、最高検察庁も最高検察庁としての考え方を持っておりますので、役所としての、行政機関としての行政解釈というものは、事件をやる場合においては一致していなければならない、こう思ひますので、私もこの事件についていろいろ法律見解も聞かれましたし、この前の事件のときにも検察庁から法務当局の法律見解を聞かれましたが、その際に、それぞれ具体的なケースに応じて、この人の職務権限はこういうふうな場合には積極になるだろう、こういうふうな場合には非常にむずかしいというふうな見解は、そのつど明らかにいた

してありますので、御心配になるような、個々ばらばらのような運営ということにはならないと思ひます。

○松本(善)委員 そうしますと、この問題が対価の關係に立っているかどうかということを経後に判断するのは、だれになりましょうか。

○川井政府委員 具体的には大阪地方検察庁が、それ以上上級官庁の意見も聴取した上で決定することになるかと思ひます。

○松本(善)委員 最高検は、もちろんその上級官庁として関与するでありましようし、検察庁法第十四条との關係で、法務大臣もそれに関与するということになり得るのではないかと心配をしますけれども、いかがですか。

○川井政府委員 法務大臣が事件の処理についての程度関与するかどうかという事は、庁法十四条の規定に基づいて検事総長を指揮することができ、その限度内において意見を述べることができ、もちろん可能であります。それから、検事総長は全検査官を指揮命令する権限を庁法に基づいて与えられておりますので、この事件につきましても、検事総長の見解を述べるといふことはもとより許されたことでございまして、みんなが相談をした上で、最も妥当な結論を出すというのが、実務の運営の實際でございします。

○松本(善)委員 それでは、法務大臣は、先ほど来検察庁法十四条、いわゆる指揮権発動との關係でたびたび同僚委員から質問も受けておられますけれども、たいへん重大な立場におられるわけなんです。小さなことではありますけれども、特にお聞きしたいのですけれども、法務大臣が法務大臣に新任をされました後、二十七日付の大阪日日新聞によりまして、この記事をそのまま言うわけでありまして、二「法務とは意外でしたね」との記者の質問に「ボクは、これは格別の意味があると思ふんだよ。いま大阪は、タクシー汚職のまっ最中だろう。このときに地元選出のボクを法務のポストへというのは、総理がボクを信頼してくれたことにほかならない」、こういうふうに書

いている。これは事実なのかどうか。もし事実だとすれば、どういう意味でこういうことを言われたのか、お聞きしたいと思ふのです。

○赤間閣務大臣 私は、そういうことを言った記憶がありません。いろいろな人に会いましたけれども、そういうことを言った記憶はございません。

○松本(善)委員 先ほどの法務大臣並びに刑事局長との質疑の中で、対価として払われたということが明らかになれば、これはわいりになるというところになったわけでありまして、新聞記事にあらわれたものだけでも、対価であるというに足る十分なことがあります。ちょっと私が調べました範囲で法務大臣にお話ししておきますと、三十九年の六月に大蔵省が石油ガス課税を決定いたしました。三十九年の八月に全国の乗用自動車協会が、これに対する反対方針を決定しました。三十九年の十月には業者大会を東京で開き、課税の反対を決議をし、それから關谷、寿原議員が激励をするということがありました。そして運動資金を徴収するということを決しました。三十九年の十一月には業者の陳情、代議士との懇談会が盛んに行なわれるようになりました。三十九年の十二月には、自民党の総務会で課税が九カ月延期ということが決定されました。四十一年の二月には、四十八国会で法案が提出をされ、審議は引き延ばされ、税率の軽減、期日の延期が討論されるということになりました。四十一年の六月には、自治省の届け出だけで自民党に二千万円の献金がなされております。四十八国会では、これは継続審議になり、五十国会で廃案になりました。四十一年八月には關谷、寿原両議員に百万円ずつ渡されているということが報道されております。四十一年十二月には、五十一国会に再提出をされ、大幅な軽減措置、修正がなされました。四十一年から四十二年にかけては新生政治経済研究会、一新会、創友会、二十日会、寿政会などに業者からの献金は、自治省に届け出のものだけで五千百万円でありまして、四十一年の四月には、軽減措置を二年延

長して七月に成立をしております。今日まで新聞に報道されたものだけから分析をいたしましたら、タクシー業界は、三十九年の八月以来、明らかに石油ガス税法反対の意思を持って多額の資金を、大阪タクシーでは一億円以上を集めております。そして同じ時期に、業界から自民党の多数議員に激しい陳情が行なわれております。自民党の議員がこれら業界の理事会などに出席をして、反対運動を激励するということもありました。これらの運動のあとに、自民党はこの法案の修正をきめているのであります。石油ガス税法は、現実に修正をされ、そして軽減措置がとられております。一方、自治省に届けられただけでも、大阪タクシー等から自民党の本部あるいは各会派に対して、全体で一億円以上のいわゆる政治献金が行なわれております。この中には、もちろん、名前を先ほど出した両議員の場合のように、金銭の授受が確認をされているものも報道されておるのであります。そしてタクシー業界は百億円以上、場合によっては三百億ともいわれておりますけれども、そういうふうなばく大な利益を得ているということがあります。この新聞記事を総合しましただけでも、私たちから見れば、明らかに対価の關係があると判断せざるを得ないような状態になっているのではないかと思います。もちろん捜査でありますから、一つ一つの事案について、新聞記事だけで事を進めるわけにはいきません。しかしながら、世間一般の人の目に触れるだけでも、なるほどこれは対価の關係になっているではないかというふうな考えるに十分だけの資料があるということ、そういう事件について、法務大臣は、これはどのような影響を及ぼそうとも、悪いことは悪いのであります。最初に言われたような断固たる態度を持って綱紀の肅正ということをやらなければならぬ。それは相当な決意ではないかと思ひます。いまあらためてこの事実を申し上げた上で、法務大臣の所見を伺いたいと思ひます。

○赤間閣務大臣 たびたび申し上げましたように、目下、お述べになりましたこと等もありま

しょうし、またその他のこともありましようし、あらゆる面から検査当局が捜査をやっておるのではありません。必ずや検査当局は正しい妥当な結果を得るものと、私は非常に期待をいたしております。法務大臣といたしましては、検査当局におまかせをして、この事件がなるべく早く、しかも十分余すところなく捜査が完遂していく、そして綱紀肅正にも役立つことを、私は希望をいたしております。

○松本(善)委員 この事件が、場合によってはすべてがわいろということになるかもしれないし、それからそうでない、結論がどういふふうになるかは私わかりませんが、しかしながら、この政治献金というのがわいろとほんとうに紙一重である、刑事局長のことばでいえば、個々の事情を聞かなければわからぬのだというくらいに、紙一重のものであるということがこの審議でも明らかになっております。だからこそ、私たちは政治資金を徹底的に厳重に規正をしくちやならぬ。私たち共産党は、選挙制度審議会の答申案はまだ十分であると考えております。しかし、自民党内閣のほうでつくりました選挙制度審議会ですら、政治資金の規正をしくちやならぬというところで、私たちの考えでは非常に十分ではありませんけれども、そういう答申をしたので、ますますこのことの重要性ということは明らかになってきたるんじゃないか、徹底的に規正すべきだということは明らかになってきたるんじゃないかと思ひます。閣僚の一人としての法務大臣の見解を聞きたいと思ひます。

○赤間國務大臣 政治資金規正法は目下研究中でございます。おそろくこの通常国会に案が出されるものと考えております。

○川井政府委員 先ほど私の言として、すべての政治献金がわいろと紙一重だというふうにもしお聞きくださったとするならば、これは私の真意ではございません。私は、政治献金といわれるものの中にも、わいろになりあるいはわいろと紙一重のようなものがあると、こういうふうな趣旨で申

上げたのでありまして、今日行なわれておるあらゆる政治献金がすべてわいろと紙一重、こういう趣旨で申し上げたわけではございませんので、お間違ひのないように……。

○高橋(金)委員 閣下して、先ほど質問のうちに、ある議員の名前が出まして、そうしてたとえば關谷君の問題、何か金銭の授受があったような質問ですが、私の調査したところによると、絶対に關谷君は金銭の授受をしておりません。それはもう絶対に間違ひないと思ひます。ところが、こういうことが新聞記事に出るのは、検査庁のほうで発表になるのですか、なったんですか、その点についてが一つと、それから政治献金の問題ですが、ギブ・アンド・テイクで、与える以上は対価が必要なのは、これは当然のことと思ひますが、対価にもいろいろあると思ひます。自民党のやり方、政策に共鳴されて、応援しなくちゃいかぬというので献金する。松本君の共産主義のよき世の中になつてはたいへんだというよきな考え方を持った人たちが、自民党を育成するために支持、援助するために献金をする。これも一つの対価でしょう。それから日本の国がよくなつて、国民が幸福になるといふようなことを目的とするわけですから、それは対価ですが、個人の場合においても、その政治家を大成せしめて、そして後顧の憂いなくならしめて活動さすという意味で献金する。いまのL.P.の問題なんかも、これは一つの政策問題です。その政策問題について、一定の修正権を持つてそれを主張すること、何も値上げをすることが絶対善ではないわけなんです。国政がそんな簡単な、単純な、局部的な立場からばかり考えらるべきものではなくて、国政全体から考えて、その値上げはあまり過当であるという一つの考え方、政見を持つ人も当然なわけで、そういう政見をするのだというふうな見解のもとに、個人において献金をするというふうなことも、これは一つの対価という関係にはなりますけれども、わいろにはならぬという見解を私は持つております。

したがって、政治献金をすれば必ず何かわいろであるというふうにとられては、これはたいへんな間違ひであつて、共産党の方々もしじゅう個人個人が金を出しておられるから、党費を出しておられるから、金はあるに余つておるだろうし、赤旗でいふもうけられておるだろうから、党の運営はできるでしょうけれども、自民党はそういうわけにはいかない。そういうわけで、ほんとに天下の大家から、日本を憂える人、自民党に政権を永続せしめることが日本民族の幸福であると信ずる人が、自民党の政治資金を豊かにするために献金をするというところは、何ら恥ずることはないと思ひますし、きたないことはないと思ひますが、そういうことに対する御感想をお願いしたいと思ひます。

○赤間國務大臣 政治献金は必要なるものでありまして、政治献金があらゆる面から正しくないと頭からきめてかかるというふうなことは、非常な危険な考え方でありまして、政治をやつていくために金の要ることはあたりまえだ、正しい意味の政治献金が相当あること、これを政治献金とは何か好ましくない対価が必ずついているからとかいふようなことは、私はそういうふうには考えません。ただ、名前が政治献金であるが、その実はわいろであるというふうなものは、これは私は大いに考えなければならぬと考へております。正しい意味の政治献金といふものは、私は、別にとがむべきもので何でもない、これによつて今日の政治が行なわれる、これはよく承知はいたしております。御了承を願ひます。

○川井政府委員 最初の問題について、当局から発表したことはいけません。

○松本(善)委員 いまの高橋委員の質問にも関係するのですけれども、こういう問題になつてきますと、政治献金であるかわいりであるかという区別が、非常につきにくいようないろいろな意見も流されます。しかし、たとえば百円、二百円のカンパを私ども共産党に寄せる場合と、それからこのばく大な金を出して業界が利益を得ていると

いうふうな考えられる場合と、これは国民は十分に区別をしております。決してそんな甘いものでない点をお知りいただきたいと思ひます。特に寿原前代議士がいま逮捕されておりますけれども、この場合は対価の関係にあるということを一応検査当局が判断をしたからそこに踏み切つたのだと思ひますけれども、これとの区別が一体どこにあるのかということはどうしてもなつてきます。これは国民がひとしく注視をしていふところでありまして、私たちは、この問題について検査が方針を誤るならば、単なる政治不信ではなくて、すでに政治検査ということばが出ておりますが、検査に対する不信がさらに大きくなるでしょう。私は、この問題についてもっともつと日本の政治の根本的なあり方の問題に關して、重大な問題として徹底的に論議しなければならぬと思ひます。その要路者であります法務大臣に、いま一その断固たる決意を持つてこの問題に当たられたということを要求して、私の質問を終わりたいというふうな思ひます。

○大坪委員長 次回は、明十五日午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時二十五分散会

昭和四十二年十二月二十二日印刷

昭和四十二年十二月二十三日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局